令和８年第３回定例会

決算特別委員会会議概要

委員長　竹　山　美　虎

副委員長　渡　部　伸　広

目　　次

１　開催日時 ・・・

１　地球温暖化対策推進事業について……50
２　森林環境譲与税について……53
３　衆議院議員総選挙について……55
休憩……57
再開……57
○相馬純子委員（無所属）……57
１　校地内除雪について……58
２　１人１台端末の修理について……61
○木村淳司委員（創青会）……62
１　学校配当予算について……62
２　病院事業会計について……64
散会……70
２日目　令和８年９月15日（火）
開議……71
○奈良祥孝委員（市民クラブ）……71
１　歳入について……71
○軽米智雅子委員（公明党）……81
１　除雪オペレーター担い手育成支援事業について……81
２　災害救助法に係る一般住宅の障害物除去業務について……83
３　自主防災組織育成強化特別推進事業について……85
４　介護予防について……86
○赤平勇人委員（日本共産党）……89
１　部活動への支援について……90
２　避難所について……91
３　地域公共交通について……93
○藤田誠委員（立憲民主・社民）……95
１　旧国際ホテル跡地について……95
２　包括算定経費における単位費用の見直しについて……96
３　令和７年度決算における令和６年度と比較した市税収入及び
一般財源の伸びについて……97
４　共同経営・統合新病院整備事業について……98
５　市税における未還付額について……99
休憩……101
再開……101
○柿崎孝治委員（自民クラブ）……101
１　職員の残業時間について……102
２　街路樹の対策について……103

３　青森駅自由通路の利活用に向けた社会実験について……106
○天内慎也委員（日本共産党）……109
１　浪岡北小学校の屋根の改修の進捗について……109
２　浪岡墓園について……109
３　浪岡地区の廃校管理について……110
４　浪岡川の治水対策について……110
○澁谷洋子委員（自民クラブ）……112
１　バサラコーンについて……112
２　青森公立大学について……115
３　私道等整備事業補助金について……117
採決……121
閉会……123

１　開催日時　令和８年９月14日（月曜日）午前10時～午後４時８分
令和８年９月15日（火曜日）午前10時～午後２時23分

２　開催場所　第３・第４委員会室

３　審査案件

議案第129号　決算の認定について（令和７年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算）
議案第130号　決算の認定について（令和７年度青森市病院事業会計決算）
議案第131号　剰余金の処分及び決算の認定について（令和７年度青森市水道事業会計決算）
議案第132号　決算の認定について（令和７年度青森市自動車運送事業会計決算）
議案第133号　剰余金の処分及び決算の認定について（令和７年度青森市下水道事業会計決算）
議案第134号　剰余金の処分及び決算の認定について（令和７年度青森市農業集落排水事業会計決算）

○出席委員

委員長	山本武朝	委員	柿崎孝治
副委員長	竹山美虎	委員	澁谷洋子
委員	小熊ひと美	委員	天内慎也
委員	相馬純子	委員	村川みどり
委員	奈良祥孝	委員	工藤健
委員	関貴光	委員	小豆畑緑
委員	万徳なお子	委員	小倉尚裕
委員	蛯名和子	委員	里村誠悦
委員	木村淳司	委員	渡部伸広
委員	軽米智雅子	委員	花田明仁

○欠席委員　なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長	赤坂　寛	保健部長	千葉康伸
副市長	横山英大	経済部長	横内信満
教育長	工藤裕司	経済部理事	工藤拓実
企業局長	舘山　新	農林水産部長	大久保文人
代表監査委員	鹿内　勲	都市整備部長	中井諒介
総務部長	小野正貴	都市整備部理事	土岐政温
総務部理事	村上　靖	浪岡振興部長	奈良英文
企画部長	金谷浩光	市民病院事務局長	今　国弘
企画部理事	中村　敦	会計管理者	齋藤賢剛
税務部長	横内　修	教育委員会事務局教育部長	武井秀雄
市民部長	佐藤秀彦	教育委員会事務局理事	泉　宏明
環境部長	佐々木浩文	選挙管理委員会事務局長	太田直樹
福祉部長	白戸高史	水道部長	舘山　公
こども未来部長	大久保綾子	交通部長	髙野雅子

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長	田村亜希世	議事調査課主査	花田　昌
議事調査課長	横内英雄	議事調査課主査	石田彩美
議事調査課主幹	富岡俊一	議事調査課主査	増田勝利
議事調査課主査	山田　達	議事調査課主任	杉浦晃平

１日目　令和８年９月14日（月曜日）午前10時開会

○竹山美虎委員長　皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案第 129 号「決算の認定について」から議案第 134 号「剰余金の処分及び決算の認定について」までの計６件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第 129 号「決算の認定について」から議案第 134 号「剰余金の処分及び決算の認定について」までの計６件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹山美虎委員長　御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。各委員の発言時間は、決算特別委員会質疑者一覧表のとおり会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、９月３日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は 15 人と確認されております。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

そして、理事者の皆様には質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。

どうぞ、委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第 129 号「決算の認定について」から議案第 134 号「剰余金の処分及び決算の認定について」までの計６件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自民クラブの小豆畑です。どうぞよろしくお願いいたします。

先日、自民党の国会議員より、こどもまんなか社会についてお話をお伺いする機会がありましたので、本市の現状はどうなっているのか、それをお尋ねしたいと思います。

３款民生費２項児童福祉費１目児童福祉総務費に関連して質疑させていただきます。

身体的・精神的・社会的に良好で満たされた状態で子どもが健やかに成長できるこどもまんなか社会の実現に向けて、令和５年４月の発足以来、子ども子育て政策の強化に取り組んでこられたことと思います。

そこでお尋ねします。

出産前から子育て期までの相談支援を切れ目なく行うこども家庭センターは、全国 1741 市区町村のうち 1496 自治体が設置を終えているようですが、本市のこども家庭センターの概要をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）小豆畑委員のこども家庭センターの概要についての御質疑にお答えいたします。

令和６年４月の改正児童福祉法等の施行に伴い、子育ての悩みや児童虐待等の相談支援を行う子ども家庭総合支援拠点と、母子健康手帳の交付や妊娠・出産等の相談窓口である母子健康包括支援センターを統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの設置が市町村の努力義務とされました。

このことを踏まえ、本市では、安心して子どもを産み育てることができるよう、保健師や助産師、保育士、社会福祉士、臨床心理士等の専門職を配置し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援等を行うあおもり親子はぐくみプラザを、令和６年４月１日にこども家庭センターとして位置づけ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っております。

こども家庭センターの業務としましては、１つに、地域の全ての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務として、母子健康手帳の交付や新生児訪問、乳幼児健診等の母子保健業務等の実施、２つに、支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務として、児童虐待の通告受理や要保護児童対策地域協議会の調整機関としての業務、サポートプランの策定や当該プランに基づく支援等の実施、３つに、地域における体制づくりとして子育てに係る情報をまとめた青森市子育て情報誌「Ｌｅｔ’ｓげんき！」の作成や、ケース会議等を通じた医療機関や保育所、学校等関係機関との連携の強化、これらを実施しております。

あおもり親子はぐくみプラザでは、多職種の専門職がチームで妊娠期から子育て期までを包括的に支援する体制を整えており、引き続き安心して子どもを産み育てることができるよう、親子に寄り添いながら切れ目のない支援に努めてまいります。

○竹山美虎委員長　小豆畑委員。

○小豆畑緑委員　ありがとうございます。

あおもり親子はぐくみプラザイコールこども家庭センターということでしたよね。

それでは、今いろいろお話しいただきましたけれども、令和７年度におけるこども家庭センターの主な取組の利用者数をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長　こども家庭センターの利用者数についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和７年度のこども家庭センターの主な取組の利用者数は、母子健康手帳の交付者数が 1019 人、マタニティ講座の利用者数が延べ 471 人、利用者支援事業に係る子育て家庭や妊婦などの相談者数が 1467 人、プレイルームの利用者数が延べ１万 4468 人、特に支援が必要な妊産婦や子育て家庭に対しサポートプランを作成した人数は延べ 25 人となっております。

このほか、新生児訪問や４か月児健康診査をはじめとする各種乳幼児健康診査等を実施しており、妊娠期から子育て期までの多くの家庭に御利用いただいております。

○竹山美虎委員長　小豆畑委員。

○小豆畑緑委員　ありがとうございます。

子どもの遊び場が少ないということがよく言われているんですけれども、こうやってたくさんの方に利用していただいてよかったなと思っています。

私もたまにあそこをのぞいてみるんですけれども、男の方というか、お父さんが子どもを連れて来ているのを見て、世の中変わったんだなとつくづく思わされているこの頃です。

次に、保育所等に通っていないゼロ歳６か月から満３歳までの子どもを対象にしたこども誰でも通園制度を本市でも実施していると思いますが、その事業概要と実績についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長　こども誰でも通園制度についての御質疑にお答えいたします。

乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とした制度で、令和６年度から国の補助事業として開始されました。

令和８年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度――乳児等のための支援給付として、本制度を実施する保育所等に対し、子ども１人１時間当たり、ゼロ歳児 1700 円、１・２歳児 1400 円を市町村が給付する仕組みで実施されており、本市におきましては、令和６年度は 10 施設、令和７年度からは 17 施設で実施しております。

本制度の対象となる子どもは、保護者の就労要件等を問わず、保育所等に通っていない生後６か月から満３歳未満の子どもであり、１人当たり月 10 時間を上限に、市町村の認可を受けた保育所等で利用することができます。

保護者から徴収する利用料につきましては、国が示す１時間当たり 300 円程度を

標準に保育所等が設定できることとなっており、令和８年度に本制度を実施している 17 施設の利用料は、12 施設が 300 円、４施設が無料、１施設が 1000 円となっております。

また、本市における実施状況につきましては、令和６年度は、事業を開始した令和６年７月から令和７年３月までの利用実績として、10 施設合計で利用児童数が延べ 166 人、利用時間数が延べ 537 時間、令和７年度の年間の利用実績は、17 施設合計で利用児童数が延べ 496 人、利用時間数が延べ 1674 時間、令和８年度は、４月から７月までの利用実績として、17 施設合計で利用児童数が延べ 163 人、利用時間数が延べ 475 時間となっております。

なお、制度の実施に当たりましては、市ホームページや広報あおもり、青森市子育て支援アプリＡＯＭＯＴＴＯの活用のほか、周知用チラシをつどいの広場「さんぽぽ」やカクヒログループスーパーアリーナのキッズルームなど、対象となる子どもの利用が想定される施設へ配置するとともに、１歳６か月児健診の対象者にも配布するなど、制度の周知と利用促進に努めております。

○竹山美虎委員長　小豆畑委員。

○小豆畑緑委員　結構利用されているんだなと思いました。こういう制度ができて、支援給付があって本当によかったです。私は、結婚したあたり、新婚のあたりはずっと夫の転勤でいろんなところに行ったんです。誰も知らないところに行って、小さい子どもを抱えて、歯医者に行くときは、預かるところがないからいつもお腹の上に乗せて治療したんです。でも、今こういうふうになって本当によかったなと思います。ありがとうございます。

次に、先日、地元紙に報道されていた厚生労働省が公表した人口動態統計によりますと、2026 年１月から６月までの上半期に生まれた赤ちゃんの数は前年比 0.8％増、出生数に影響がある婚姻数も、令和６年に続き令和７年も増加、２年連続で好転の兆しを見せていると報道されていました。また離婚数についても、前年度より減少しています。

これによって、出生数の減少度合いが幾らか減少したと考えられますが、本市における過去５年間の婚姻件数、出生数、合計特殊出生率の傾向はどのようになっているのかお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。保健部長。

○佐藤秀彦保健部長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）小豆畑委員の本市の婚姻件数、出生数、合計特殊出生率についての御質疑にお答えいたします。

過去５年の本市の婚姻件数につきましては、令和２年は 938 組、令和３年は 889 組、令和４年は 908 組、令和５年は 749 組、令和６年は 772 組となっております。

出生数につきましては、令和２年は 1480 人、令和３年は 1483 人、令和４年は 1354 人、令和５年は 1278 人、令和６年は 1206 人となっております。

合計特殊出生率につきましては、令和２年は 1.25、令和３年は 1.31、令和４年は 1.25、令和５年は 1.22、令和６年は 1.20 となっております。

いずれの項目におきましても、一時的な増加はありますものの、全体としては減少傾向となっている状況にあります。

○竹山美虎委員長　小豆畑委員。

○小豆畑緑委員　合計特殊出生率、これは、15 歳から 49 歳までの女性が産んだ子どもの数を基に毎年算出されていて、人口を維持するためには、おおむね 2.07 を保つ必要があると言われています。

ＡＩで調べさせていただいたんですけれども、日本の最新の合計特殊出生率、2025 年、概数ですけれども、これは 1.14 で、前年の 1.15 から低下して 10 年連続で過去最低を更新している。本市は、それよりもさらに低いのですよね。

それでは、本市の過去５年の離婚件数の推移をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。保健部長。

○佐藤秀彦保健部長　過去５年の離婚件数についての再度の御質疑にお答えいたします。

過去５年の本市の離婚件数につきましては、令和２年は 421 組、令和３年は 367 組、令和４年は 361 組、令和５年は 367 組、令和６年は 385 組となっておりまして、こちらの数値につきましても、一時的な増加はありますものの、全体としては減少傾向という状況になっております。

以上です。

○竹山美虎委員長　小豆畑委員。

○小豆畑緑委員　ありがとうございます。

令和２年、結婚した婚姻数が 938 組。そしてその年、この方たちが離婚したわけじゃないでしょうけれども、離婚数は 421 組。44.8％の方が離婚となっており、令和６年、婚姻数が 772 組、離婚が 385 組、49.8％となっていて、令和５・６年、およそ婚姻した人のほぼ半数に当たる人が離婚されており、これによって出生数の減少に影響を及ぼしているのではないかと推察します。

その上、長期的に出生数の減少は続くとの推計もありますので、少子化対策に一層の御尽力をお願い申し上げます。

次に、少子化が依然として深刻な中、小学・中学・高校生の自殺者は、令和７年度 538 人となり、過去最多となりました。ネット上のいじめや誹謗中傷、児童ポルノや性被害なども後を絶たず、危機的な状況だと思います。

そこでお尋ねします。

本市の小・中学校における自殺予防対策についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）小豆畑委員からの小･中学校の自殺予防対策についての御質疑にお答えいたします。

厚生労働省の調査「令和７年中における自殺の状況」では、小・中学生及び高校生の自殺者数は近年最多を更新し、令和７年中は過去最多の 538 人を数え、本県でも４人となっております。その主な原因・動機につきましては、学校問題、健康問題、家庭問題等としております。

本市小・中学校において、自殺対策上の見守りが必要な児童・生徒もまた年々増加し、希死念慮を持つ児童・生徒、危険行為を行う児童・生徒、自傷行為がある児童・生徒、虐待を受けた、あるいは疑いのある児童・生徒の数は、令和８年８月末時点で 336 人に上っており、義務教育が終了するまで見守りを継続することとしております。

自殺予防対策は、単に死を防ぐだけではなく、全教育活動を通して、児童・生徒に生きる力を育成することにより、死を遠ざけることが重要であります。

このことから、本市小・中学校では、学校教育指導の方針「夢と志をもち未来を拓く児童生徒の育成」の実現に向け、自校の実態に応じた適切な教育課程を編成・実施する中で、児童・生徒が直面する学習や進路に係る問題、いじめやＳＮＳに係る問題、思春期の性に係る問題、自らの健康や家族に係る問題等について、「いのちの教育」として意図的に扱うようにしております。

特に、いじめやＳＮＳの問題については、道徳・学級活動での話合い活動を通して、児童・生徒が自らの生活を考えるようにしております。

また、全国的にいじめ問題が深刻化する中、今年度はいじめ認知件数が増加する５月、９月をいじめ防止強調月間とし、予防活動の強化に努めております。

また、見守りが必要な児童・生徒については、日常的な観察を通して教育相談等に努めており、必要に応じてケース会議を開催し、あおもり親子はぐくみプラザ・青森県中央児童相談所等と連携しながら支援に努めております。

今年度からは、児童・生徒及び教職員の負担軽減のため、健康観察アプリＣＯＣＯ－Ｔｅｎを活用し、ささいな変化にＳＯＳ会議で対応できる体制を整えたところであります。

また、全国的に自殺者が多い長期休業明け時期につきましては、家庭訪問や電話連絡、出校日を設けての教育相談など、学校・家庭・教育委員会が連絡を取り合いながら見守りを行っております。昨年度からは、この時期の児童・生徒及び教職員の負担軽減を図るため、ゆるやかスタートウィークを取り入れながら実施しているところであります。

このほか、家庭問題が自殺の大きな要因となっていることから、教育委員会では、市ＰＴＡ連合会及び小・中学校長会と連携しながら、令和６年９月に子どもの健やかな成長と笑顔を支えるための７か条を策定するとともに、月に一度、家庭教育啓発チラシを配付し、家庭と連携した教育の強化に努めております。

また、健康問題については、養護教諭を中核とした健康相談や薬物乱用防止教室、思春期教室のほか、１人１台端末による健康相談、校内教育支援センター等の居場

所づくりを通して、児童・生徒の悩みや不安に対応しており、緊急事案については、臨床心理士や医師らで構成する緊急支援チームによる支援を行っております。

各校におきましては、これらの自殺予防対策に努めるとともに、児童・生徒のウエルビーイングの充実に資するよう、自己決定と自己実現を重視した教育活動を展開しております。

教育委員会としても、教育課題が山積する中、アンケート調査など児童・生徒の声を通して、ＰＤＣＡサイクルに基づいた適切な学校運営がなされるよう各校を支援してまいります。

以上であります。

○竹山美虎委員長　小豆畑委員。

○小豆畑緑委員　ありがとうございます。

市の教育委員会で出しておりますいじめを防止する対策のリーフレットを見せていただきました。大変よく編集されていたと思います。

深刻化する小・中学生の自殺対策は喫緊の課題です。相談体制の充実や早期発見、それを強力に迅速に進めてくださるようにお願いいたします。

次に、先ほど答弁の中に出てきましたＳＯＳ会議の概要をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長　ＳＯＳ会議についての再度の御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、令和６年、令和７年と不登校児童・生徒が２年連続で減少したことを踏まえ、今後については、新たな不登校を生まない取組として、児童・生徒が発するささいな変化をＳＯＳとして受け止め、迅速に共有・対処・称賛の教育活動を展開できるよう、これら一連の対応をＳＯＳ会議と称して行うこととしたものであります。

教育委員会では、これら一連の対応は自殺予防対策としても有効なものと考えて実施しております。

以上であります。

○竹山美虎委員長　小豆畑委員。

○小豆畑緑委員　お伺いしていて、私も自殺対策には重要な会議だと思っていました。

それでは次に、いじめの認知件数は５月、９月が増加するとのことですが、それぞれの件数と、なぜこの時期に多いのか、お願いします。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長　５月と９月のいじめの認知件数についての御質疑にお答えいたします。

本市におけるいじめ対応については、青森市いじめの認知に係る標準指針にのっとり、各校において積極的認知、組織的対応に努め、教育委員会へ報告することとなっております。

これまでの報告によりますと、本市のいじめの認知件数は、全国と同様に新学期の緊張が解ける時期であることや、長期休業明けという環境の変化が生じることから、５月、９月に増加する傾向にあり、令和７年度のいじめの認知件数は、５月が 295 件、９月が 265 件となっておりました。

教育委員会では、この実情を踏まえ、両月をいじめ防止強調月間とし、児童・生徒による校内放送やポスター掲示を行うなど未然防止活動を強化したところであります。

その結果、令和８年５月の認知件数は 224 件となり、71 件の減少が見られたところであります。

なお、いじめの動態といたしましては、冷やかしやからかいが最も多く、次いでぶつかられる、たたかれる、嫌なことをされるの順となっております。

また、９月については現在、当該月間の取組を実施中となっております。

以上です。

○竹山美虎委員長　小豆畑委員。

○小豆畑緑委員　ありがとうございます。

認知件数の減少はやはり先生方の御指導のたまものだと思います。これからも継続して御指導をよろしくお願いいたします。

次に、子どもが健やかに育つための生育環境の整備において気をつけなければいけないのは、青少年が安全・安心にインターネットを利用できる環境整備の推進が求められますが、本市の小・中学校の児童・生徒に配備している１人１台端末について、安全・安心に使用されるための取組についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長　１人１台端末の安全安心な使用についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、国のＧＩＧＡスクール構想に基づき、令和２年度から１人１台端末の導入を進め、令和７年度には全ての小・中学校へ配備を完了したところであります。その間、授業における個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の推進、多様な教育課題を抱える児童・生徒の健康相談や教育相談への活用、遠隔授業やＡＩ型ドリル教材の活用による不登校児童・生徒への学習支援の充実などを図っており、１人１台端末は、国が提言するように、本市の児童・生徒にとって文房具の一つとして欠かせないものとなっております。

一方、国においては、不適切なウェブページの閲覧や違法・有害情報との接触を確実に防止するよう対策を求めており、教育委員会ではこのことを踏まえ、端末の導入当初からパソコン活用のルールを作成し、市内全公立小・中学校へ周知するとともに、フィルタリング機能を活用し、インターネット検索に際して有害サイトにアクセスできないようにするなどの安全対策を講じ、適切に使用するよう指導してきたところであります。

また、令和８年１月からは、児童・生徒の健康に配慮し、小学生は午後 10 時以降翌朝６時まで、中学生は午後 11 時以降翌朝６時まで使用できない設定とし、依存抑止等に取り組んでおります。

しかしながら、児童・生徒のインターネット等の利用については、その多くが家庭で所有しているスマートフォン等によるものであることを踏まえ、各学校では、児童･生徒や保護者を対象とした情報モラル教室や新入生説明会において、ＳＮＳ等インターネットの適切な利用に係る講話等を行っております。

教育委員会におきましても、近年、ＳＮＳを介した誹謗中傷、いじめ、個人情報の流出、性に関連した諸問題が全国的に増加傾向にあることを踏まえ、毎月作成･配付している家庭教育啓発チラシを用いて、昨年度６月及び今年度７月の２回にわたって、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づき、児童・生徒がスマートフォンを使用する場合は、ルールの設定や端末の管理を適切に行うことが保護者の責務であること、インターネット上でトラブルが生じた場合には、解決に向けて学校や関係機関との連携が大切であることなどを呼びかけたところであります。

また、教育委員会では、子どもの健やかな成長と笑顔を支えるための７か条の条文にある、大人が手本となることや、子どもに社会のルールを教えることなどを踏まえながら、今後においても機会を捉えて、インターネットの適切な利用の意義と必要性について周知を図ってまいります。

以上であります。

〇竹山美虎委員長　小豆畑委員。

〇小豆畑緑委員　ありがとうございます。

答弁の中で、インターネットの適切な利用の意義と必要性について周知を図っていくとありました。加えて、私からインターネットを使う際のリスクとして、例えば脳や目、耳などに身体的なデメリットがどのぐらいあるのかも周知をぜひお願いしたいと思います。

それでは、次の質疑です。

こども家庭庁は、こどもの育ちに係る基本的なビジョンであるはじめの 100 か月の育ちビジョンを策定し、認知拡大と具体的な取組を推進するよう要望していますが、本市の取組状況をお示しください。

〇竹山美虎委員長　答弁を求めます。こども未来部長。

〇大久保綾子こども未来部長　小豆畑委員のはじめの 100 か月の育ちビジョンに係る本市の取組についての御質疑にお答えいたします。

国では、子どもの誕生前から幼児期までは、人の生涯にわたるウエルビーイングの基盤となる最も重要な時期であり、全世代の全ての人がこの時期から子どものウエルビーイング向上を支えていくことができれば、こどもまんなか社会の実現へ社会は大きく前進するとし、令和５年 12 月に、幼児期までの子どもの育ちに注目した

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン、いわゆるはじめの 100 か月の育ちビジョンを策定いたしました。

本市におきましても、妊娠期から小学校１年生までのこの時期の支援は、子どもの健やかな成長や豊かな人格を形成する上で重要であると認識しており、あおもり親子はぐくみプラザでは、誕生前から幼児期まで様々な支援に取り組んでおります。

具体的な取組といたしまして、出生前には、母子健康手帳の交付時に保健師等の専門職が全ての妊婦等と面談し、妊婦の不安等が解消されるよう妊婦と保健師が相談しながらあおもり親子はぐくみプランを作成し、妊娠中の日常生活の注意点や出産に向けた準備等の保健指導を行っております。

また、マタニティ講座におきましては、赤ちゃんのいる生活がイメージできるよう、赤ちゃんのお世話や絵本の読み聞かせ、触れ合い遊び体験などを実施しております。

出生後には、４か月児、７か月児、１歳６か月児、３歳児の健康診査を実施し、子どもの発達や健康状態の確認、保護者からの相談に応じているほか、４か月児健康診査では、絵本や触れ合い遊び等を紹介し、１歳６か月児健康診査では、絵本の読み聞かせを行うとともに絵本を配付し、触れ合いが子どもの心の安定につながることを保護者に伝え、親子のきずなを育む取組を行っております。

加えまして、就学に向けた支援といたしまして、令和８年度からは新たに５歳児健康診査を実施し、子どもの発達の特性に応じ、多職種の専門職が相談に対応し、適切な支援につなげているほか、教育委員会と連携し、子どもたちが幼稚園・保育所・認定こども園から小学校へスムーズに移行できるよう、市内の幼稚園及び保育所等の園長、小学校の校長、市関係部局等が一堂に会する幼保小連携協議会を開催しております。

本市といたしましては、子どもの成長にとって重要な時期であるはじめの 100 か月について、医療機関や児童相談所、教育委員会等、子どもの育ちを支える関係者、関係機関との連携強化に努め、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組んでおります。

○竹山美虎委員長　小豆畑委員。

○小豆畑緑委員　きめ細やかに対応していただいていることに感謝します。

それでは、答弁にありました令和７年度の３歳児健康診査において精密検査と判定された子どもの割合、また、今年度から実施した５歳児健診審査において精密検査と判定された子どもの割合はどうなっているのか、お示しいただきたいと思います。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長　精密検査についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和７年度の３歳児健康診査受診者数は 1326 人であり、小児科医の診察の結果、

身体的な所見により精密検査が必要と判定された子どもの割合は 315 人で 23.8%、精神発達に係る所見によるものが 84 人で 6.3%、耳鼻科医による診察の結果によるものが 222 人で 16.7%、視力検査等の結果によるものが 199 人で 15.0%となっております。

また、今年度から開始いたしました５歳児健康診査につきましては、５歳の誕生日を迎える児童に順次アンケートを送付し、当該アンケートの結果を踏まえて、集団健診が必要と判定された子どもを対象に健診を行っております。

集団健診の対象となり８月までに健診を受けた人数は 50 人であり、そのうち精密検査が必要と判定された子どもの割合は、精神発達の所見によるものが 17 人で 34.0%、身体的な所見によるものが６人で 12.0%となっております。

○竹山美虎委員長　小豆畑委員。

○小豆畑緑委員　ありがとうございます。

３歳児は、令和７年受診者 1326 人中 61%が、また、５歳児で今年度 50 人の受診者ですが、全体の 46%が何らかの精密検査が必要と判定されていたとのことで、その数の多さに驚いています。

発達段階に応じて精密検査が必要であり、早期発見が子どもの成長に大きく影響することは保護者に周知を図っていただくよう、ぜひともお願いします。本当に大きい数でびっくりしました。

これで私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○竹山美虎委員長　次に、小倉尚裕委員。

○小倉尚裕委員　創青会、小倉尚裕です。

質疑に入る前に、９月 11 日、ＧＸ戦略地域第１弾の発表がありました。結果的に言いますと、今回は青森市の中核工業団地は認定はされなかったと。でも、これはやはり想定内であったのではないかと。４月 24 日、全国でこのＧＸ戦略地域、特に脱炭素電源活用型というのは 23 地域がありました。そして、この中に青森市もあった。今回は８地域が選ばれました。青森県では六ヶ所村と六戸町。これは六ヶ所村と六戸町の単体ではなくて、合わせて青森県という形で認定されています。いわゆる六ヶ所村と六戸町が一体で整備を進めるという今回の認定であります。これは今後、国が様々――当然これは県が申請していくんですけれども、さらに精査して、そして進めていく中で、年内にもまたこの有望地域、青森市は有望地域に入っていますので、これをさらに選定していくとあります。ぜひ、青森市はこの脱炭素電源活用型、これを何としても県と一緒に国から認定していただいて、豊富な電源を活用したこの中核工業団地、これをぜひとも整備していただきたいと思います。何分、これは決算に入らないので、このような形で言わせていただきます。

それでは、今回、私は３点質疑します。浪岡地区ＡＩデマンド交通について。８款土木費４項都市計画費１目都市計画総務費に関連して。再質疑は４問あります。

次に、米について。６款農林水産費１項農業費３目農業振興費に関連して。これ

は再質疑３点。最後に、リンゴについて。６款農林水産業費１項農業費３目農業振興費に関して。これは再質疑４点お願いいたします。

まず初めに、浪岡地区のＡＩデマンド交通について。

これがちょうど始まりましたのが、令和６年度から実証実験を経て、非常に好評であったと。そして、市長の、地域の交通の足を確保するというので、非常に評価の高い取組です。県内だけではなくて、いろいろ全国からも注目されている取組となっています。

それでは、本格運用が昨年度から始まりましたが、令和７年度、令和８年度の利用実績をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　小倉委員からの浪岡地区ＡＩデマンド交通についての御質疑にお答えいたします。

浪岡地区ＡＩデマンド交通は、本市総合計画の基本構想で掲げた将来都市像「みんなで未来を育てるまちに」の実現に向け、デジタル技術を活用した公共交通機関の充実を図り、公共交通空白地帯の解消と高齢者等の交通弱者が利用しやすい公共交通サービスを提供することを目的に、それまでのコミュニティバスに替え、令和６年度の実証実験を経て、令和７年度から平日３台、土曜日２台の体制で運行を開始したところであります。

デマンド交通の主な利用目的といたしましては、１つに、高齢者の方々による買物や通院、２つに、公民館などの公共施設等への移動、３つに、児童のクラブ活動への移動などとなっており、令和７年度の利用実績につきましては、利用者数が延べ２万3779人、１日当たりの平均乗車人数は80.6人と、コミュニティバスと比較し２倍以上の利用となっております。

また、令和８年度の利用者数につきましても、８月31日時点で延べ１万204人、１日当たりの平均乗車人数は81.6人と、令和７年度の同時期と比べて1824人の増となっております。

浪岡地区ＡＩデマンド交通は、本格運行を開始して以降、利用者数も増加傾向にあり、地域に浸透しておりますことから、今後におきましても、利用者や住民の声をお聞きし、より一層快適で使いやすい交通手段となるよう努めてまいります。

○竹山美虎委員長　小倉委員。

○小倉尚裕委員　まず、この浪岡地区のＡＩデマンド交通の大きな特徴は、市で予算を持って、以前に青森公立大学の足達先生にお願いをして、ゼミの学生で、県内ではおいらせ町、そして、弘前市、また、北海道のニセコ町、札幌市とこの４か所に実際に行っていただいて、その結果を踏まえて浪岡地区でフォーラムを開いて、それで実施をしました。非常に大学の生徒にそういうふうに実際行ってもらって、どういう点が良いのか。全て違っていました。おいらせ町も、そして弘前市も。弘前市は以前から100円の循環バスというのが大きな特徴で、それを踏まえたデマン

ド、停留場を使ったデマンド交通という手法では、ニセコ町はドア・ツー・ドアという形で各地域が非常に特徴のある中で、浪岡地区にはどれが最もふさわしいのかという中で、このドア・ツー・ドアという手法にして進めたという中で、非常に好評であると。私がいろいろ――例えば弘前市と平川市が両方くっついていますので、利用者が非常に重なる地域がある。したがって、これを両市でデマンド交通という形で活用しようという計画も今進んでいます。これも青森市のこの浪岡地区の取組を非常に参考にしているとお聞きをしています。

そこで再質疑です。

今ちょうどありましたように、当初は高齢者が利用すると。病院であり、買物であり、銀行でありというような想定であったんですが、非常に児童、小学生、そして、こども園の生徒も活用しているとのお話を聞いています。

浪岡地区でのデマンド交通を利用している児童数をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　児童の利用実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡地区ＡＩデマンド交通における小学生以下の児童の利用状況につきましては、主に小学生のクラブ活動への移動、保育園の園外活動への移動、小学校から塾など習い事教室への移動等となっておりまして、利用者数につきましては、令和７年度が延べ1797人、令和８年度は８月31日時点で延べ1176人となっております。

以上です。

○竹山美虎委員長　小倉委員。

○小倉尚裕委員　実は小学生が今の部活動からクラブ化という中で、小学校がいろいろ複合の学校でクラブを行っているこの送迎であったり、また、浪岡地区は結構広いので、塾に行くのにちょうど学校にデマンドバスが行って、それで、これも事業者の御配慮で、本来であれば子どもだけというのは非常に難しいんですけれども、これもそういうふうに学校にバスが迎えに来ます。学校に行って、ちゃんと先生のほうでも見守りをして乗せる。塾のほうで配慮をして、ちょうど来たら、塾の先生が迎えるというような形で、塾の送迎にも活用している。第一次産業が米、リンゴの地域ですので、例えば２時・３時の時間に、塾に子どもさんを送っていくというのは非常に難しい。当然共稼ぎの御家庭でもそうだと思います。このような面で活用している。これはいろんな形で画期的だと思います。帰りは親御さんが迎えに行ける時間になりますので、こういう点も、ぜひまたいろいろ浪岡地区から広げていただければ、最も活用できている点だなと思っています。ぜひ子ども園でも様々な事業に活用していると聞いていますので、相乗効果、高齢者だけではないこの生徒であったり児童であったり、このような子どもたちが活用している。ぜひまたこういう点を参考にして、青森地区でさらに広げていただきたいと思います。

次ですけれども、このデマンド交通というのは、ちょうど20年前に旧浪岡町が青

森市と一緒になって、病院の送迎バスは継続して、その後、コミュニティバスになって、このデマンド交通バスという予算は、ここから始まっています。浪岡地区では40年前からこの病院の送迎というバスを活用してきました。このバスの始まりである浪岡病院の通院、これが最も大きな特徴です。

浪岡病院の通院でデマンド交通を利用している人数をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　通院者の利用実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

デマンド交通を利用して浪岡病院に通院される方の利用実績につきましては、令和７年度が延べ1139人、令和８年度が８月31日時点で延べ551人となっております。なお、この実績には、診療後に買物等を行うため病院から店舗等への移動手段としての利用も含まれております。

以上であります。

○竹山美虎委員長　小倉委員。

○小倉尚裕委員　利用者もいろいろ考えて、送ってもらうときは病院で、その後、自分たちで移動して銀行に行ったり、また、スーパーで買物をして、またそこで予約をすると。いろいろ活用を考えているんだと思います。非常にこれも高齢者の方が活用している。こういう点も非常にいいのかなと思っています。特に浪岡では、温泉がいろいろ、浪岡総合保健福祉センターの温泉であったり、花岡荘の温泉だったり、こういう点も非常に高齢者の方が活用していると聞いていますので、やはり、市民の交通手段の確保ということでは非常に大きいと思います。

問題は、やはり使いたいけれども、なかなか予約が取れないというお話をどうしても耳にします。そういう場合の対応についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　予約混雑時の対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡地区ＡＩデマンド交通の乗車予約につきましては、乗車希望日の７日前から前日まで先着順により受付を行っております。

予約混雑時の対応につきましては、車両台数に限りがあるため、先の予約で設定した運行ルートでは乗り合いが困難な場合もあり、希望する申込み内容に対応できず、予約を見送らせていただくこともありますが、可能な限り申込者の希望に沿うよう運行ルートの再調整や利用可能な時間帯を御案内するなど、極力利用していただけるよう調整しているところであります。

以上です。

○竹山美虎委員長　小倉委員。

○小倉尚裕委員　どうしてもこの利用者にすれば、予約が取れなかった。でも、バスを見れば、９人乗りなんだけれども、そんなに乗ってないのになあと。また、予

約を取って乗ってみたら、意外ともっと多くの人が乗っていると思ったら、そうでもないのになあと感じる方がやはり多いんだと思います。こういう点もいろいろ、今後解消していくには、やはりＡＩデマンド交通という、ＡＩというような形になっています。

これからデマンド交通を運行するに当たり、ＡＩはどのような形で活用されていくのでしょうか。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　ＡＩの活用についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡地区ＡＩデマンド交通では、予約を受ける際、申込みされる方から、乗降希望場所、乗車人数、乗車または降車希望時間をお聞きし、受け付けた情報と他の予約情報をＡＩが突き合わせを行い、乗り合い運行に適した最短経路や所要時間を判断し、そのデータを活用しながら運行経路及びスケジュールを調整しております。

なお、運行経路及びスケジュールにつきましては、運行日前日に決定することとしておりますが、それまでの間に受け付けた予約につきましては、ＡＩを活用しながら時点修正を行い、可能な限り乗り合いができるよう努めているところであります。

以上です。

○竹山美虎委員長　小倉委員。

○小倉尚裕委員　最後に、今後の要望について申したいと思います。

やはりいろいろやってみて、これは令和６年度の実証実験から始まって、そして令和７年から５年間の契約で１年半過ぎました。非常に好評です。ぜひこれを、浪岡地区をモデルとして、全体の青森市内のできる地域でぜひ進めていただきたいと思います。いろいろ他の市町村を見ますと、弘前市と平川市はもう市をまたいでお互いに活用しようとか、非常に青森市のＡＩデマンド交通を参考にして事業を進めると聞いています。やはり多くの方がまずは乗車できるような、そのような取組を事業者と一緒に今後考えていただきたいと思います。これについては、これで終わります。

それでは次は、米についてです。

今ちょうど、米の収穫が始まってきました。問題は米の概算金払い、米の値段を決めて、そして、農協さんが確定をしていくと。この時期になっています。恐らく、今日明日には青森県でもＪＡからの概算金の発表があるのではないかというようなお話があります。新潟県ではＪＡが１万 7000 円ぐらいというような発表がありました。秋田県――私は先週大潟村にちょうど視察に行ってきたんですけれども、秋田県のほうでは１万 6000 円ぐらいと。当然そうなってきたとき、では青森県はどうなのかとなれば、恐らくですけれども１万 3500 円から１万 5000 円。秋田県から見ると、やはり 2000 円から 2500 円安い、新潟県から見ると 4500 円ぐらい安いと。そ

のような値段になるのではないかというお話もあります。当然、生産者からは非常にこの価格については、これではやっていけないというようなお話も当然出てきます。米の値段というのは、買取りの価格がまずこのように発表になって、物を売るときに当然物を作って、それに運送費がかかって、保管費がかかって、当然そこからまた卸があって販売する。通常、普通のものでも生産費の倍の値段がするというのは何でもそうだと思います。それがなぜか、この生産した農家から買った価格で買えるのではないか。これは国民が大きな間違いをしている。当然、流通であり、保管であり、またそれを精米する等、様々な経費、運送費含め、お金がかかる。したがって、作った値段の倍するというのは、本来、これ当然の話だと思うんですけれども、なぜか、この２年間で、生産者が買い取ってもらった価格で消費者が買えるのではないかと、そのように考えているのは非常に残念であると。こういう点をぜひ新たな認識を持っていただきたいと思うのであります。農林水産部長、恐らく今日明日には概算金の発表になるんだと思います。非常に厳しい金額になっていくと思います。

それを踏まえて、まず圃場整備、ため池の整備など、農村整備に係る事業の概要についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長　小倉委員の圃場整備等農業農村整備事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、県を事業主体とする圃場整備やため池の整備など、農業農村整備に係る事業について計画的に取り組んでいるところであります。

令和７年度に実施いたしました主な事業の概要といたしましては、圃場整備事業につきましては、平成 26 年度から令和７年度までを計画期間とする幸畑地区におきまして不等沈下対策の補完工事、令和２年度から令和８年度までを計画期間とする三本木・滝沢地区において石礫除去等の補完工事、令和５年度から令和 11 年度までを計画期間とする銀地区におきまして農道及び用排水路工事、また油川地区及び下石川地区におきましては、新たな圃場整備事業の実施に向けた調査・計画事業等を実施しているところであります。

次に、ため池整備につきましては、令和５年度から令和９年度までを計画期間とする西田沢大堤において改修工事に着手し、令和７年度から令和 12 年度までを計画期間とする金左衛門ため池において測量設計を実施したところであります。

また、頭首工改修につきましては、令和４年度から令和９年度までを計画期間とする後潟川頭首工において自家発電機の更新等を実施したところであります。

○竹山美虎委員長　小倉委員。

○小倉尚裕委員　まず、なぜこの圃場整備、ため池等の農村整備に係る事業の概要かと申しますと、今、やはり全て農業機械というのが非常にスマート農業を進めていると。そういうような面で、国も進めている。そして、担い手が減ってきている

と。したがって、集約化――ある程度の規模を持った農家の方が耕作をする。そして、現在の食料自給率、38%から37%にまた下がったとあるんですけれども、この青森県は、北海道、秋田県、新潟県、山形県、そして青森県の５番目で100%を超えている。ちなみに、もう１県は岩手県でこの６つが日本の中で、カロリーベースで食料自給率 100%を超えている道県です。したがって、そういう中で基盤整備というのが非常に大きいです。やはり機械をいろいろ運用するに当たっても、当然効率化が必要であり、そういう面でもこの圃場整備というのがやはり必要である。この認識をぜひ持っていただきたいと思うものであります。

そして、ため池。これも国も防災とかんがい含めて、やはりため池整備をしていくというような方針であり、そして、頭首工。この頭首工がなければ水を保水できないという点があります。

そこで、圃場整備、そして水利施設の改修等について、地元からの要望状況についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長　圃場整備、水利施設の改修等の地元要望についての再度の御質疑にお答えいたします。

現在、市には、圃場整備につきまして、青森地区で５地区、浪岡地区では１地区の要望があります。

また、頭首工などの農業水利施設の改修等につきましては、青森地区では３地区、浪岡地区では２地区の要望が寄せられております。

これらの事業につきましては、県営事業として行われ、また事業実施に向けましては、事業規模、担い手への農地の集約化、事業費負担など、地域の方々の合意が必要なことから、県と市、地元で協議を重ねながら進めているところであります。

○竹山美虎委員長　小倉委員。

○小倉尚裕委員　圃場整備については、青森地区は５地区、そして、浪岡地区では１地区の要望が上がっていると。国も今最優先しているこの事業に関しては、やはり圃場整備になっています。というのは、ある程度集約化をしていくと。これについては、国、県そして当然市町村、この地元負担というような形で負担をしていく。最後は地元の市町村の負担の１割、この地元負担の１割を市町村が負担をして事業を進めていくかどうか。これが事業を進めるに当たって、採択になるかどうかになっていきます。国、県等は圃場整備を進めてくださいと、その分の予算は確保していますというような部分です。私はやはり津軽地域として考えたときには、例えば、つがる市であったり、また五所川原地区であったり、中泊地区であったり、こういう地域においては、ほとんど市町村が一体となって圃場整備を進めている。そして、ともすれば国のモデル事業になっていて、中間管理事業等も進めているという現状も見るに当たって、いろいろこの圃場整備、こういう点も要望が来ていると。当然その中でどういう形で優先順位をつけていくのかという点があるんだと思います。

こういう点もぜひいろいろお話を進めていただきたいと思います。

先般、線状降水帯で、浪岡地区がやはり警戒レベル４、ともすれば避難指示が出て、浪岡地区で言いますと３か所の小学校――浪岡北小学校、大栄小学校跡地、そして本郷小学校と３か所に避難する方がいました。今回は無事氾濫せずに済みました。50年前のちょうど豪雨の際には、ちょうど４月から８月にかけてでした。この時期というのは、実は浪岡ダムがまだ完成する前で、それで、来た水は全て河川に入っていくというような状況で、氾濫して浪岡地区の３分の２が水没しました。私もちょうど大学１年生で、ねぶたを見に来て、友達が２人うちに泊まったときに、私の胸まで水が入って、全部水没しました。当時を鮮明に覚えています。それから浪岡ダムの計画が早まって、現在の浪岡ダムが完成しています。今回は、ちょうどこの９月の時期は、かんがい用ダム――農業用ダムですので、水を全て放出して、全く水が入っていなかったんです。

したがって、降った水は全てダムで保水しました。これも全て、県の県土整備事務所から浪岡川土地改良区のダムの管理課に電話が入って、そして、浪岡ダムの放水を止めて水をダムにためてください、この指示が来ました。当然、土地改良区の職員は朝３時から全部、各地域を回って状況を見ていました。そういう中でダムの放水が――浪岡川のダムが全て放水しませんでした。浪岡川ともう１本、細野地区から来ている正平津川という川があります。こちらはダムがないので、全て水が川に入ってきます。水量がもう圧倒的でした。浪岡川のダムの何倍もある水量で、これがもしダムが放水――当然、ダムというのは６割以上の保水を超えると放流の指示が来ます。したがって、そうなれば下流が氾濫しても放水をしなければ駄目だという形になります。今回は、それがなかったので明らかに氾濫せずに済みました。警戒レベル４の本当にすごい雨でした。それでも氾濫しなかったのは、間違いなく、このダムがちょうど保水をしたからです。これが６月、７月だったら、恐らく放水をすれば間違いなく氾濫したんだなと思います。非常にそういう点を考えれば、このかんがい用ダムですが、田んぼは田んぼダムになり、川からは全部ポンプで用水を揚げて、水量を調整します。このダム、そして、用水路のポンプアップ、そして、田んぼに保水をする。これがいかに防災になっているかというのが明らかに実感した部分です。

そこで質疑です。

老朽化した浪岡ダム、これは 50 年たっています。国営事業で今、基本調査が始まっています。浪岡ダムをはじめとする基幹水利施設について、本市も会員となっています国営浪岡川・五所川原市南部土地改良事業促進協議会が、国営土地改良事業による施設改修を促進するため、国や県に要望活動を行っていますが、現在の進捗状況等をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長　国営浪岡川・五所川原市南部土地改良事業促進協議会

による要望活動についての再度の御質疑にお答えいたします。

国営浪岡川・五所川原市南部土地改良事業促進協議会につきましては、国営浪岡川農業水利事業により整備されました浪岡ダム等の基幹水利施設が老朽化の進行により本来の機能を発揮できない状況が生じておりますことから、国営土地改良事業による施設改修を促進するため、平成 27 年に当該施設の受益範囲にあります青森市、五所川原市、藤崎町及び板柳町と、浪岡川土地改良区及び五所川原市南部土地改良区を会員として設立されたところであります。

本協議会では、老朽化した基幹水利施設の改修について、これまで国や県への要望活動を行ってきたところであります。これに伴いまして、国におきましては、平成 28 年度から平成 30 年度にかけまして銀頭首工と川倉揚水機場の２施設の改修を実施したところであります。また現在は、浪岡ダム、頭首工２か所、揚水機場１か所、用水路５路線、用水管理施設１か所の改修に向けた各種調査が行われているところであります。

調査の具体につきましては、平成 29 年度から令和３年度にかけまして原因究明等調査を行い、令和４年度から令和７年度にかけましては、地域整備方向検討調査を実施したところであります。また令和７年度には、国営土地改良事業地区調査への着手を要望し、今年度から調査が実施されているところであります。今後は、令和 10 年度までの地区調査が行われる予定であります。その後、施設の全体設計が行われた後、改修工事が実施されることとなります。

○竹山美虎委員長　小倉委員。

○小倉尚裕委員　青森県、津軽地域でダム、当然、多目的ダム――いろいろ飲用水であったり、また、発電をするという津軽ダム、そして浅瀬石川ダムと多目的ダムが２つあります。かんがい用ダム――農水用ダムというのが大鰐町の早瀬野ダム、そして、黒石市の二庄内ダム、そして浪岡ダム、そしてまた五所川原市金木町の小田川ダムと、ダムが４つ。したがって、多目的ダムが２つ、かんがい用が４つ、計６つです。これが全て、最後は全部岩木川に入って、そして十三湖に入っていきます。全て川上がこの６つのダムです。したがって、そういう面で、川上を整備しなければ、最後の五所川原市であったり、つがる市であったり、また、中泊地区であったり、農業だけではなく、全ての防災においても非常に影響が大きい。したがって、川上を整備するというのが非常に重要です。

その川上にあるのが、浪岡ダムであり、国営では、五所川原市南部、岩木川の東側、全てこれは浪岡川と同じ国営の事業となっています。3000 町歩を超える非常に大きい事業主体です。ぜひこれも今、基本調査であり、あと２年後には実施設計が入ると。そういうふうな面で、国・県と、そして、市も一緒に進めていただきたいと要望申し上げます。

最後に、米について。国が進めている水土里ビジョン。これは令和 11 年度までに作成をというふうに国から指示が来ています。非常にそういう面で水土里ビジョン

の作成というのは大きいです。東北農政局農村振興部土地改良管理課、ここが担当であります。

この水土里ビジョン策定に当たり、市の関わりをお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長　水土里ビジョン策定に当たっての市の関わりについての再度の御質疑にお答えいたします。

令和７年７月に施行されました改正土地改良法で位置づけられております連携管理保全計画、いわゆる水土里ビジョンにつきましては、土地改良区や市町村等の関係者が共同して農業水利施設等の将来の保全体制を構築するための計画であります。地域の議論を経て、土地改良区が策定することとなっております。

土地改良区におきましては、水土里ビジョンを策定することにより、関連施設の管理者、関係市町村、その他関係者と連携して、土地改良施設及びその関連施設を保全する連携管理保全事業を実施することとなります。

本市におきましては、青森中部土地改良区、青森北部土地改良区、青森第二北部土地改良区、奥内土地改良区の４つの土地改良区が共同して、本年５月に旧青森市地域水土里ビジョンを策定しております。当該水土里ビジョンの策定に当たりましては、農業協同組合、水利組合等関係機関及び市が共同して策定したところであります。

水土里ビジョン策定に位置づけられました農業水利施設については、土地改良区及び県、国等関係機関と連携しながら保全に努めてまいります。

また、ただいま御答弁の中で、令和７年４月に施行された改正土地改良法でありますが、令和７年７月と申し上げましたので、４月に訂正させていただきます。

○竹山美虎委員長　小倉委員。

○小倉尚裕委員　水土里ビジョンはいろいろ環境、そして防災を含めて非常に広域を含めての計画です。ぜひこれも、この青森市内で言いますと、やはり青森北部、青森第二北部、奥内そして青森中部とありますので、この地域はもう策定をしていると聞いています。残っているのは浪岡川土地改良区ですので、この点をぜひ市長も一緒になって進めていただきたいと思います。米については、これで終わります。

次に、リンゴについて。

昨年のトキの早もぎによって、台湾で非常にビターピット――トキに黒い点がついて味がしないと。これは青森県のリンゴではないというお話が出ました。これは以前も一度ありました。トキは早もぎをすれば味が乗らない。したがって、恐らくトキの収穫時期はあと何日かで一斉に始まるという計画を聞いています。昨年、残念ながら、長年ようやく築いてきた評価が――高密植をする事業者が早もぎをして、そして台湾に独自のルートで出したと。本来は、青森県はりんご対策協議会――りん対協という組織が皆さんから７％の販売をもらって、それで台湾等といろいろ長年築いてきた、そのようなりん対協が台湾等といろんな形で信頼関係を築いてきま

した。したがって、これが残念ながら崩れるんではないかと。先般、知事もそういうのがあって、トキについては、やはりボジョレーヌーボーでないですけれども、ブドウでないですけれども、この時期から同じように摘果しましょうという発言があって、それを踏まえて、弘前市の谷川市長も同じように、ちょうど、りんご対策協議会――りん対協の場で、やはりみんなで適正に守っていきましょうという発言がありました。これは非常に大きいです。やはり一度信頼関係がなくなれば、これは台湾へのリンゴが止まります。そういう点も踏まえて、いろいろ課題は多いんですけれども、でも今年もリンゴは非常に豪雪の中でも影響が最小限に済んだと、非常にたわわに実っていると。値段も今も、そこそこの値段で、非常にリンゴ農家は、さあこれからだと思っています。

それでは、リンゴ生産における省力化に向けた市の支援についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長　リンゴ生産への支援についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、リンゴ生産における省力化に向けた支援策といたしまして、りんご園地環境整備事業を実施しており、労働環境の改善や災害に強い園地の確保、循環型農業の推進を行うリンゴ生産者を支援しているところであります。

具体的には、補助対象者につきましては、市内に住所を有し、市内でリンゴを生産する方、補助率につきましては、補助対象経費の３分の１以内とし、１経営体当たりの上限額は 50 万円となっております。補助対象経費につきましては、労働環境の改善が見込める施設の整備または機械の導入といたしまして、休憩所や簡易トイレの設置、乗用草刈り機や高所作業車等の省力化機械の導入など、また、災害に強い園地づくりに必要な設備の整備といたしましては、防風網の張り替えや防霜ファンの改修、遮光設備の導入などとなっております。

また、循環型農業を推進できる機械の導入または施設の整備といたしまして、ウッドチッパーの導入などに係る経費としております。

令和７年度における実績につきましては、スピードスプレーヤーや乗用草刈り機を含む省力化機械の導入が 34 件、休憩所や簡易トイレなどの労働環境の改善が見込める施設の整備が５件、防風網張り替えが６件、ウッドチッパーの導入が１件の合計で 46 件、申込み者は 45 経営体、補助金額は総額で 1314 万 5548 円となっております。

なお、国や県の事業におきましても、スマート農業機器等の整備に要する支援制度があります。リンゴ生産者の事業規模や要望等に応じた適切な事業を選択できるよう紹介しているところであります。

○竹山美虎委員長　小倉委員。

○小倉尚裕委員　いろいろ、この農地利用効率化等支援事業、この国の農林水産省の制度を活用して、意外とこの 50 万円というのは使い勝手がいいもの、結構うまく

使っているなと思います。人工授粉のラブタッチ等も入って、そういうのも結構意外と細いのにも充当できるというので、非常にこれは好評です。

他の産業、例えば米であったり、野菜であったり――やはりこのリンゴというのは、こういうふうな青森県、そして各市町村の支援というのはやはり別格な感じがします。それはなぜか。やはり全国の市場の６割を超える、65％を超える市場を持っている。ここから生産したリンゴが当然海外でだけではなくて国内の東京市場――大田市場に行ったり、大阪の大果大阪青果株式会社に行ったりと。それで、青森県のリンゴが間違いなくその価格を決定してきます。その基準が、やはり弘前市の弘果市場というのがあって、全てそういう面でいかに農産物というのは量を持っているということが全ての面で決定権があるか、その典型だと思います。したがって、他の県を見ても、このような手厚い支援、また、農産物等を――ほかを見てもこういう支援策というのは、そんなにない。やはりリンゴ産業というのは 150 年の歴史があって、そして、そういう中で青森県だけでもう今 1300 億円を超える生産額の金額を誇っている。したがって、このような様々な支援策も出てくるんだと思います。いろいろ今の熊の対策でも一緒に、本当は鳥獣の――鳥の被害であったバード何とか、音出るやつ、そういうのも全て――実は熊、猿、猪にも非常に効果があると聞いています。したがって、これも好評である――ウッドチッパーでしたっけ。後で。すみません。そういうのが非常に好評であると。したがって、そういう面で 50 万円。市町村とすれば、私はこれは非常にいいと思います。

そこで、市の事業上限 50 万円なんですけれども、規模の大きい県はどうなのかと。青森市の生産者はこの県の事業、これは使えているんでしょうか。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長　県事業の活用状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森県では、農林水産業における物価高騰対策支援といたしまして、国の交付金を活用し、令和７年度青森県スマート農業チャレンジ支援事業を実施しております。

当該事業は、補助率が２分の１以内とし、１事業主体当たりの上限額は 1250 万円となっております。

補助対象経費につきましては、ＧＮＳＳ等を活用した自動操舵システムが搭載された農業機械、ドローン、自律走行無人草刈り機などのスマート農業機器や、キャビンつきスピードスプレーヤーの導入に要する経費となっております。

また、令和９年３月末までに事業を完了することとなっております。

当該事業に係る本市分の採択実績につきましては、27 事業主体から申請があり、その全てが採択されております。

申請内容は、直進アシストつきまたは自動操舵トラクターの導入が 10 件、自動操舵システムの導入が７件、キャビンつきスピードスプレーヤーの導入が６件、収量・食味等センサーつきコンバインの導入が５件、直進アシストまたは可変施肥機

能付田植機の導入が４件、ロボット草刈り機の導入が３件、ドローンの導入が２件、ブームスプレーヤー、レーザーレベラーの導入が各１件の合計 39 件、交付決定額が総額で１億 6195 万 5000 円となっております。

なお、国におきましても、経営改善に取り組む経営体の育成を支援する事業を実施しております。

補助率は 10 分の３以内、１経営体当たりの上限額が 300 万円、補助対象経費につきましては、経営改善に必要な農業用機械、施設の導入に要する経費となっております。

本市における過去３か年の採択実績につきましては、令和５年度は要望５件に対し２件、令和６年度は要望なしとなっており、令和７年度は要望２件に対し採択実績なしとなっております。

○竹山美虎委員長　小倉委員。

○小倉尚裕委員　県の事業について、これは後ほどまた触れますけれども、県では、やはりそうなってくれば、リンゴだけではなくて、全県ですので、当然米であり、野菜であり、また、踏まえた形の支援事業にメニューがあると、そういう感じでお聞きをしました。ぜひまた、こういう点、県ができない部分、それを市がまた細かく支援するというのが必要なのではないかと。そういう面でこのコンフューザーＲというのは――モモシンクイガという桃に端を発した害虫です。これがありますと税関の関係で台湾等に輸出ができなくなると。したがって、これはこのトレーサビリティーを含めて、コンフューザーＲを導入していますというトレーサビリティーがあるだけで、台湾に対しては全く評価が違ってくると。これは浪岡農協から始まったのが、このコンフューザーＲです。

現在、県では２分の１の補助というのを行っていますが、このコンフューザーＲの導入助成を県が実施しているが、導入促進のために市としても支援を検討してはどうか、お考えをお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長　コンフューザーＲの導入助成についての再度の御質疑にお答えいたします。

リンゴの主要害虫でありますモモシンクイガにつきましては、植物防疫法に基づき国が指定したリンゴの指定有害動植物となっております。また、リンゴの最大の輸出先であります台湾では貿易対象害虫に位置づけられており、本県産のリンゴからモモシンクイガが発見された場合、リンゴ産業に甚大な影響を及ぼすことが懸念されております。

このような状況を踏まえまして、青森県ではリンゴのモモシンクイガ被害を防止するため、コンフューザーＲを利用して地域ぐるみで防除に取り組む生産者に対し、購入経費を支援しているところであります。

本市におきましては、町内回覧や栽培講習会などの機会を通しまして、コンフュー

ザーＲを活用したモモシンクイガ防除対策の指導及び啓発を行いますとともに、リンゴ園地巡回や廃園事業の周知により放任園等の解消に向けた指導など、県や青森農業協同組合等の関係機関と連携したモモシンクイガ対策に取り組んでいるところであります。

今後におきましても、県及び関係機関の取組状況を踏まえ、本市としても必要な対策を講じてまいります。

台湾では先ほど貿易対象害虫と申し上げましたが、正しくは検疫対象害虫であります。謹んでおわびし、訂正させていただきます。

○竹山美虎委員長　小倉委員。

○小倉尚裕委員　このコンフューザーＲがなぜ必要かというのを考えれば、その分、農薬の散布――リンゴというのは13回薬剤を散布します。まさしく人工で作る、ある意味で工業製品です。あの木にリンゴが毎年なっている。本当にリンゴの木という機械にリンゴがなっていると考えてもいいんではないか。あの枝にリンゴがなって風が吹いても落ちないんだと。これは本当に、私はある意味で、リンゴの木というのは機械であると、工業製品だと。したがって、そういうふうな面でメンテナンスが必要である。そのメンテナンスがやはり土であったり、また肥料であったり、また薬剤であったりだと思うんです。コンフューザーＲ、確かに聞き取りの中でも、コンフューザーＲをやっても農薬の回数は減りませんと言うけれども、いやいや、そうではないんだと。ちゃんとやっている人の話を聞けば、その分の薬剤は減らせるんだと。低農薬になり、さらにトレーサビリティーでこのように減っています。効果は変わりません。さらにこうです。そういうものをちゃんと提示する。それが台湾で求めているトレーサビリティーの提出なんですということで、やはりそういう認識をもうちょっと深く持っていただきたいと思います。

したがって、今、県では２分の１の補助を行っています。弘前市にお聞きをしたところ、日本一の弘前市、ある意味で青森県の半分以上のリンゴを生産しているというような土地で、このコンフューザーＲ、大体概算で幾らかかりますかと聞いたら、まあ２億円ぐらいかなというようなお話を聞きました。そうすると、浪岡地区の旧浪岡町の時代の畑の規模で計算をするとほぼ10分の１だと。そうすれば、２億円だったら、浪岡だったら大体2000万円ぐらいかなと。これははっきりした金額ではないですけれども概算としてそれぐらいかなと。でも、これは、県が仮に終わります――まだ知事も今年度のものでどうするかというのははっきり言っていない。非常に有効な手段であるというようには言っているけれども、まだやめるとは言っていないので、ぜひ継続してもらって、さらに、その後に市として、浪岡地区では、このリンゴ、コンフューザーＲを支援しますと。金額は幾らでも、いろいろ検討していただいて、そのようにトレーサビリティーがはっきりした、特にトキ等含め、このようなリンゴにはこういう形でやっていますというのは非常に大きいと思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

あと、リンゴの苗木が不足していると。これは先般、天内議員も一般質問でも聞きましたけれども、これについて対策はあるんでしょうか。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長　リンゴの苗木についての再度の御質疑にお答えいたします。

リンゴの苗木につきましては、高密植栽培など省力樹形の導入が進んだことや豪雪による被害園地の改植需要が重なったことなどから、需要が高まっております。一方では、苗木の生産には数年を要しますことから、供給が追いついていない状況にあるものと認識しております。

リンゴの苗木不足への対応につきましては、県が令和７年度におきまして策定いたしました青森りんご総合戦略に基づき、リンゴ苗木の緊急的な増産を行う事業者に対し支援するほか、苗木生産を行う農家への講習会の開催など、県全体の産地課題として対策が進められております。

本市におきましては、苗木についての相談を受けた際には、生産者に対しまして苗木の在庫状況についての情報提供を行うほか、県や関係団体が主催いたします苗木生産講習会についての周知に努めているところであります。また、本市農業振興センターにおきましては、新たにリンゴの苗木の育成に係る試験・研究に取り組んでいるところであります。

○竹山美虎委員長　小倉委員。

○小倉尚裕委員　苗木は非常に、みんな欲しいのはふじが欲しいです。例えばトキが欲しいと言っても、これはもう、その特許を持っている苗木屋さんがあるので、これはそこでしか買えない。したがって、そういう面で、苗木というのは、みんな欲しいのはふじが欲しい。でも、ふじというのは、いろんな生産者がいろんな形で作っていて、実は試験場とかそういうところで、つがる以外――青森県の以前の農業試験場、今の研究センターで作った品種等のつがる、それ以降、全くヒットが出ていない。

反対に、ぐんま名月であったり、りんご三兄弟であったり、非常に苗木という面では、青森県は生産者が育種した苗木を新たな品種として販売しているというような状況が非常に多いんです。みんな欲しいのはふじが欲しいと。でも、非常にそういうような面で、天内議員も言ったんですけれども、生産者が苗木を作ると。それに補助を出せばどうですかと。でも、これも領収書を出せない。それに補助というのは、これまた難しいと思います。私は津軽みらい農協、つがる弘前農協の皆さんに聞きました。苗木の解消策として、何かないんですかと。皆さんきっと、生産者は苗木を持っています。そういう面で何かお互いきっと融通はしているんだと。それは何かいい方法はないんですかとなったときには、リンゴの台木を助成して、それで台木にリンゴの枝を挿せば、それが次の年になれば、また株分かれして３倍、３倍になっていくと。したがって、台木を生産者に支援すると。でも、市が直接支

援はできないので、結局そうなったときは、農協が台木を農家の方に配布をするという形になるんだと。やはり、この農業協同組合というのはそういう面で国が持っている支援策を非常に有効活用できる。そういう面でも、改めて青森市もこの青森農業協同組合との関係を築いていただきたいなと思いました。

最後に、補助事業の機械が全て年度内になっていると。なかなか皆さんが補助事業を申請しても､最後はこの納期の問題｡スプレーヤーであったりコンバインであったり、高価なものほどそうです。県の事業もやはり採択がだんだん減ってきています。なぜか。それは納期が間に合わないからです。３月 30 日までに納期をするという期限を切っている。

したがって、幾ら申請書を出しても最後納期が間に合わない。これが一番大きいんだと思います。これについて、お話ください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長　農業機械の補助事業についての再度の御質疑にお答えいたします。

補助事業の実施に当たりましては、計画期間に事業を完了することが原則とされております。

市としては､補助事業の実施希望者に対しましては､事業の申請時期や実施期間、完了時期など、事業期間内で完了できるよう円滑な事業実施に向けまして、事前に相談していただくなど、サポートをさせていただいているところであります。

○竹山美虎委員長　小倉委員。

○小倉尚裕委員　以上で終わります。

○竹山美虎委員長　この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後０時 50 分からといたします。よろしくお願いします。

午前 11 時 50 分休憩

―――――――――――――――――――――

午後０時 50 分再開

○竹山美虎委員長　休憩前に引き続き、委員会を開きます。

この際、私から御報告いたします。

蛯名和子委員の質疑に対する答弁のため、太田直樹選挙管理委員会事務局長が出席いたしますので、お知らせいたします。なお、答弁が終了し次第、退席いたしますことを御了承願います。

質疑を続行いたします。

工藤健委員。

○工藤健委員　市民クラブ、工藤健です。どうぞよろしくお願いします。

３款民生費１項社会福祉費４目青少年対策費に関連して、放課後児童会についてお伺いいたします。

放課後児童会における妊娠中や育児休業中の入会要件をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長　工藤委員からの放課後児童会の妊娠中や育児休業中の入会要件についての御質疑にお答えいたします。

本市では、青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第６条に基づき、保護者が労働等により、日中、家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、家庭の代わりとなる放課後の安全・安心な居場所を提供し、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として、放課後児童会を開設しております。

放課後児童会の入会要件につきましては、青森市放課後児童会運営規程におきまして、原則、児童が帰宅する時間帯に保護者が常に労働している場合に入会できることと定めており、妊娠中の場合は、出産予定月の前後２か月間の計５か月間は入会できることとしております。

また、育児休業中の場合は、保護者が就労していないことから、放課後児童会への入会はできないこととしてきたところであります。

しかしながら、本年６月 29 日付でこども家庭庁から「放課後児童健全育成事業における保護者が育児休業期間中の取扱いについて」の通知が発出され、その中で、育児休業中も労働等に含まれるため、実施主体である市町村の判断により、育児休業中も放課後児童会を利用することは可能であるとの見解が示されました。

このことを踏まえ、本市におきましては、待機児童が発生していない状況であることから、今般、育児休業中であっても放課後児童会を利用することができるよう見直しを図ることとし、現在、必要な手続を進めているところであります。

○竹山美虎委員長　工藤委員。

○工藤健委員　ありがとうございます。

放課後児童会は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象としているけれども、こども家庭庁からの通知によって、青森市の判断として現在環境整備に努めているということです。

当初は、令和９年度からの開始を検討しているというふうに伺っておりましたけれども、現在は令和９年度を待つのではなくて、必要な準備が整い次第、年度途中からでも受け入れを開始する方向で検討していると。また、現時点でいつ頃――一応、今年度途中から受け入れるということでよろしいですね。

それで、いつ頃からの開始を予定しているのかお伺いします。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長　育児休業を理由とした放課後児童会の受入れ開始時期についての再度の御質疑にお答えいたします。

育児休業中の家庭の児童が放課後児童会を利用することができるよう現在必要な手続を進めているところであり、本年 10 月１日までには受入れを開始する予定としております。

○竹山美虎委員長　工藤委員。

○工藤健委員　10 月１日からの予定でと。分かりました。

もう１つ確認しますけれども、今回の見直しは、育児休業に入る前から放課後児童会を利用している児童の継続利用ですけれども、保護者が育児休業中である家庭からの新規入会についても認めるということでよろしいでしょうか。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長　育児休業中を理由とする入会についての再度の御質疑にお答えいたします。

育児休業中を理由とする放課後児童会の利用につきましては、児童の継続利用及び新規入会希望者のいずれの場合であっても、受入れ可能とすることとしております。

○竹山美虎委員長　工藤委員。

○工藤健委員　継続利用だけでなく新規入会についても対象としていると。ぜひ、そうした制度設計をお願いします。

令和７年度と令和８年度において、保護者が育児休業を理由に放課後児童会を退会した児童数と、育児休業中であることを理由として入会できなかった児童について、市が把握している数で結構ですので、お示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長　退会児童数と入会に至らなかった児童数についての再度の御質疑にお答えいたします。

育児休業を理由に放課後児童会を退会した児童数につきましては、令和７年度は 45 人、令和８年度は 34 人でありました。

また、育児休業を理由に入会に至らなかった児童数につきましては、保護者から相談があった際に育児休業中は放課後児童会への入会はできないことを説明して相談を終えておりますことから、件数としての把握はしていないものであります。

○竹山美虎委員長　工藤委員。

○工藤健委員　分かりました。

令和７年度は少なくとも 45 人の児童が退会せざるを得なかったと。今年度も既に 34 人ということです。

育児休業が終わって児童会へ戻っている児童も既にいるのかもしれませんけれども、特に令和８年度については育児休業中の家庭もまだあると思います。制度を見直すのであれば、その制度が変わったことをやはり市のホームページ等で周知するだけでは十分ではないと思いますが、少なくとも今年度、育児休業を理由として退会した家庭、また、入会相談の段階で育児休業中は利用できませんと説明したこと

を市が把握している家庭については、市から改めて制度が変わったことを個別にお知らせしてほしいと思いますが、利用の意向を確認していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長　退会及び入会に至らなかった家庭への周知についての再度の御質疑にお答えいたします。

育児休業を理由に放課後児童会を退会した御家庭につきましては、退会届などを確認しながら個別に連絡し、利用意向について確認することとしております。

また、入会に至らなかった御家庭につきましては、個別の連絡先を把握していないことから、青森市子育て支援アプリＡＯＭＯＴＴＯや市ホームページなどを活用することとし、広く周知を図ってまいります。

○竹山美虎委員長　工藤委員。

○工藤健委員　ありがとうございます。できるだけ周知していただきたいと思います。特に新規入会については、小学校入学前の家庭にも届くように、保育所、認定こども園等も含めて周知していただければと思います。

また、現在、待機児童が発生してないということなんですけれども、今後、仮に一部の放課後児童会で待機児童が発生した場合でも、育児休業中であることだけを理由に一律に入会対象外にするんではなくて、やはりほかの入会希望者と同様に、利用調整、優先順位をつけていただいて判断してほしいと。そういう考えでよろしいでしょうか。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長　待機児童が発生した場合の利用調整についての再度の御質疑にお答えいたします。

育児休業中は労働等に含まれることから、仮に待機児童が発生した場合であっても育児休業中を理由に退会を求めることはありません。

なお、利用定員超過が見込まれる場合におきましては、これまで同様、新たな開設場所とそれに伴う放課後児童支援員の確保に努め、待機児童が発生しないように対応してまいります。

○竹山美虎委員長　工藤委員。

○工藤健委員　ありがとうございます。そうした制度として、しっかりしたものにしていただきたいと思います。

青森市にとって人口減少、少子化というのは最重要課題であります。少子化対策には、もちろん子どもを産んでいただければということで、いろいろ推奨もするんでしょうけれども、１人目を育てている家庭が、やはり、青森市ならもう１人子どもを育てられるという、仕事を続けられるという、上の子も下の子も安心して育てられるという、そう思える環境を一つ一つつくっていただきたいと思います。

これまでは、第２子・第３子が生まれて、育児休業を取得することで上の子がそ

れまで過ごしてきた環境から居場所を失うということでしたけれども、数字だけでも、令和７年度・令和８年度で 45 人と 34 人の子どもたちが退会したという、こういう事実もありますので、今回はこども家庭庁の見解を受けて、青森市が育児休業中でも放課後児童会を利用できる見直しをして、10 月１日からできるということですので、ぜひ、それはそのまま進めていただきたい。

あと、制度を変えるだけではなくて、やはり、これまで制度によって利用できなかった家庭にもきちんと情報を届けることと、また、将来待機児童が発生した場合でも、やはり、育児休業中の理由だけで対象外にしないということも重要です。

青森市は、少子化対策、仕事と子育ての両立、切れ目のない支援、子育て支援というのを掲げておりますので、今回の見直しを、子どもが１人増えても安心して働ける、安心して子育てを続けられる青森市に向けた一歩として、速やかに進めていただく。10 月１日からということですので、とてもありがたいと思います。ありがとうございました。

これで私の質疑は終わります。

○竹山美虎委員長　次に、工藤夕介委員。

○工藤夕介委員　公明党、工藤夕介であります。

２款総務費１項総務管理費４目企画費に関連いたしまして、消費生活相談等業務委託料について質疑いたします。

消費生活におきまして、商品の購入やサービス契約において返品ができない、解約できない、不当な請求を受けるなど、身近なところでのトラブルが見受けられることがあります。こうしたときに、専門の相談員が公正な立場で対応し、解決への道筋を示す消費生活相談等業務は非常に重要な存在であります。

そこで質疑いたしますが、消費生活相談等業務委託料の内訳についてお伺いいたします。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。市民部長。

○齋藤賢剛市民部長　工藤委員の消費生活相談等業務委託料についての御質疑にお答えいたします。

本市では、消費者トラブルや被害の未然防止・拡大防止を図るため、青森市民消費生活センターにおきまして、消費生活に関する悩みやトラブルの解決に向けた助言、必要に応じた事業者とのあっせん、より専門的な機関を紹介する消費生活相談のほか、市民が自ら学ぶ機会として、巧妙化する悪質商法や詐欺の手口、対処方法を紹介いたします消費生活出前講座等を実施しております。

令和７年度歳入歳出決算付属書に記載の消費生活相談等業務委託料 2255 万 7000 円につきましては、特定非営利活動法人青森県消費者協会に委託して実施いたしました当該消費生活相談及び消費生活出前講座等に要した費用であり、委託契約締結時に提出されました見積書によりますと、内訳は、消費生活相談員等の人件費のほか、研修参加のための旅費、消耗品や参考図書の購入費などの事務経費等となって

おります。
以上であります。
○竹山美虎委員長　工藤委員。
○工藤夕介委員　御答弁ありがとうございます。
消費者被害の手口が複雑化し、依然として悪質な手口も見られております。若年層から高齢層まで不安を抱えられる方が増えております中、消費生活相談と消費生活出前講座の取組、これをさらに強化していただきたいと要望するところであります。
国は、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することとしており、地方においても、相談体制の充実と啓発の拡大が今後、より重要になってくるところであります。消費者庁は、消費者教育を学校、地域、家庭、職域など幅広い場で進める必要性を示しておりまして、消費生活出前講座はその実践の柱の一つでもあります。
昨今、巧妙な手口であっても未然に防いでいけるように、また、先般、振込による詐欺を未然に防止した方からお話を伺ったんですが、日頃の意識啓発の活動も非常に大事だというお話もされていました。
今後の取組におかれましては、相談員の体制の充実、周知の強化、講座開催回数の拡充、対象者に応じた内容の工夫など、よりお力を入れていただきまして取り組まれるよう併せて要望いたします。この項の質疑については、以上といたします。
ありがとうございました。
続きまして、６款農林水産業費３項水産業費２目水産業振興費に関連いたしまして、奥内漁港整備事業及び青森漁港整備事業について質疑いたします。
漁港の整備は、水産業を支える基盤としまして極めて重要であります。漁港は、漁船の安全な係留や出漁、水揚げ、荷さばき、流通の拠点といった機能を持ち合わせまして、こうした機能が不十分であれば、作業効率の低下や品質保持への影響も生じるところであります。また、近年は自然災害の激甚化により、防波堤や岸壁の耐震化・老朽化対策の必要性も高まっているところであります。
漁港を計画的に整備することは、漁業者の安全確保と経営安定につながるだけでなく、地域の産業振興と水産物の安定供給を支える上でも欠かせないところであります。
そこでお伺いいたしますが、令和７年度の実施状況についてお示しください。
○竹山美虎委員長　答弁を求めます。農林水産部長。
○大久保文人農林水産部長　漁港整備についての御質疑にお答えいたします。
初めに、奥内漁港の令和７年度の整備状況についてお答えいたします。
本市管内におきましては、後潟漁港、奥内漁港奥内地区、奥内漁港飛鳥地区、青森漁港及び久栗坂漁港の５か所の漁港が整備されており、久栗坂漁港の管理者は令和７年４月から青森市、その他４か所の漁港管理者は青森県となっております。
漁港につきましては、漁業者の貴重な財産である漁船の安全を確保するとともに、

漁業生産や流通拠点として重要な役割を果たしておりますことから、県及び漁業協同組合と連携しながら、計画的に漁港の整備・充実に努めているところであります。奥内漁港の整備につきましては、青森県が事業実施主体となり、国の補助事業により、令和３年度から奥内漁港奥内地区の拡張工事及び既存施設の機能強化工事等を実施しております。令和７年度は、漁港の拡張工事といたしまして、物揚場 60 メートルの新設及び航路の測量設計を行っており、本事業に係る本市の負担額は 1600 万円となっております。

なお、令和８年度におきましては、漁港の拡張工事といたしまして、防波堤 20 メートル及び護岸 72.4 メートルの新設工事、既存施設の機能強化工事といたしまして、南防波堤及び南護岸の耐震耐津波機能を保つための補強工事 69.3 メートルに係る測量設計及び底質調査等を行っており、令和 11 年度に工事完了の予定となっております。

また、青森漁港の整備事業につきましては、青森県が事業実施主体となり、国の補助事業により、令和７年度から臨港道路の改修工事を実施しております。

令和７年度は、延長 1118.3 メートルの改修工事に係る測量設計を行っており、本事業に係る本市の負担額は 400 万円となっております。

なお、令和８年度におきましては、臨港道路延長 614 メートルの改修工事を行っており、令和 11 年度に工事完了の予定となっております。

○竹山美虎委員長　工藤委員。

○工藤夕介委員　御答弁ありがとうございます。

奥内漁港並びに青森漁港の整備事業についてお示しをいただきました。

奥内漁港のほうですが、今月３日の大雨による河川の被害を受けられました場所から程近いところでもあります。防災・減災の観点からも、今後予定されております工事を着実に進めていただきまして、機能の充実化をお願い申し上げます。

また、港の機能強化は大変重視をされておりまして、災害時の被害軽減にもつながるとしました平時の産業基盤であると同時に、非常時の安全確保にも役立つ重要機能、こちらも取組の強化を併せてお願いを申し上げまして、この項の質疑は以上といたします。ありがとうございました。

次に、４款衛生費１項保健衛生費７目健康増進事業費に関連しまして、がん検診事業について質疑いたします。

がんは早期に発見をし、早期に治療へつなげることで、死亡リスクを減らすことを可能とします。そのため、自治体や職場などが実施しておりますがん検診事業は、市民の健康と命を守る上で極めて大事であります。特に、症状が出る前に異常を見つけられることは大きな意義があり、御本人の負担軽減だけでなく、御家族の安心にもつながるところであります。

質疑いたしますが、本市が実施をされていますがん検診の内容及び令和７年度の委託に係る決算額についてお伺いいたします。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。保健部長。

○佐藤秀彦保健部長　工藤夕介委員のがん検診の内容及び令和７年度の委託に係る決算額についての御質疑にお答えいたします。

国の第４期がん対策推進基本計画では、科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実を分野別目標の一つに掲げております。

また、国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針では、大腸がん、胃がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんの５つのがん検診を、対象集団の死亡率を下げることを目的として行う対策型検診として推奨しており、市区町村は本指針に沿った検診を実施することとされております。

県においても、国の計画を基本としながら、第四期青森県がん対策推進計画を策定し、全体目標の一つであります科学的根拠に基づくがん検診の促進を達成するため、青森県におけるがん検診事業の実施に関する要綱を策定しております。

本市では、県の要綱に基づき各種がん検診を実施しておりまして、１つには、40歳以上の方を対象とした大腸がん検診であり、検査方法は問診及び便潜血検査とし、受診間隔は年１回、２つには、50歳以上の方を対象とした胃がん検診であり、検査方法は問診に加え胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれかとし、受診間隔は胃部エックス線検査は年１回、胃内視鏡検査は２年に１回、３つには、40歳以上の方を対象とした肺がん検診であり、検査方法は問診並びに胸部エックス線検査及び喀たん細胞診とし、受診間隔は年１回、４つには20歳以上の女性を対象とした子宮頸がん検診であり、検査方法は問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、受診間隔は２年に１回、５つには、40歳以上の女性を対象とした乳がん検診であり、検査方法は問診及び乳房エックス線検査――マンモグラフィーとし、受診間隔は２年に１回としております。

令和７年度の委託に係る決算額につきましては、青森市指定医療機関の検診業務委託料のほか、受診勧奨・再勧奨、いわゆるコール・リコールに係る業務委託料も含まれております。

各種がん検診の受診者数と委託に係る決算額につきましては、大腸がん検診が受診者数２万1525人、決算額は8766万1027円、胃がん検診受診者数は、胃部エックス線検査5374人、胃内視鏡検査1521人、決算額は8535万7387円、肺がん検診は受診者数9220人、決算額が3370万6925円、子宮頸がん検診が受診者数4958人、決算額3365万1678円、乳がん検診が受診者数4790人、決算額が2624万6705円となっております。

以上です。

○竹山美虎委員長　工藤委員。

○工藤夕介委員　御答弁ありがとうございます。

がん検診事業、受診率の向上に向けまして分かりやすい周知、非常に大事であります。

最新がん統計を見たところによりますと、2023 年は罹患者数が 99 万 3469 人――2023 年でありますが、多い項目としましては大腸がん、肺がん、胃がんということでありました。また、2024 年のがんによる死亡者数は 38 万 4111 人、多い項目としましては肺がん、大腸がん、膵臓がんということで、全国的にこうした結果となっているところでありました。

短命傾向のこの打開のためにも、対象者への丁寧な個別案内、休日の休診、予約がしやすい仕組みの充実などが求められるところであります。国でも、がん検診の受診促進は重要な課題とされており、早期発見と早期治療の推進は自治体の大きな役割であります。市民が安心して暮らし続けられる地域づくりに向けて、がん検診事業の一層の充実と積極的な取組を強くお願いを申し上げまして、この項の質疑は以上といたします。ありがとうございました。

続きまして、３款民生費２項児童福祉費３目母子福祉費に関連いたしまして、子どもの居場所づくり・学習応援事業、本市の交流・体験型遊びの環境創出モデル事業の概要等についてお伺いいたします。

子どもの居場所づくり・学習応援事業は、全ての子どもが安心して過ごし将来への希望を育むために欠かせない取組であります。家庭環境や経済状況に左右されることなく、放課後や休日に安心して立ち寄れる場所があることは、孤立の防止や自己肯定感の向上につながるところであります。また、学習支援は、基礎学力の定着だけでなく、学ぶ意欲を支え、進路の選択肢を広げる力となります。

そしてまた、交流・体験型遊びの環境創出モデル事業の概要のところでありますけれども、子どもたちが安心して遊び、学び、交流できる場を広げるため、交流・体験型遊びの環境創出モデル事業は必要な取組であります。都市公園などの既存資源を活用しながら、多様な体験や世代間交流を生み、子どもの創造性や主体性を育む効果が期待できるところであります。加えまして、保護者同士のつながりづくりや地域の子育て力の向上にもつながってまいります。

そこで質疑いたしますが、本市の子どもの居場所づくり・学習応援事業、交流・体験型遊びの環境創出モデル事業の概要についてお伺いいたします。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長　工藤委員の２点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、子どもの居場所づくり・学習応援事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

本市では、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが、その能力や可能性を最大限伸ばしていけるよう、学習の支援だけではなく、日常的な生活支援や仲間との出会い、活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行うため、本事業を国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用し、平成 28 年度から実施しております。

本事業の対象者は、主に市内に在住するひとり親家庭など、生活保護受給世帯、

就学援助受給世帯の中学生であり、昨年度の利用者数は13名でありました。

利用者からは、「前向きになり、集中力が高まった」、「勉強する習慣がついた」などの声が寄せられ、気持ちや生活習慣によい影響があったことがうかがわれたほか、保護者からは、「勉強する時間が増え、さらに向上心を意識できるようになった」、「いろいろな年代の方と話をすることができて視野が広がった」など、子どもたちの成長に対する好評が寄せられております。

次に、交流・体験型遊びの環境創出モデル事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

交流・体験型遊びの環境創出モデル事業につきましては、令和６年度から令和10年度までを計画期間とする青森市こども計画におきまして、遊びや体験活動の充実を図るため、交流・体験型遊び場の創出を検討することとしており、令和７年度におきまして本モデル事業を実施したものであります。

本モデル事業は、幼児から小学生までを対象に、外遊びを基本とし、都市公園などの既存の地域資源を遊び場として活用しながら、子ども同士や保護者同士が交流し、子どもが遊びを通じて様々な体験ができる交流・体験型の遊びを試行的に実施したものであります。

令和７年度におきましては、夏・秋・冬の各季節に１回ずつ、実施会場の特徴や季節感を取り入れた遊びの場を設置しており、その実績につきましては、夏は、令和７年８月16日及び17日の２日間にわたり合浦公園で開催し、ペットボトル水鉄砲や木登り体験などの遊びを実施し、約400人が参加いたしました。秋は、令和７年10月18日及び19日の２日間にわたりリンクステーションヒルズ雲谷で開催し、焼き芋作りやコーンホール体験などの遊びを実施し、約300人が参加いたしました。冬は、令和８年１月 31 日及び２月１日の２日間にわたり青森中央学院大学で開催し、雪上アイス作りやドローン体験などの遊びを実施し、約200人が参加いたしました。

令和７年度のモデル事業としての実績を踏まえ、令和８年度は交流・体験型遊び場運営事業として開催することとし、夏と冬の年２回、それぞれ３日間実施することとしております。

令和８年７月18日から20日までの３日間にわたりリンクステーションヒルズ雲谷におきまして、夏の遊び場を開催し、スラックラインやクラフト飛行機などの遊びを実施したところ、約330人の参加がありました。

自然と触れ合いながら、季節や実施会場の特色を生かした遊びを提供することにより、子どもたちの体験活動の充実を図ってまいります。

○竹山美虎委員長　工藤委員。

○工藤夕介委員　御答弁ありがとうございます。

居場所づくりの取組のほうでありますが、子どもたちが安心して過ごして、学ぶ意欲を育む上で大変重要な取組であります。誰もが温かく見守られる場を持てるこ

とは、孤立の防止や健やかな成長につながってまいります。
今後も、支援を必要とする子どもたちにしっかりと届きますよう、引き続き御尽力くださいますようお願いを申し上げるところであります。
また、遊び場創出モデルのほうの取組でありますが、既存の都市公園や地域資源を活用し、子どもたちに多様な遊びと体験の場を提供している本事業は、大変意義深く、高く評価するところであります。限られた資源を有効に生かし、子どもの創造性や主体性、保護者同士の交流を育んでいる点、これからの子育て支援のモデルとしてとても重要であります。
今後、開催機会の拡充や内容の充実、より多くの地域での展開を進め、さらなる推進を図っていただきますことを御期待申し上げ、私の質疑を終了いたします。
ありがとうございました。
○竹山美虎委員長　次に、村川みどり委員。
○村川みどり委員　日本共産党の村川みどりです。
10款教育費１項教育総務費１目事務局費に関連して、医療的ケア児について質疑します。
令和８年６月の予算特別委員会でも質疑しましたけれども、医療的ケア児の啓発イベントについて、その進捗状況について示してください。
○竹山美虎委員長　答弁を求めます。こども未来部長。
○大久保綾子こども未来部長　村川委員からの医療的ケア児の啓発イベントについての御質疑にお答えいたします。
医療的ケア児及びその御家族の実情について広く市民の皆様に知っていただくことは、医療的ケア児への一層の理解と支援の輪を広げ、共生社会の実現にとって重要であると認識しております。
医療的ケア児の啓発イベントにつきましては、青森圏域医療的ケア児協議の場の委員である青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー等と協議し、11月２日、青森市役所本庁舎１階ロビーでの開催に向け、準備を進めております。
イベントの内容といたしまして、現在、関係機関等と調整中でありますが、触れて学ぶ医療機器展示・体験、医療的ケア児の日常と御家族の思いを伝える紙芝居やパネル展などを計画しており、どなたでも自由に御参加いただけるイベントとする予定であります。
○竹山美虎委員長　村川委員。
○村川みどり委員　今年６月にイベントの開催を求めて、11月２日、市役所本庁舎の１階ロビーで開催に向けて、現在準備中ということでした。素早い対応ありがとうございます。
まず、いろいろ課題は出てくるとは思うんですけれども、まずやることが大事だと思っていますので、今回ぜひやってみて、様々課題を見つけて、来年度にもつなげていただきたいと思います。

次に、医療的ケア児の通学支援について質疑したいと思います。

県の通学支援事業が始まっていますけれども、市として、この通学支援事業、どのような役割を果たすのか示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長　県の医療的ケア児の通学支援事業における市の役割についての再度の御質疑にお答えいたします。

本事業は、県教育委員会が、県立特別支援学校に在籍し、通年で医療的ケアを必要とするため既存の通学手段の確保が困難な児童・生徒を対象に、福祉タクシー等の車両に看護師が同乗して、自宅と学校との間の送迎を行うものであります。

県教育委員会では、令和６年度からの３年間で、ニーズ調査及び試行的実施を経て持続可能な支援体制の構築を目指すとしており、本年度は、対象を拡充して試行的に実施することとしております。

本年９月 10 日に開催されました県の医療的ケア児支援体制検討部会において示されました資料では、市町村の障害福祉担当が医療的ケア児等コーディネーターとともに相談窓口としての橋渡しを担うこととされております。しかしながら、現時点で県から市町村に対して正式な連絡はなく、事業の仕組みにつきましては、県が設置する検討会において検討が進められている段階であり、橋渡しの具体的な内容につきましても、県からまだ示されていない状況であります。

本事業が医療的ケア児とその保護者にとって利用しやすい仕組みとなることが重要であると認識しております。引き続き、県の検討状況を注視し、市町村の役割が県から具体的に示された際には、関係部局や医療的ケア児等コーディネーターなどの関係機関と連携しながら、利用を希望する方からの相談への対応や事業の周知に努めてまいります。

○竹山美虎委員長　村川委員。

○村川みどり委員　まだ何も決まっていないのでというような答弁でした。

確かに県も情報を出してくるのが遅くて、これ、10 月から始まるんですけれども、試行的な実施ということで今年度まで行われる事業です。

昨年度利用した青森市内にいる医療的ケア児の通学支援利用の保護者からは、大変利用しづらい事業だったということで、まず、タクシー事業者を決めて、それを県に申請して、回答が下りてくるまで１か月、それからタクシー事業者と契約を結んで使えるようになるまで１か月かかっているということで、すごい時間もかかっているし、今年利用しないかなというような声もあります。こういう課題を改善しながら、やはりスムーズに事業の実施ができるような体制整備というのは必要になってくると思います。

また、昨年度から、医療的ケア児の担当事務局がこども未来部に異動しました。そして、通学支援の事業の相談窓口は障がい者支援課になります。そして、学校との連携という関係で言えば教育委員会という感じで、各課にわたる事業にもなって

いるので、縦割りにならないよう、それぞれの課が連携して、利用する医療的ケア児と保護者がスムーズに利用できる、支援が受けられるようにしていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

２款総務費１項総務管理費３目財産管理費に関連して、男女のトイレ格差について２点質疑します。

その１、青森ねぶた祭についてです。

青森ねぶた祭のトイレの開設について改善を求めてきました。市もいろいろと対策を講じてくれていますけれども、今年のねぶた祭も、本庁舎から入り口まで列が並んで、外に出てしまうんじゃないかというぐらい長蛇の列ができていました。

写真です。

〔村川みどり委員が写真を提示する〕

○村川みどり委員　女子トイレから入り口の外まで出る一歩寸前というような状況でした。

まず、青森ねぶた祭期間中の本庁舎の女子トイレの利用状況について示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　村川委員のねぶた祭期間中の女子トイレの利用状況についての御質疑にお答えいたします。

本庁舎はねぶた運行コースに面しておりまして、多くの観光客等の出入りがありますことから毎年青森ねぶた祭期間中は庁舎出入口の開閉時間を変更いたしまして、庁舎内のトイレをねぶた観覧者等のために開放しておりますほか、青森ねぶた祭実行委員会が設置いたしました仮設トイレを御利用いただいているところであります。

青森ねぶた祭期間中のトイレにつきましては、新庁舎供用開始から令和６年度までは、各階がオープンフロアとなっておりますことから、セキュリティー確保の観点から１階のトイレのみを開放してきたところであります。

しかしながら、毎年、曜日により変動がありますものの、ねぶた運行前の午後６時 30 分頃及びねぶた運行終了後の午後９時頃をピークに、男性・女性を問わずトイレに行列が発生する状況となり、特に女性の行列はトイレから庁舎出入口付近まで発生することもありました。

これらの混雑を解消するため、令和７年度は１階男性用トイレを開放時間中、女性用トイレに転用いたしましたことに加えて、２階西側トイレを開放する取組を実施いたしました。さらに、令和８年度は令和７年度と同様の取組に加えまして、新たに３階西側トイレ及び西側エレベーターも開放する対策を講じたところでありまして、これらの対策によりまして、年々混雑状況は改善されているところであります。

一方で、屋外の仮設トイレにつきましては、例年 10 基設置しておりますものの、利用される方が少ない状況でありまして、庁舎内トイレの混雑時には待たずに利用

できる旨を御案内しておりますものの、あまり利用されていない状況となっております。

トイレに並ばれている方に理由を確認いたしましたところ、「暗くて、狭くて、汚い」、「多少並んでもきれいで明るいトイレを利用したい」、「時間的余裕があり、集合時間に十分間に合うので利用しない」などでありました。

令和８年度におけます女性トイレの利用状況を調査したところ、日ごとの最も混雑した時間帯と行列数は、８月２日は、１階トイレが午後９時の 45 人、２階トイレが午後６時 30 分の 10 人、３階トイレが午後６時 30 分の 10 人、８月３日は、１階トイレが午後８時 45 分の 20 人、２階トイレが午後８時 45 分の８人、３階トイレが午後６時 30 分の１人、８月４日は、１階トイレが午後６時 30 分の 40 人、２階トイレが午後６時 30 分の３人、３階トイレが午後６時 30 分の２人、８月５日は、１階トイレが午後６時 15 分の 65 人、２階トイレが午後６時 30 分の 15 人、３階トイレは行列なし、８月６日は、１階トイレが午後６時 30 分の 40 人、２階トイレ及び３階トイレは行列なしと、日によってばらつきがありまして、８月５日午後６時 15 分の１階トイレの 65 人と、最も混雑しておりました。

本庁舎トイレは、ねぶた運行コースに面しておりまして、市役所が立地しております国道南側では唯一屋内トイレを開放している施設でありますことから、混雑が避けられない施設であると認識しておりまして、今後におきましても、ねぶたを観覧される皆様が快適にトイレを利用できるよう工夫してまいります。

以上です。

○竹山美虎委員長　村川委員。

○村川みどり委員　時間帯や日によって行列の数は違うにしても、やっぱりこういう行列ができるという状況を放置しておいてはいけないというふうに思います。今後さらなる改善していくということですので、やはりこういう、入り口まで出るような行列がないような、さらなる改善策というのはどうしても必要だというふうに思いますので、いろいろやってきたとはいえ、来年度に向けて検討していただきたいと思います。

次に、学校のトイレについて。

朝日新聞が令和８年５月に主要 72 市区の公立小・中学校を対象に実施したトイレの調査に対して、青森市が回答した小・中学校の便器数における男女の内訳を示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　村川委員からの小・中学校のトイレに関する御質疑にお答えいたします。

主要 72 市区の公立小・中学校を対象として、令和８年５月に朝日新聞が実施したトイレの調査結果につきましては、同紙により令和８年８月に公表されております。

その結果、便器の総数は 62 万 4011 基、そのうち男子トイレは大便器・小便器を

合わせて 36 万 8381 基、女子トイレは大便器 25 万 5630 基となっており、男子用便器は女子用便器と比較し 1.44 倍となっております。

この調査に対する本市の結果は、便器の総数は 4400 基、そのうち男子トイレは大便器・小便器を合わせて 2611 基、女子トイレは大便器 1789 基となっており、男子用便器は女子用便器と比較し 1.46 倍となったものであります。

○竹山美虎委員長　村川委員。

○村川みどり委員　全国平均が 1.44 倍、青森市は 1.46 倍ということで、その結果の市教育委員会の認識を示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　小・中学校のトイレに関する再度の御質疑にお答えいたします。

本市の小・中学校のトイレは、国の定める基準や建築設備関係の学会が定めた基準を基に施設の構造や設置スペース等を踏まえた上で、必要とされる便器数を整備してきたところであります。

このような中、国では令和８年６月に、不特定多数の者が利用する公共トイレを対象とするトイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドラインを公表しております。本ガイドラインでは便器数の基準について、男女の性差を踏まえトイレの待ち時間が平等となるように、原則として、利用者がおおむね男女同数である施設においては女性便器数が男性便器数以上となる基準とすることと示されております。文部科学省では、このガイドラインの公表を受け、施設の新築等を検討する際に参考として活用するよう周知しております。

教育委員会では、本ガイドライン等を参考とし、今後改築する学校の男女の便器数について適切に検討してまいります。

○竹山美虎委員長　村川委員。

○村川みどり委員　ガイドラインの説明がありました。

現在建築中の造道小学校の男女比は今分かりますか。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　再度の御質疑にお答えいたします。

現在建築中の造道小学校ですが、男子便器が 52 基、女子便器が 45 基、男女比は 1.15 対１になっております。

○竹山美虎委員長　村川委員。

○村川みどり委員　あら。ガイドラインに沿って建築すれば、先ほど紹介ありましたけれども、男女の性差を踏まえてトイレの待ち時間が平等になるように、原則として、男女同数であれば女性の便器が男性便器以上になることを基準とするということから言えば、せっかく新しいのを造ったのに、何でという感じはします。

今後改築される学校の男女の便器数については、先ほど言っていましたけれども、文部科学省でもこのガイドラインを参考にするようにというふうに言っていますか

ら、教育委員会もそれと同じような考えで、建築・設計していくという考えでよろしいでしょうか。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど申し上げましたが、教育委員会では、これら国の指針やガイドライン等を参考とし、今後改築する学校等における男女の便器数について適切に検討してまいります。

○竹山美虎委員長　村川委員。

○村川みどり委員　このガイドラインにもあるように、女性の場合は、個室への出入り、衣服の着脱の動作が加わること、あるいは月経への対応も必要になると。男性よりもトイレの利用時間が長くなるというふうにされています。このガイドラインにも示されています。

市教育委員会は、いまだに生理用品の保健室配布にこだわり続けています。保健室に行ってから生理用品を受け取ってということでは、さらに時間を要することになるし、全国の７割の小・中学校で既に学校トイレへの設置が実施されています。女性のトイレの増設とともに生理用品の配置を実施することも求めて質疑を終わりたいと思います。

次に、２款総務費２項徴税費１目課税費に関連して、税についてです。

昨年の決算特別委員会でも質疑していますけれども、今年も少なくない市民の皆さんから､年金がちょっとだけしか上がってないのに､ちょっとだけ上がったのに、非課税世帯から課税世帯になってしまったということ、あるいは医療機関からも、課税世帯になったことで医療費の負担割合が変わって、負担増となる方、市民がちらほら見られるという声も寄せられています。

そこでまず、市民税均等割における非課税の基準はどのように決められているんでしょうか。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。税務部長。

○千葉康伸税務部長　村川委員の市民税均等割非課税の基準についての御質疑にお答えいたします。

市民税均等割の非課税につきましては、低所得者層の税負担に配慮を加える趣旨から、地方税法第 295 条第３項により､「市町村は、この法律の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない」と定められております。

また、同法施行令第 47 条の３の基準に従って定めた青森市市税条例第 14 条第２項におきまして､「法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 31 万 5000 円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額以下であるものに対

しては、均等割を課さない」ことと定めております。

非課税の限度額でありますが、具体的には、前年の合計所得金額が、扶養親族がない方につきましては41万5000円､扶養親族がある方については31万5000円に、本人と扶養親族の合計人数を乗じて得た金額に28万9000円を加えた金額以下である場合は、均等割を課税することができないこととなっております。

以上です。

○竹山美虎委員長　村川委員。

○村川みどり委員　去年も聞いたんですけれども、では、令和７年度・令和８年度の市民税納税義務者と市民税均等割課税者数を示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。税務部長。

○千葉康伸税務部長　再度の御質疑にお答えいたします。

令和７年度及び令和８年度の市民税納税義務者数と市民税均等割の非課税者数についてです。

市民税の納税義務者数でありますが、７月１日時点の数字となります。令和７年度は13万3819人、令和８年度は13万1947人、1872人減少しております。

市民税均等割の非課税者数でありますが、同じく７月１日時点の数字となりますが、令和７年度では８万2423人、令和８年度は８万2070人、353人減少しております。

以上です。

○竹山美虎委員長　村川委員。

○村川みどり委員　納税義務者は、去年は1156人増えているんだけれども、今年は1872人減っているということ。それから、非課税者数については、去年は3199人減っているけれども、今年は353人減っているということでした。

では、どういう影響があるのかというのをちょっと具体的に聞きたいんですけれども、市民税非課税世帯から課税世帯になった場合、介護保険料、それから高額介護サービス費､それから高額医療合算介護サービス費にどのような影響があるのか、示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長　市民税非課税世帯から課税世帯になった場合の介護保険制度における影響についての再度の御質疑にお答えいたします。

第１号被保険者の介護保険料は本人及び世帯の市民税の課税状況並びに所得の状況に応じ第１段階から第13段階まで設定されており、世帯全員が非課税であれば第１段階から第３段階まで、本人が課税であれば第６段階以上となります。

影響は個々の状況により異なりますが、例として、65歳以上の単身で年金収入のみの方が課税年金収入額150万円で市民税非課税である場合、介護保険料は第３段階の年額５万6000円であります。この方の年金収入が２万円増加して、課税年金収入額が152万円となり市民税課税となった場合は、第６段階の年額９万円となり年

額で３万 4000 円の増となります。

高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費は、いずれも利用者負担額が上限額を超えた分を申請により払い戻す制度で、上限額は所得区分に応じて設定されております。この方の場合、高額介護サービス費の１か月当たりの上限額は市民税非課税世帯であった時は２万 4600 円でありますが、課税世帯となった場合は４万 4400 円となり１万 9800 円の増となります。また、この方が後期高齢者医療制度の被保険者である場合、高額医療合算介護サービス費の１年間当たりの上限額は 31 万円から 56 万円となり 25 万円の増となります。

なお、上限額の引上げによる実際の負担の増加はサービスの利用状況により異なります。

これらの段階区分、保険料率及び上限額は、いずれも介護保険法令に定める基準に基づくものであり、国において社会保障審議会における議論を経て決定するものであります。

本市といたしまして、引き続き国の動向を注視するとともに制度の丁寧な周知に努めてまいります。

○竹山美虎委員長　村川委員。

○村川みどり委員　課税世帯になると、介護の分野だけで言うと、介護保険料が年収２万円上がっただけで５万 6000 円から９万円になって、年間で３万 4000 円の負担増となると。それから高額介護サービス費の影響で言うと、課税世帯になっただけで月１万 9800 円の負担増となる。それから高額医療介護の合算費で言うと、年間 25 万円の負担増となる。これが介護――利用していない人もいるので一律には言えないけれども、こういう影響が大きくあるということになります。

では、給付金の関係でお聞きしたいと思います。

昨年度も今年度も、様々、非課税世帯・課税世帯分けて、給付金事業が行われていましたけれども、令和６年度に実施した様々な給付金があると思うんですけれども、それについてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長　再度の御質疑にお答えいたします。

令和６年度の給付金についての質疑であります。

令和６年度は、福祉部所管の給付金になりますけれども、４本ありまして、まずは、令和６年度青森市福祉灯油購入費助成金、支給額１万円であります。

２つ目が、令和６年度青森市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金、こちらは支給額３万円であります。

３つ目が、令和６年度青森市物価高騰支援給付金、こちらは支給額３万円であります。

４つ目が、令和６年度青森市物価高騰支援給付金、こちらは支給額 10 万円であります。

以上であります。

○竹山美虎委員長　村川委員。

○村川みどり委員　なので、たった年間１万円、２万円、年金が上がったことによって、今示していただいた福祉灯油や支援給付金あるいは物価高騰支援給付金、合計 17 万円の支援金がもらえなくなると、給付金事業がもらえなくなるということで言うと、本当に大きい影響があるなと思っていて、ちょっとそこのところを何とか改善できないかという思いで、いろんな方からも声があるので紹介して、皆さんに認識させるためにも質疑しようと思って、質疑しました。

ぜひ、こういう課税と非課税のボーダーラインにいる世帯の市民への影響というのはもう限りなく大きくて負担増になるということを、ぜひ国に対して、救済策を市から要望してほしいというふうに思います。上がった年金よりも、各種制度の負担が大幅に増える。やっぱり市民に、皆さんに寄り添った相談窓口を開設するだとか、あるいは市として何かできることをぜひ模索していただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、２款総務費１項総務管理費３目財産管理費に関連して、アウガの噴水についてです。

アウガ正面入り口の噴水施設及びアウガ５階の水車施設の現状についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　アウガ正面入り口の噴水施設及びアウガ５階の水車施設の現状についての御質疑にお答えいたします。

アウガ正面入り口の噴水施設及びアウガ５階の水車施設につきましては、青森市の水のＰＲと水の輝きや美しさに触れることで、人々が集い、親しむとともに、豊かな自然に恵まれた青森市の個性・シンボルのモニュメントといたしまして、ドイツ人の工芸家ゲルト・クナッパー氏がデザインし、平成 13 年のアウガオープン時に設置したものであります。

噴水施設につきましては、令和３年度に水中ポンプが経年劣化により故障いたしまして、現在も運転を休止している状況であります。

また、水車施設につきましては、平成 30 年 11 月に水車の回転不良により故障したことに加えまして、経年劣化によりその他の部品の更新も必要となることが見込まれましたことから、現在も運転を休止している状況であります。

以上です。

○竹山美虎委員長　村川委員。

○村川みどり委員　それぞれ、修繕費用の見積額についてお示しください。また、何者に見積もったのかもお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　アウガ正面入り口の噴水施設及びアウガ５階の水車施設の

修繕費用についての再質疑にお答えいたします。

アウガ正面入り口の噴水施設の修繕費用につきましては、水中ポンプの交換費用といたしまして、令和３年４月の参考見積りによりますと、約 80 万円となっております。また、噴水施設の再稼働に当たりましては、ポンプの修繕に加えまして配管の調査や損傷箇所の修繕、場合によっては配管そのものの更新等も必要となることが想定されますことから、修繕費用はさらに増大するものと見込まれるところであります。

次に、アウガ５階の水車施設の修繕費用につきましては、水車の回転不良を解消するための修繕のほか、経年劣化により交換が必要なその他の部品の更新費用といたしまして、令和３年６月の参考見積りによりますと、約 1700 万円となっております。

なお、これらの修繕費用につきましては、昨今の人件費や物価の高騰により、さらに増大するものと見込まれます。

なお、それぞれの参考見積りにつきましては、噴水につきましては１者、水車につきましては２者となっております。

以上です。

○竹山美虎委員長　村川委員。

○村川みどり委員　80 万円と 1700 万円で、さらにもっと増えるだろうということでした。

修繕する考えはないでしょうか。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　アウガ正面入り口の噴水施設及びアウガ５階の水車施設の修繕についての再質疑にお答えいたします。

アウガの修繕に当たりましては、限られた予算の中で建物全体の維持管理を適切に行っていく必要がありますことから、施設及び設備の老朽化の状況や不具合の程度、事故等の発生リスク、利用状況、修繕に要する費用等を総合的に勘案しながら、アウガの管理運営や安全性に影響を及ぼす不良箇所の修繕を最優先に、優先順位を見極めながら対応しているところであります。

アウガ正面入り口の噴水施設及びアウガ５階の水車施設の修繕につきましても、このような考え方に基づき、他の修繕箇所との優先順位を見極めながら対応してまいります。

以上です。

○竹山美虎委員長　村川委員。

○村川みどり委員　何でこの質疑をしたかといえば、市民の方から言われました。コロナで自粛だ、自粛だと言われて、ずっと我慢を強いられてきたと。やっとコロナが収まって外に出たときに、青森市に何の癒やされるものがない。前はアウガの水車の水の音や流れを見て癒やされてきた。気づいたら正面の入り口の噴水も止

まっていた。平和公園の噴水もなくなったし、青森市内にはそうした癒やしのものが何一つなくなってしまったという声がありました。

確かに、私もそう言われてみればそうだなというふうに思いました。コロナをみんなで乗り越えてきた市民に対して、何らかの癒やしの場を提供してもいいのではないかというふうに思っています。ぜひ前向きに検討していただきたいと要望して終わります。

次に、１款駐車場事業費１項駐車場運営管理事業費１目駐車場運営管理事業費に関連して、本庁舎の駐車場についてです。

本庁舎駐車場入り口の発券機に、トイレ利用のみの場合は駐車料金の免除手続を受けられない旨の貼り紙があります。市民サービスとしてトイレぐらい無料で利用させてもいいのではないかというふうに思いますが、市の考えを示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　駐車料金の免除についての御質疑にお答えいたします。

本庁舎駐車場は、青森市駐車場条例第 20 条の規定に基づき、市役所における各種手続や相談、会議等のために来庁される方の利便性を確保するため駐車料金を免除しており、最終用件課で駐車券に検印を受けた後に守衛室などで免除処理を行っております。

トイレのみの利用の駐車料金を免除対象とすることにつきましては、利用目的の確認が難しくなることに加えまして、市役所に用件があり駐車場を利用される方の駐車スペースを確保する観点からも、一定の基準を設けて運用する必要があるものと認識しております。

過去には、近隣飲食店や事務所への来訪のために市役所本庁舎駐車場に駐車したにもかかわらず、出庫前に守衛室に立ち寄り、不正に免除手続を申請しようとした事例も散見されましたことから、同様の事例が発生しないよう駐車場の発券機に貼り紙を掲示しているところであります。

このようなことから、トイレのみの利用を免除の対象とすることは考えておりませんが、駐車場につきましては、今後におきましても適正な管理と利用者の利便性向上との両立に努めてまいります。

以上です。

○竹山美虎委員長　村川委員。

○村川みどり委員　悪質な利用者に対しては厳正な対応はそれこそ必要だと思いますけれども、トイレだけの利用についてというとやはり行政サービスとして利用させてあげるべきではないかというふうに思います。障害者の人だって利用しに来ますし、授乳中の方だってトイレを利用してくるし、そういう方までも排除されるということはあってはならないと思います。例えば 30 分以内の出庫は無料にするだとか、そういう運用にすることだってできるはずです。市民から税金をもらっているんですから、それぐらいの利用は青森市からの市民への還元だと思えばいいと

思います。改めてトイレのみの利用者も免除手続をできるように改善を求めておきたいと思います。

では最後に、２款総務費１項総務管理費１目一般管理費に関連して、男性の育児休暇について質疑します。

男性の育児休業の利用者は年々増加していて、1992 年の育児・介護休業法施行以来、数回の改正を経て、育休期間の延長、有期雇用への適用、配偶者が専業主婦や育休中でも取得可能になるなど改善がされてきました。現在では、企業への育休取得状況の公表義務づけ、対象労働者への個別通知・意向確認の義務化、さらに分割取得――産後パパ育休といって、子どもの出生後８週間以内に４週間まで２回分割取得可能という制度の創設も実現してきました。給付率も、2025 年の４月からは給付金 80％に加えて税や社会保険料の免除が加わり、最初の 28 日間は男女ともに手取り収入がほぼ 100％保障されるようになりました。

こういう条件の下で、両親ともに 14 日以上育休取得が必要であるということとされており、事実上男性の取得が強く推奨されるようになってきたということも取得率向上の要因の一つだと思います。

では、令和７年度の市職員の男性職員の育休取得人数とパーセンテージを示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　村川委員の男性職員の育児休業の取得状況についての御質疑にお答えいたします。

男性職員の育休取得者数と取得割合でありますが、青森地域広域事務組合を除きます本市男性職員の令和７年度におけます育児休業の取得者数は、新たに育児休業が取得可能となりました職員 24 人に対しまして、18 人が育児休業を取得し、その取得率は 75.0％となっております。

これは、総務省が公表しております直近の全国の市区町村職員の平均取得率 61.0％を上回っているところでありまして、本市といたしましては、今後におきましても男性職員の育児休業の取得を積極的に進めてまいります。

以上です。

○竹山美虎委員長　村川委員。

○村川みどり委員　思っていた以上に取得率が高くて、よかったなと思います。

では、この 18 人の育休取得期間の内訳を示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　男性職員の育児休業取得期間についての再質疑にお答えいたします。

令和７年度に育児休業を取得いたしました本市男性職員 18 人の取得期間の内訳につきまして、１週間未満が１人、１週間以上２週間未満が１人、２週間以上１か月以下が４人、１か月を超え３か月以下が８人、３か月を超え６か月以下が２人、

９か月を超え 12 か月以下が２人となっております。

男性職員の育児休業の取得期間につきましては、令和５年 12 月に閣議決定されましたこども未来戦略におきまして、2030 年までに国・地方の公務員に係る男性の２週間以上の育児休業の取得が目標とされておりまして、本市で育児休業を取得しております男性職員はおおむね２週間以上取得しているところであります。

以上です。

○竹山美虎委員長　村川委員。

○村川みどり委員　では、育休明けの時短勤務措置を利用している人数を示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　直近の部分休業の実績についての再質疑にお答えします。

青森地域広域事務組合を除きます本市職員の令和７年度におきます部分休業の実績につきましては、男性職員１名、女性職員 57 名、合計 58 名となっております。

以上です。

○竹山美虎委員長　村川委員。

○村川みどり委員　時短勤務は男性１名ということで、圧倒的に女性の方が取得しているということだと思います。男女のこういう格差もなくしていって、男性の育休後の時短勤務を利用しやすい環境にしていくことが今後の課題かなというふうに思っています。

子育ては、やっているときは長いけれども、過ぎてしまえばあっという間です。あっという間の子育て期間の中で、育休は本当に一番貴重な時間を子どもと一緒に過ごせる制度です。後で振り返ると、やはりいい経験をしたと答える方が多いです。

ぜひ、民間企業の模範となるように、青森市が積極的に育休取得を広げて、男性トイレにもおむつ替えの台の設置が進むとかというような、そういう社会基盤の変化にもつながるようになっていくことを願って、質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○竹山美虎委員長　次に、蛯名和子委員。

○蛯名和子委員　立憲民主・社民、蛯名です。

３項目について質疑いたします。

まず初めは、４款衛生費１項保健衛生費３目環境衛生費の地球温暖化対策推進事業についてです。

青森市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において、重点取組の一つとして再生可能エネルギーの利活用の推進を掲げ、市が所有する建築物または市有地等の 50％以上に太陽光発電設備を設置することを目標としております。

令和７年度に実施した太陽光発電設備の導入可能性調査検討業務委託の報告内容を示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。環境部長。

○中村敦環境部長　蛯名委員の太陽光発電設備の導入可能性調査検討業務委託についての御質疑にお答えいたします。

令和７年度に実施いたしました青森市所有の建築物または市有地への太陽光発電設備の導入可能性調査検討業務委託は、地球温暖化対策をめぐる国内外の動向を踏まえ、令和７年３月に改定いたしました青森市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に掲げた重点取組である再生可能エネルギーの利活用を推進するため、国の施策と連携した脱炭素・循環・共生社会の構築に取り組む一般社団法人地域循環共生社会連携協会の補助金を活用し、本市が所有する建築物及び市有地への太陽光発電設備導入検討の基礎資料とすることを目的としたものです。

この業務委託内容といたしましては、市所有の建築物及び市有地を対象といたしまして、１つに、太陽光発電設備の導入に当たり生じる課題や考慮すべき地域特性についての調査、２つに、発電シミュレーションによる太陽光発電設備導入優先度の高い建築物及び市有地の抽出、３つに、次世代太陽電池の導入に関する検討を行うものであり、決算額939万4000円、その財源といたしまして当該協会補助金704万5000円を活用しております。

その報告内容といたしましては、現地調査における建築物の屋根の形状など太陽光発電設備の施工性、発電規模及び電力需給バランスを総合的に評価した上で、設置が期待される市所有の建築物及び市有地を抽出していただいております。

また、主に設置場所が屋根に限定される従来の太陽電池の設置だけでは発電量が不足する建築物について、次世代太陽電池による壁面利用やガラス等の建材と一体となった設備の導入を提案していただいております。

以上です。

○竹山美虎委員長　蛯名委員。

○蛯名和子委員　検討業務委託の対象になった施設数なんですけれども、昨年の第３回定例会の予算特別委員会で質疑した際には、調査対象は、市所有の建築物は市内小・中学校、各市民センターなど83か所、市有地については未利用地となっている57か所として答弁いただいたところです。

当該業務では、太陽光発電設備の設置が期待される建築物及び市有地として何か所が提案されているのか、また、次世代太陽電池導入の提案は何か所あるのか示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。環境部長。

○中村敦環境部長　太陽光発電設備及び次世代太陽電池の設置箇所数についての再度の御質疑にお答えいたします。

当該業務で提案されました太陽光発電設備の設置が期待される市所有の建築物は15か所、市有地は５か所、合計で20か所となっております。

また、次世代太陽電池の導入につきましては、市所有の建築物９か所となっております。

以上です。

○竹山美虎委員長　蛯名委員。

○蛯名和子委員　それでは、これらについて、この報告内容を踏まえ今後どのように取り組んでいくのか示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。環境部長。

○中村敦環境部長　今後の取組についての再度の御質疑にお答えいたします。

太陽光発電設備につきましては、全国的に災害発生時に避難所となる施設などへの設置が多く見られ、本市におきましても避難所や緊急時に電力を必要とする市所有の建築物等への当該設備の設置が必要かつ有効であると考えております。

当該設備の設置は、青森市役所の事業活動によって排出する温室効果ガスの削減が期待できる一方で、その設置や維持管理に対する財政負担を鑑みますと、長期的な公共施設の有効活用や配置の最適化の検討と併せた検討が必要であるため、当該設備の設置に向けましては、今回の報告内容を踏まえて、関係部局と協議しながら取り組んでまいります。

以上です。

○竹山美虎委員長　蛯名委員。

○蛯名和子委員　これから、設置や維持管理の財政負担を鑑み、関係部局と協議しながら取り組んでいくとのことでした。

次世代太陽電池に関する提案もありましたが、２年連続の豪雪状況を踏まえると、屋根の積雪等の影響が少ないと考えられるこの次世代太陽電池を活用した壁面利用など積極的に検討すべきだと思いますが、市の見解を示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。環境部長。

○中村敦環境部長　次世代太陽電池の活用の検討についての再度の御質疑にお答えいたします。

次世代太陽電池とは、従来の太陽電池に代わる新たな材料や構造を用いた太陽電池であり、その主な特徴といたしましては、薄くて柔軟なことから折り曲げやゆがみに強く軽量化が可能なことや、材料をフィルムなどに塗布・印刷して造るため製造工程が少なく大量生産ができ低コスト化が見込めることなどのメリットがある一方で、湿気や赤外線、紫外線に弱いことから耐久性が低く寿命が短いことや、量産体制が整っていないことなどの課題もありますが、新たな製品技術として有望視されております。

また、次世代太陽電池につきましては、令和７年度から、国がコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業を実施しておりますほか、国内メーカーからは企業や自治体向けの販売が開始されているところです。

本市といたしましては、市所有の建築物への太陽光発電設備の設置を推進するため、従来の屋根置き設置に限らず、軽量かつ柔軟である次世代太陽電池による壁面

設置等を併用することが温室効果ガス排出量の削減に有効であるものと認識しており、その活用についても今後検討してまいります。

以上です。

○竹山美虎委員長　蛯名委員。

○蛯名和子委員　国も導入支援事業などに積極的に取り組んでいるようですし、雪国ならではの豪雪の影響の少ない次世代太陽電池の活用を積極的に進めてほしいと思います。

さらには、太陽光発電設置を含め施設への導入検討については、避難所や環境教育の一環として小・中学校を優先するなど、厳しい財政状況とは思いますが、環境部以外の関係部局とも積極的に関わって導入をお願いしたいと思います。

また、(仮称) 青森市環境基本計画の策定が令和９年２月を目標に進められているようです。この事業を含めて、環境政策全体にしっかり取り組んでいってほしいと思います。この項は、これで終わります。

次は、２款総務費２項徴税費１目課税費に関連して、森林環境譲与税についてです。

令和７年度の森林環境譲与税の譲与額と譲与基準を示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長　森林環境譲与税の譲与額と譲与基準についての御質疑にお答えいたします。

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるために創設され、令和元年度から譲与が開始されております。

市町村に対する森林環境譲与税の譲与基準といたしましては、私有林人工林の面積、林業就業者数及び人口で案分して譲与されております。それぞれの譲与割合につきましては、私有林人工林の面積が 5.5 割、林業就業者数が２割、人口 2.5 割となっております。

森林環境譲与税は、毎年度２期に分かれて交付されており、本市への令和７年度の譲与額は、９月期が 4821 万 1000 円、３月期が 5422 万 7000 円、合計１億 243 万 8000 円となっております。

○竹山美虎委員長　蛯名委員。

○蛯名和子委員　令和６年度より約 522 万円程度増えているということです。

それでは次に、森林環境譲与税の使途の一つに森林整備がありますが、令和７年度に行った森林整備面積を示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長　森林整備面積についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、財産形成や林業の振興を図るため、市有林や財産区有林等の公有林に

おいて造林・保育などの森林整備を行っているほか、個人等が所有する私有林につきましても、森林経営管理法に基づき森林の管理を行っております。

市有林として約710ヘクタールの面積を管理しており、令和７年度の整備面積は間伐5.71ヘクタールとなっております。

また、本市が財産区との分収造林契約を締結している面積は約500ヘクタールであり、令和７年度の整備面積は保育間伐31.77ヘクタールとなっております。

私有林につきましては、奥地にあり林業経営に適さない等の森林につきまして、森林経営管理事業により、所有者との契約に基づき青森市が直接管理している面積が、令和８年８月末時点で青森地区が約7.5ヘクタール、浪岡地区が約24.4ヘクタールとなっております。

令和７年度の整備につきましては、青森地区で延べ7.78ヘクタール、浪岡地区で延べ5.29ヘクタールを計画しておりましたが、所有者との協議により令和８年度以降に整備する予定としております。

○竹山美虎委員長　蛯名委員。

○蛯名和子委員　整備もなかなか進んでいない状況だと思います。

次は、過去３年間の森林環境譲与税の推移及び森林整備への充当割合を示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長　森林環境譲与税の推移及び充当割合についての再度の御質疑にお答えいたします。

森林環境譲与税の決算額及び森林の整備に関する施策への充当割合について、年度別にお答えいたしますと、令和５年度は決算額が7805万8000円で森林の整備に関する施策への充当が約29.2％、令和６年度は決算額が9721万5000円で森林の整備に関する施策への充当が約37.4％、令和７年度は決算額が１億243万8000円で森林の整備に関する施策への充当が約41.1％となっており、森林の整備に関する施策への充当割合は増加傾向となっているものであります。

○竹山美虎委員長　蛯名委員。

○蛯名和子委員　最後、要望になります。森林整備への充当割合が増加傾向にあるものの、それ以外の普及啓発等に多く使われているようであります。

森林環境譲与税が導入された令和元年度から森林博物館の指定管理料など普及啓発に多く充当されており、これから新たに森林整備事業を拡充し譲与税を充当するためには、また新たな予算の確保が必要だと思います。

しかし、林業を営む経営体も減っています。青森市農林水産データ集によると、林業経営体、令和２年23経営体、法人が４、法人化していないところは19でした。令和７年度は９経営体、法人化が３、法人化していないもの６、こういった状況にあります。人材育成も必要だし、森林整備も航空レーザー計測を導入するなどしないとなかなか進まないと思います。

本市は、青森県内10市で最も広い民有林を持っています。森林の公益的機能の普及啓発の前に、その環境保全機能を保持する事業を大事にしてほしいと思います。まずは、農林水産部を中心に青森市としてこれからの森林整備や活用等をどうしていくのか、真剣に考えていただきたいと思います。これで、この項は終わります。

次は、２款総務費４項選挙費１目選挙管理委員会費に関連して、衆議院議員総選挙について質疑します。

今年２月８日に実施された衆議院議員総選挙の小選挙区における投票率は41.67％と低投票率でした。その低投票率の要因は、豪雪の影響、解散から投開票まで16日間と短かったこと、投票所入場券の送付が期日前投票の開始日までに間に合わなかったことなどとされています。

特に、青森市はじめ豪雪地帯に住む有権者の投票行為は参政権行使であります。このことに大きな影響を与えたのではないか確認したいと思い、取り上げます。

まず最初に、令和８年２月８日に実施された衆議院議員選挙の選挙費について、決算額と主な内訳について示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○太田直樹選挙管理委員会事務局長　蛯名委員の衆議院議員選挙の決算額についての御質疑にお答えいたします。

令和８年２月８日執行の衆議院議員総選挙における選挙費の決算額は１億247万9000円となっています。

決算額の主な内訳につきましては、投開票事務従事者等への報酬としまして3986万8000円、ポスター掲示場設置、管理及び撤去作業業務等の委託料としまして2769万7000円、投票所入場券の発送経費等の役務費としまして1643万円となっております。

○竹山美虎委員長　蛯名委員。

○蛯名和子委員　決算額が１億247万9000円で選挙が行われたということになります。

総務省が今年２月に公表した年代別投票率に関する新聞記事に、全国抽出調査による年代別投票率56.26％、前回より2.41ポイント増は、30代以下の若年層の伸びが全体の投票率を押し上げた一方で、55歳以上で３ポイント以上上回った年代はなく、投票日に各地が大雪となり、60代以上の出足に影響した可能性もあると書かれていました。

それで質疑します。

令和８年２月８日と直近令和６年10月27日の衆議院選挙について、投票率とその増減、60代以上の投票率とその増減を示してください。また、年代別投票率のうち、投票率が最も上昇した年代と最も低下した年代について示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○太田直樹選挙管理委員会事務局長　投票率についての再度の御質疑にお答えい

たします。

令和８年２月８日執行の衆議院議員総選挙の小選挙区における投票率は 41.67％、令和６年 10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙の小選挙区における投票率は 51.38％であり、これらを比較しますと 9.71 ポイント低い結果となっております。

また、そのうち 60 代以上の投票率につきましては、年代別の投票実績を把握しております第 94 投票区の投票所であるサンドームでの実績になりますが、令和８年の投票率は 51.1％、令和６年の投票率は 64％であり、これらを比較しますと 12.9 ポイント低い結果となっております。

次に、投票率が最も上昇した年代は 2.55 ポイントの増で 25 から 29 歳、投票率が最も低下した年代は 16.67 ポイントの減で 75 から 79 歳となっております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長　蛯名委員。

○蛯名和子委員　全体の投票率が 9.7 ポイント減ったのに――9.71 減ったのに――減りました。投票日も終日雪模様だったし、吹雪の時間帯、気温は１日中氷点下で、路面凍結や視界不良のおそれがあったと記憶しております。

このサンドームのデータの抽出ですが、60 代以上が 12.9 ポイントと低く、かなり雪の影響もあったと思われます。また、政府、選挙管理委員会は、2026 年の衆院選に際して、天候のよいときに期日前投票を活用してほしいと繰り返し呼びかけたようですが、天候のよい日に行ってくださいと言われても、本市を含め雪国の１・２月は連日大雪が続きます。

それでは、期日前投票が始まった１月 28 日から２月７日までのアウガにおける期日前投票者数についてお尋ねします。

令和８年２月８日と令和６年 10 月 27 日の衆議院議員総選挙におけるアウガでの期日前投票者数とその増減を示してください。また、日ごとに集計した場合の増減の推移を示してください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○太田直樹選挙管理委員会事務局長　アウガでの期日前投票者数についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和８年２月８日執行の衆議院議員総選挙の小選挙区におけるアウガでの期日前投票者数は１万 3083 人、令和６年 10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙の小選挙区におけるアウガでの期日前投票者数は１万 3727 人であり、これらを比較しますと 644 人の減となっております。

また、その増減を日ごとに集計しますと、今回の選挙は解散から公示までの期間が大変短く、そのため投票所入場券の配達完了が期日前投票期間となったこともあり、初日から６日目までは令和８年の投票者数が令和６年の投票者数を毎日下回り、その増減はマイナス 3120 人、７日目から 11 日目までは令和８年の投票者数が令和６年の投票者数を毎日上回り、その増減はプラス 2476 人という結果でありました。

○竹山美虎委員長　蛯名委員。

○蛯名和子委員　アウガでの期日前投票は前回より 664 人減、そして、１月 28 日から２月２日までの６日目までは毎日多くて 700 人くらいですよね――も減っていました。７日目以降は一気に増加した。そしてその理由として、投票所入場券の配達完了が期日前投票期間となったこともありという説明でした。

しかし、１月 20 日からの豪雪が２月１日では積雪深が 183 センチメートルになり、２月３日までの 15 日間で 261 センチメートルの降雪があった豪雪でありました。こんな記録的な豪雪で除排雪が間に合わなかったことやバスが運休したこと――実際に期日前投票に行くため運休したことを知らずバスをずっと待っていた高齢者夫婦がいたという話も聞いています。投票日も大雪で、身の危険を避け投票を諦めた高齢者がたくさんいたと聞いています。車を持たない高齢者にとって、投票が身の危険と困難を伴います。投票に行きたくても行けなかったという事実があると思います。市営バス担当課のほうにも確認しました。この期日前投票の期間もバスの一部運休や迂回がありましたことも確認しています。

それで、最後は要望になります。衆議院の解散は総理大臣の権限であり、時期の宣言を私たちはできません。しかし、自治体として、冬でも投票しやすい環境づくりが必要であることはそうなんですが、一方で、冬の選挙は豪雪地帯の投票機会が制約され、民主主義の公平性の観点からも問題があると思っています。西市長は選挙前のある候補の事務所開きで、党幹部に青森へ応援に来てもらい冬の選挙がどういうものかしっかり味わってほしいと発言したことが報道されていました。

このように、冬の選挙が有権者、候補者、選挙事務を担う行政にも大変厳しいということ、特に高齢者などが投票する権利が制約されるということを国に伝える努力をしていただきたいと思っています。

以上で、私の質疑を終わります。

○竹山美虎委員長　この際、暫時休憩いたします。

再開は午後３時 20 分からといたします。

午後２時 47 分休憩

―――――――――――――――――――――

午後３時 20 分再開

○竹山美虎委員長　休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

相馬純子委員。

○相馬純子委員　無所属の相馬純子です。よろしくお願いします。

10 款教育費２項小学校費及び３項中学校費１目学校管理費に関連して、市内

小・中学校の校地内除雪に関する令和７年度の決算額及び執行率について伺います。
○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。
○角田毅教育委員会事務局理事　相馬委員からの令和７年度の決算額及び執行率についての質疑にお答えいたします。
小学校校地内除雪委託事業及び中学校校地内除雪委託事業につきましては、除雪業者と委託契約を締結し、校門から玄関に至る範囲及び給食搬入口付近について、重機による除雪を行っております。
当該事業の令和７年度の決算額及び執行率につきましては、小学校が 736 万 3425 円で 95％、中学校が 415 万 4038 円で 98％となっております。
なお、各学校におきましては、当該事業を活用した重機による除雪に加え、学校が所有する小型除雪機や職員の手作業により、適宜、来校者の駐車スペース、非常口や給食搬入口、物置小屋等への通路などの除雪も行っております。
さらに、冬休み明けの授業再開時には、教育委員会が貸与する除雪機を活用しながら、各学校のＰＴＡなどによる除雪も行われております。
○竹山美虎委員長　相馬委員。
○相馬純子委員　執行率はほぼ 100％に近いということで、予算額どおり執行されているんだなということが理解できましたが、ちょっと予算額が少ないなというのが実感です。
それでは、ワンシーズン１校につき何回除雪できるのか、除雪回数について伺います。
○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。
○角田毅教育委員会事務局理事　除雪回数についての御質疑にお答えいたします。
当該事業を活用した重機による校地内の除雪回数につきましては、12 月から３月までの間、１校当たり５回を基本としております。
具体的な作業日程につきましては、多くの児童・生徒や保護者が来校する学校行事の日程や、降雪・積雪の状況を踏まえ、効果的な除雪が行われるよう、各学校が時期を見極めた上で、除雪業者と調整して実施しております。
○竹山美虎委員長　相馬委員。
○相馬純子委員　年間ならすと５回ぐらいを基本にして、重機による除雪が行われていると。
積雪量によって、その年で随分変わるとは思うんですけれども、ただ、市内の小・中学校の校地内除雪というのが、先ほど答弁にもあったように、校門から玄関と給食搬入口までということであって、職員の駐車場スペースというのは、重機では除雪されないということでした。
私、県立学校にもいて、市内の小・中学校にもいたんですけれども、そのときに、やっぱり思ったのが、県立学校にいる間、駐車場の除雪もちろんしたことないですし、事務の人もしてない。ということは、重機でざーっと県立学校って除雪されて

いるんです。全て県費で業者による除雪が行われていて、朝早く学校に行くともう、すかーっときれいだったんです。県立に行ってちょっとびっくりしたんですけれども。

市内の中学校にいたときは、随分前のことですけれども、学級に除雪当番が割り当てられて、例えば１年５組は今週の金曜日ですとなると、子どもたちが朝早く来て担任と一緒に除雪するんですよ、玄関とか。で、先生たちかわいそうだからって、駐車場も除雪してくれたりしたんですけれども、もうくたくたです。

除雪終わって、学校に入って、朝の会やって、１時間目から例えば４時間目まで授業があったとしたら、もう死んでます、という記憶があります。

県立学校に来て１回もそんなことをしたことがなく、県のほうにも問い合わせしたんですけれども、今もそうだそうです。どこからどこまで除雪しなさいねと県から指導してるわけじゃないんですけれども、県立学校ではやっぱり駐車場も含めて全部除雪している。それで、予算が足りなくなると、要望があると配分するということでした。

いいですね、市町村にも分けてくださいよという感じですよね。やっぱり予算が県立の学校は行き届いているんだなって。教職員はもう、教育という本来の業務に専念できる環境なんだなというふうに、すごい実感しました。

じゃあ今はどうなのかというと、私がいた当時よりは随分多忙だと思うので、朝行って除雪するというゆとりはないと思うんです。

先生たちの話を聞くと、１人 5000 円から 6000 円を出して業者に依頼をして、先生方の駐車場の除雪を行っているというふうに聞きました。

この現状について、教育委員会の御認識を伺います。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事　教育委員会の認識についての御質疑にお答えいたします。

校地内除雪につきましては、学校における児童・生徒をはじめ、保護者や地域住民など来校者の安全確保、並びに避難経路や給食搬入口の確保など、教育活動の維持を目的に実施しているところであります。

一方で、教職員が利用している駐車スペースにつきましては、校地内除雪の本来の目的に含まれないことから、公費による除雪の対象とはせず、利用する教職員自身が除雪を行うこととしております。

なお、教職員の駐車スペースの除雪を除雪業者に依頼している学校につきましては、当該校の教職員同士による話合いの下、除雪方法を決定し、実施しているものと認識しております。

○竹山美虎委員長　相馬委員。

○相馬純子委員　職員の駐車スペースは校地内除雪の本来の目的には含まれない、という御答弁でしたけれども、県立学校は含まれると思っているんですかね、そこ

ら辺どうなんですかね。全国的に校地内除雪というのは、職員の駐車スペースを含まないということなんですかね。そこちょっと調べてないんですけど。

県立学校では、駐車場も含めて校地内除雪って捉えているので、業者が除雪してるんだなというふうに思いますけれども、目的としてた教育活動の維持が目的ということだったんですけれども、教育活動の維持が目的であれば教員の安全確保、これは優先されるべきことだと思います。

この間のシーズンでいうと、命がけで学校まで行くわけですよ、先生たちが。スタックしながら出してもらって一生懸命行って、たどり着いた学校の駐車場はめちゃくちゃだとすると、やはり子どもの教育活動に支障が及ぶと。それは当然だと思うんです。

ただ、やはり市の教育委員会としても、予算さえあれば、先生たちの駐車スペースだって、除雪してあげたいという気持ちだと思うんです――ですよね。すいません。

弘前市の教育委員会にも校地内除雪について伺ってみました。そしたら除雪範囲については、本市と同じように――やっぱり市町村って厳しいんだなと思ったんですけれども――校門から給食搬入口までということでした。各校が駐車スペースをどう除雪しているかは、教育委員会では把握してないっていうことでした。お金を出し合って自分たちで業者に頼んでやっているかもしれないし、自分たちでやっているかもしれないんだけれども、そこは把握してないと。

ただ、行事があったり――先ほども、青森市でも行事を踏まえて、いつやるかというのは決めると答弁にありましたけれども、行事や豪雪時、状況に応じて臨時的に除雪を行うということでしたので、予算配分以外にも必要に応じて業者での除排雪というのは行いますよ、ということを伺っていました。

校地内除雪、先生たちの駐車スペースも含めてですけれども、やはり自腹を切って除雪しなきゃいけないとか、教育活動の前に除雪しなきゃいけないっていうような、教職員の負担を軽減していただくためには、校地内除雪の予算増額が必要だなというふうに思います。

事務の方も一生懸命やってくださってはいるんですけども、市の小・中学校の事務の方は１人、校内のいろんなことをやってくれる方もお一人ぐらいかなと思います。県立学校でも事務職員を削減されましたけれども、それでも除雪作業に従事できる職員って二、三名はいました。市内の小・中学校は人員もいない、予算もないと。それで、先生がお金を出し合って除雪していると。片や県立学校はその必要がない。

同じ教職員なのにどうかなって、自分の経験を踏まえても思うんです。市内の小・中学校の先生たちって大変だなってやっぱり実感として思いますので、いきなり予算化するという対応は困難だと思いますけれども、例えば弘前市のように状況に応じて臨時的に予算をかけて除雪するとか、校地内除雪の範囲をちょっとずつ広

げていくとか、そういうふうにして教育の目的というのが十分に果たされるような工夫をしながら行っていっていただきたいなというのは要望です。そのためには予算の増額が必要ですので、副市長よろしくお願いします。

それでは、校地内除雪については以上で終わります。

続きまして、10 款教育費１項教育総務費２目指導研修費に関連して１人１台端末の修繕について伺います。

令和７年度における１人１台端末の修繕に係る予算額と執行額について伺います。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　相馬委員からの１人１台端末についての御質疑にお答えいたします。

本市では、国のＧＩＧＡスクール構想に基づき、令和２年度から、１人１台端末の導入を進め､令和７年度には全ての公立小･中学校への配備を完了しております。

１人１台端末の修理につきましては、教育委員会事務局総務課の職員が修理できるものについては職員が直接修理し、職員が対応できないものについては、業者へ修理を依頼しております。

業者に依頼した１人１台端末の修理に係る令和７年度の予算額につきましては、当初予算は令和６年度と同額の 1010 万 3000 円としていましたが、端末使用中の破損や経年による故障が多く発生し、修理を要する端末が増加したことから、追加の修理費として 1161 万円を 12 月補正で計上したところであります。

これにより、令和７年度における予算額及び執行額につきましては、予算額は 2171 万 3000 円、執行額は 2168 万 780 円となったものであります。

○竹山美虎委員長　相馬委員。

○相馬純子委員　補正をかけてほぼ 100％の執行率だったということです。

あと３分ぐらいしかないので、最後私がしゃべって終わります。

２つ目の質疑としてどのように修繕を行っているかというのを質疑する予定だったんですけれども、先生たちからキーボードの破損、これくらいでは修繕できないと返されるという話を聞いて、この質疑を行うことにしたんですけれども、聞き取りのときに担当の方が、前はそういうこともあったかもしれないけれども、今はそんなことは絶対ありませんというふうに、すごく真摯な態度で誠実に声を高くしておっしゃっていました。その修繕のシステムも受け付けませんというシステムではないですということを、すごい熱く話してくれたので、私は信用できるな、信用すると思いました。

その話をしてくれた先生方に、今は絶対そんな対応はしないから、軽微のものでも修繕を受け付けてくれて、子どもたちに不利益がないようにしてくれるからねというふうなのを伝えたいと思います。先生方の信頼を勝ち取るように、これから今の対応をより強化して、子どもたちの不利益がないようにお願いしたいなというふうに思います。

あと、中学生の端末は新しく購入するということでしたが、小学生のほうが長いので、６年生が卒業したら２年生に行ってという状況ですので、小学校の端末も早い時期に新しく購入してくださることを強く要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○竹山美虎委員長　次に、木村淳司委員。

○木村淳司委員　創青会、木村淳司です。

まず、10 款教育費２項小学校費及び３項中学校費１目学校管理費に関連して、学校配当予算についてお伺いします。

急遽、質疑時間が想定の半分になりましたので、昼休み、執行部の方と残す再質疑を調整した後、ＡＩにカットする再質疑をコメントに置き換えるように指示をして作業させておいて、先ほどの休憩時間に原稿をプリントアウトしたところです。

それでは、進めていきたいと思います。

まず、学校配当予算の概要についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　木村委員からの学校配当予算の概要についての御質疑にお答えいたします。

学校配当予算は､学校の管理運営や各種行事等に要する経費に係る学校管理費や、教材用の消耗品や備品の購入といった教材整備に要する経費に係る教育振興費で構成され、各学校ではそれぞれの需要に応じて予算を執行しております。

令和８年度当初予算における学校配当予算の額は、小学校 41 校に対し３億 4006 万 6000 円、中学校 19 校に対し１億 7227 万 8000 円の、合わせて５億 1234 万 4000 円となっております。

○竹山美虎委員長　木村委員。

○木村淳司委員　燃料費から画用紙まで、学校のいろんなものがこの中に入っているということです。子ども１人当たりにすると年間約３万円前後。令和６年度と令和７年度の決算額を見ると、児童・生徒１人当たりの学校管理費は、ほぼ横ばいで推移していますが、同じ期間、消費者物価指数は 2.6%の上昇ということで、それを加味すると、学校の購買力が落ちているのではないかと危惧しています。

学校ごとに見ると、15 学級 270 人の小学校が大体配当額 1000 万円ぐらいになるということです。三内小学校、浪館小学校、造道小学校あたりです。中学校だと 15 学級 330 人が配当額約 1000 万円の基準と。甲田中学校、三内中学校、浪岡中学校あたりがこれぐらいの規模になるということです。

次に、配当予算の費目別の内訳と配当額に占める割合をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　学校配当予算の費目別内訳等に関する再度の御質疑にお答えいたします。

配当予算の費目別の内訳につきましては、小学校の主な内訳は、割合の高い順に

暖房などに要する燃料費が１億 7992 万 5000 円で 52.9％、図書、各種用紙やコピー代などの消耗品費が１億 49 万 9000 円で 29.5％、備品購入費が 2609 万 9000 円で7.7％､学力検査などの手数料が 1228 万 6000 円で 3.8％､印刷製本費が 687 万 9000 円で 2.0％、備品の修繕などの一般修繕料が 551 万 9000 円で 1.6％、ガラスの修理などの軽微な施設修繕などの維持修繕料が 425 万 7000 円で 1.3％などとなっております。

中学校の主な内訳は､燃料費が 7433 万 6000 円で 43.1％､消耗品費が 6365 万 1000 円で 36.9％、備品購入費が 1339 万円で 7.8％、手数料が 917 万 8000 円で 5.3％、印刷製本費が 379 万 7000 円で 2.2％、一般修繕料が 327 万 6000 円で 1.9％、一般修繕料が 246 万 1000 円で 1.4％などとなっております。

先ほど小学校の内訳として、学力検査の手数料を 1228 万 6000 円と申し上げましたが、正しくは 1288 万 6000 円でありました。謹んでおわびし、訂正させていただきます。

そして、中学校の内訳、最後、一般修繕料 246 万 1000 円と御答弁申し上げましたが、正しくは維持修繕料でありました。

○竹山美虎委員長　木村委員。

○木村淳司委員　燃料費だけで小学校は半分を超えています。燃料費と消耗品費を合わせると小学校が 82.4％、中学校がちょうど 80％となっていると。燃料費と維持修繕費以外は予算の中で流用ができるということなんですが、実際にはコピー代を減らしてそれが余ったからほかに回せるかっていうと、なかなかそういうことは難しいのかなと思っています。

学校配当予算と聞くと、学校が自由に使えるというようなお金のような感じもするんですが、実際聞いてみると、学校運営するために必要なものをこの予算の中で何とかやりくりをしてください、という性格のものなんだなという感じがいたしました。学校現場も教育委員会も大変だと思います。

この水準で学校の日常的な教育活動に必要な経費というのは足りているんでしょうか。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　再度の御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、各学校の規模や実情を踏まえ、学校配当予算として、学校運営に必要な額を配当しております。

また、令和７年度の熊よけスプレーの購入といった不測・緊急の事態が発生した場合などは、教育委員会が学校配当予算とは別の予算から、必要な物品を一括購入し、各学校へ配付するなど、必要な対応を行っております。

教育委員会といたしましては、物価高騰など厳しい財政環境の中にあっても、児童・生徒の教育環境の向上を図るため、引き続き必要な予算の確保に努めてまいります。

○竹山美虎委員長　木村委員。
○木村淳司委員　緊急時には予算措置をして対応していただいているということでした。
日常の予算が足りているのだろうかということに、私は問題意識を持って今回お聞きをしています。市内の学校ではＡ４の資料をＡ３に２ページ分並べて印刷して、真ん中を電子裁断機で半分に切って節約しているということを聞いております。
また、先生が研修に参加する際の資料代、ＰＴＡ会費から出している学校もあると聞いております。業務として必要な研修であれば、これは本来公費で支出するべきものだと私は思います。
また、修繕も備品がちゃんと修繕されるということ、これは子どもたちの気持ちにも非常によい影響があるというふうに学校の先生から聞いています。一方で、保護者の方や学校の先生からは、細かい備品が直せないと、教育委員会何とかしてよ、という声も聞くことがあります。その気持ちはよく分かるんですけれども、先ほど私も足りているのかとストレートにお聞きしましたけれども、非常に答えづらい質疑だったと思います。教育委員会の立場では、必要額配当していますとしか言えないと思います。これは本来、教育委員会に聞くべきことではないのかもしれません。
学校配当予算、どのような考え方で編成されているのか、また、その額を最終的に誰が決めているのでしょうか。
○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。
○泉宏明教育委員会事務局教育部長　学校配当予算の編成に関する再度の御質疑にお答えいたします。
学校配当予算につきましては、毎年度、本市が定めている当初予算編成方針に基づき、学級編成表、各学校の規模、前年度の執行状況等を踏まえ、学校管理費及び教育振興費のそれぞれについて、教育委員会において学校ごとに所要額を積算し、これを合算して予算要求を行っております。
最終的な予算額につきましては、本市が予算案として調製し、議会の議決を経て決定されるものであります。
○竹山美虎委員長　木村委員。
○木村淳司委員　予算調製の権限というのは法律上、教育委員会ではなくて市長にあります。子育て先進都市を掲げるのであれば、学校の予算が足りているのかという問題、市全体の予算配分の問題としてぜひ考えていただきたいと思います。
以上でこの項を終わります。
次に、４款衛生費１項保健衛生費１目保健衛生総務費、令和７年度病院事業会計決算について質疑いたします。
令和７年度決算における市民病院の純損益と入院外来の患者数をお示しください。
○竹山美虎委員長　答弁を求めます。市民病院事務局長。
○今国弘市民病院事務局長　市民病院の決算についての御質疑にお答えいたしま

す。

令和７年度決算における市民病院の純損益は、前年度から約５億 1000 万円悪化し約 15 億 7400 万円の純損失となりました。

前年度と比較し純損失の額が増大した理由は、人事院勧告等を踏まえた給与改定の影響や、物価高騰に伴う経費の増などがあったものの、患者数減少に伴う材料費の減や高額医療機器の償却終了に伴う減価償却費の減等の影響により、事業費用としては前年度と比較し約１億 1600 万円の減となった一方、主に入院延べ患者数の減に伴う医業収益の減により、事業収益としては前年度と比較し約６億 2700 万円の減となったことによるものであります。

なお、患者数につきましては、入院延べ患者数は７万 7980 人で前年度と比較し 9373 人の減、外来延べ患者数は 15 万 9887 人で前年と比較し１万 769 人の減となったものであります。

市民病院といたしましては、人口減少や少子・高齢化に伴う医療需要の変化、医療従事者不足、物価高騰や人件費の上昇など、病院事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、持続可能な医療提供体制の構築に向け、病床規模の適正化や経営の効率化に取り組んでおります。

令和７年度におきましては、許可病床数を 459 床から 352 床へ見直すとともに、ベンチマークシステム及び共同購入組織を活用した診療材料等のコスト縮減に取り組んだほか、診療報酬加算の算定強化や、各病棟への専任薬剤師配置に向けた体制整備など、医療の安全と質の向上に向けた取組を進めております。

また、県立中央病院との統合による新病院の整備につきましては、令和７年３月に策定した基本計画に基づき、基本設計業務等を進めております。

今後におきましても、青森地域保健医療圏における中核病院としての役割を果たしていくとともに、医療需要や医療提供体制の変化を踏まえ、病院の機能や規模の適正化、経営の効率化を進めながら、安全で良質な医療の提供と信頼される病院を目指し、取り組んでまいります。

○竹山美虎委員長　木村委員。

○木村淳司委員　人件費の増もあると。これは医療従事者が不足して首都圏への流出もある中で、待遇で見劣りすれば確保ができないということで、給与改定は必要なことだと思います。

一方で、患者数が入院で令和元年度に比較すると３分の２、この１年でも 10％以上減っています。人口減少に加えて、医療技術の進歩で入院が外来や日帰りに置き換わり、在院日数が短くなったことも大きな要因と考えられます。

一般会計からの繰入金が令和７年度は前年度より約４億 4500 万円減少した 15 億 2800 万円、繰入金が減ったと。しかし、一方で決算書を見ると企業債の残高が大きく増えています。これは国が新たに創設した経営改善推進事業債、これを 21 億円借り入れたためだということでした。

昨年 12 月の答弁では、この元利償還が令和８年度から毎年約１億 6500 万円と、これ 15 年間続くと、統合新病院が開院して市民病院が閉院後も残るということになります。現時点では、借りて時間を確保したこの間に何をするのかということが非常に重要と考えます。

そこでお伺いします。現在取り組んでいる青森市民病院令和８年度運営方針の内容をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長　令和８年度運営方針の内容についての御質疑にお答えいたします。

市民病院では今年度、病院の理念である「安全で良質な医療の提供と、みなさまに信頼される病院を目指します」を実現するとともに、診療報酬改定に適切に対応しながら、経営基盤の強化を図り、持続可能な医療提供体制の確保に努めるため、青森市民病院令和８年度運営方針を策定いたしました。

この運営方針では、具体的な方針として３つの柱を掲げておりまして、１つには、急性期病院としての役割と責任を果たしましょうとして、青森地域保健医療圏における拠点的急性期病院としてふさわしい医療を提供するため、具体的な行動といたしましては、クリニック等からの紹介患者を原則として受け入れるとともに、病状が安定した患者につきましては、かかりつけ医への逆紹介を進めることとしておりますほか、全身麻酔手術件数月 100 件以上、救急搬送患者１日平均 10 件以上の受入れを目標に取り組んでおります。

２つには、自宅での日常生活に戻れるようなケアをしっかり提供しましょうとして、具体的な行動といたしましては、入院前支援及び退院支援を総合的に調整するとともに、退院時には服薬指導、栄養指導、リハビリ指導等を確実に行い、患者が安心して住み慣れた環境での生活に移行できるよう、取り組んでおります。

３つには、医療ＤＸなど働きがいと成長を支える組織をみんなでつくりましょうとして、具体的な行動としては、薬剤師の病棟配置をはじめとする業務体制の見直しのほか、人材育成やハラスメントの根絶に取り組むとともに、患者情報の記録等を行うため、電子カルテと連携したスマートフォンの活用などにより、スマートホスピタルの実現を目指しております。

これらの取組を着実に推進するため、病院幹部職員を委員とし、病院の管理運営に関する重要な事項について審議等を行う青森市民病院管理会議において、各指標の推移を継続的に把握するとともに、進捗状況を共有しておりますほか、病院全体で改善事項についての具体的検討を進めるなど、急性期病院としての機能強化と組織力の向上を図りながら、市民に信頼される病院づくりを進めるとともに、併せて経営改善に資することを目指して取り組んでおります。

○竹山美虎委員長　木村委員。

○木村淳司委員　令和７年度の答弁でＡＩ活用など医療ＤＸに取り組んでいくこ

とを検討、というのがありましたが、今回の答弁でスマートフォンと電子カルテの連携など、少しずつ具体化してきたと思います。市民からは、朝９時に市民病院に行ったらさんざん待たされて診察は午後だったという声も聞きます。診察以外の効率化をぜひ進めていただきたいと思います。

ただ、正直に申し上げると、こうした取組で改善ができるのは、30億円規模の赤字と繰出金のうち、１億円とか２億円といった規模ではないかと、どれだけ頑張ってもです。残りはやはり一般会計からの繰り出しで処理したり、処理し切れないものが未処理欠損金として積み上がって、閉院後も市の財政に影響を残してしまうと。

日本病院会など６つの病院団体の 2024 年調査では、医業費用の伸びというのは黒字病院も赤字病院も前年比 2.6％で差がない。病床利用率が黒字 85.5％、赤字77.5％と差があると。つまりコスト削減をみんなもうやってると。ただ、病床が埋まらないと根本的には経営改善が難しいということだと思います。

病床を埋めると考えたときに、急性期病院、入り口として大きいのが救急です。運営方針でも救急搬送患者１日平均 10 件以上と掲げていますので、受入れの状況を確認したいと思います。

令和７年度の救急車の要請件数、受入れ件数、不応需件数と応需率、平日日中と夜間休日の別も含めてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長　令和７年度の救急車の要請件数等についての御質疑にお答えいたします。

救急車の受入れについて、青森地域保健医療圏の中核を担う急性期病院であります市民病院は 24 時間 365 日、二次救急医療機関として救急患者の救命等の医療に当たる体制で運営しております。

一方、本市における休日や夜間の二次救急の受入れにつきましては、地域の４病院による病院群輪番制に参加しておりまして、市民病院は内科が毎週火曜日、土曜日の週２日、外科が毎週月曜日、水曜日、金曜日、土曜日の４日を担当しておりまして、この当番制の運用に当たっては、県立中央病院や市民病院を中心に、ほかの輪番病院が対応困難な場合に相互に補完しているものであります。

この結果、令和７年度の要請件数につきましては、平日日中が 1236 件、夜間休日が 2981 件の合計 4217 件、受入れ件数につきましては、平日日中が 914 件、夜間休日が 2192 件の合計 3106 件、不応需件数につきましては、平日日中が 322 件、夜間休日が 789 件の合計 1111 件、応需率につきましては、平日日中が 73.9％、夜間休日が 73.5％の合計 73.7％となっております。

これら市民病院の救急車の受入れにつきましては、青森地域保健医療圏全体の約４分の１を担っている状況であります。

○竹山美虎委員長　木村委員。

○木村淳司委員　市民病院の病床利用率を見ると 60％台ということで、病床４割近

く空いています。市民からは空いていたほうがいざというとき安心なんじゃないかと言われることもありますが、実際には受入れができない救急もあるということでした。

不応需となる理由というのをお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長　不応需の理由についての御質疑にお答えいたします。

市民病院における救急患者の受入れにつきましては、急性期病院として患者の症状や緊急度を踏まえ、想定される専門の診療科での受入れが可能かどうかを判断し対応しております。

この過程におきまして、患者がより高度な専門的医療を必要とすることが想定する場合には、高度急性期を担う県立中央病院へ搬送を依頼することや、かかりつけ医で対応可能なことが想定されるような場合には、回復期病院や医院等へ搬送を依頼することがあるほか、当番医が別の救急患者の対応をしている場合等にも、他の病院への搬送をすることがあります。

○竹山美虎委員長　木村委員。

○木村淳司委員　現場の医療従事者の方からは、救急車を受け入れるスペースがあまりないので、埋まると受けられないという話であるとか聞いております。また、専門の診療科での受入れ可能か判断という御答弁もありましたが、前回の議会で常勤医師２人以下の診療科が全体の半数あるということでしたので、担当医が足りなくて受けられないということもあるんじゃないかなと思います。

役割分担で不応需ということであれば必要なことだと思いますが、昨年の病院審議会で私が、病床が空いてるのになぜ受けられないのかと質問した後、現場の医師の方から、病床が空いていることと救急を受けられることは違いますと、救急の現場はいっぱいいっぱいで担当日でなくても救急車が来ます。簡単に考えないでくださいと教えていただきました。

ですから、この 1111 件の不応需というのも役割分担によるものと受入れ体制の限界によるものがどれくらいなのか実態がちょっとまだ見えてこないと。運営方針の１日 10 件にすると、これ年間 3650 件と、今の 3106 件から２割近く増やすことになる。これが可能なのかどうか、実態が分からないとちょっと審査が難しい状況なのかなと思います。

市民病院だけで受入れを増やすことに限界があるのであれば、救急を受けた後の患者さんの流れをつくる必要があります。県病から市民病院の転院件数というのを確認したところ、令和７年度は通常の紹介による転院が 214 件、それから下り搬送が５件ということでした。

県病も令和７年度の純損失が 30 億円を超え、県の一般会計からの繰り入れも例年 35 億円規模になっています、合計 65 億円と。市民病院と違い、患者が増えて病床が空いていないけれども、高度急性期の高いコストを収益で吸収できないという

構造です。

データを見ると、誤嚥性肺炎、尿路感染症といった高齢者救急の方も相当数入院しています。これ全体として、市全体の医療の姿として考えられるのが、救急の入り口を県病に集約して診断と初期処置を行って、高度急性期が必要なら患者は県病に残ると、そうでなければ、市民病院ほかそういったところに早期に転院する、救急集約、入院連携という形が考えられるのではないかと思います。

もちろんこれは単純な話ではなくて、手術は両病院で地域の需要を支えていまして、診療科ごとに全然事情も違うと思いますので、できるところからぜひ進めていただきたいと思います。

全国では、湘南鎌倉総合病院、済生会熊本病院、それから民生環境常任委員会で１年前に視察に行きました中東遠総合医療センターが、これ断らない救急を掲げております。中東遠総合医療センターは統合後に救急受入れと病院利用率が上がって経常収支も改善しています。

この３病院はいずれも、青森市で言えば県立中央病院の役割を果たす病院です。さらに中東遠地域では、この中東遠総合医療センターでの処置を終えた患者さんを受け入れる病院の経営も健全になっています。このうちの一つ、聖隷袋井市民病院というのが 150 床の病院なんですけど、令和６年度の病床稼働率が 88.6％で経常収支は黒字と、圏域全体の役割分担で患者さんからすると、救急搬送でたらい回しにされない、治療段階によって適切な医療機関で処置が受けられる。そして、行政側からすると圏域全体の医療機関は健全な経営ができる、ということを実現しているということです。

救急受入れや転院に関するルールづくり、ぜひ県や地域の医療機関と一緒に具体的に進めていただきたいと思います。

一方で、救急機能の集約や入院連携に向けては、人員などの医療リソースの移行が必要になります。企業団の設置を待たずに県病との役割分担、人員配置の見直し、これの見解をお伺いしたかったんですが、ちょっと時間がないのでコメントということにさせていただきます。これを早期に企業団設置前にどんどん進めていただきたいと思います。統合病院になってから、ある日突然この医療の役割を変えるというのは非常に難しいので、早期にこれ検討していただきたいと思います。

最後に、浪岡病院についてです。令和７年度決算を確認したところ、純損失は前年度から約 1200 万円悪化した約 4800 万円、入院延べ患者数は 412 人の減少、外来も 2341 人の減と。病床利用率 32.1％、外来は弘前大学などの応援で維持している状況と考えます。

医療のアクセスは非常に大切ですし、限られた体制での維持も理解をしているんですが、これ一般会計から７億 3000 万円を繰り出した上でのこの赤字と、これ医業収益の２倍近い公費が入っていると。市民病院は医業収益に対して繰入金は２割程度ですので、公費の依存度は浪岡病院のほうがはるかに高い構造になっています。

これは問題だという意識を市も持っていると思いますので、昨年度コンサルタントに在り方の調査依頼をして３つの案が示されたということです。

この３案のうち、市はどの案を軸に検討し、いつまでに方向性を決定するのかお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長　浪岡病院の将来の病院機能についての御質疑にお答えいたします。

浪岡病院では、令和６年３月に策定した青森市公立病院経営強化プランに基づき、利用促進に向けて様々な取組を行ってきましたが、令和６年度決算がプランに掲げた収支計画と大きく乖離したことを契機に、高度で専門的な知識を有する第三者に病院の経営に向けた調査・分析等を業務委託することといたしまして、昨年度末にその報告を受けました。

委託業者からは今後の浪岡病院の在り方として、地域環境、人口推計等を踏まえ、県内や全国の同規模人口の地域の病院事例も参考に、浪岡地域において果たすべき浪岡病院の役割等の視点から、病床機能転換による今後の収益改善の可能性を複数提示されました。

具体的には、１つに、救急搬送等の急性期患者を対象とした医療を提供する急性期病院を維持した場合、２つに、病棟を病状が安定した患者等に対し、リハビリや在宅復帰に向けた医療等を提供する地域包括医療病棟や地域包括ケア病棟へ転換した場合、３つに、地域における初期診療を担う診療所へ転換した場合、この診療所についても有償と無償ということでパターンがあります。

ですので、必ず３つということではなく、選択肢としては５つ、６つ、様々な可能性があるということで、現在これら全ての提案について実現可能性、影響等について調査・分析を進めておりまして、今後は地域の介護事業所等からの聞き取り、有識者等からの御意見をいただきながら、可能な限り早期に方向性を示してまいります。

○竹山美虎委員長　木村淳司委員に申し上げます。

創青会会派の持ち時間が経過いたしましたので、これをもって終了させていただきます。

本日の委員会はここまでで終了し、明日午前 10 時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後４時８分散会

２日目　令和８年９月 15 日（火曜日）午前 10 時開議

○竹山美虎委員長　皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

委員の皆様におかれましては、議会運営委員会申し合わせ事項を遵守し、質疑を行うようお願いいたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民クラブ、奈良祥孝委員であります。

私の持ち時間は 59 分ありますので、それでも歳入だけを質疑しておきます。実は再質疑もやりたかったんですが、再質疑もやると 60 分以上になってしまいますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは初めに、歳入項目の予算現額と調定額の増減の理由をお示しください。よろしくお願いします。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。税務部長。

○千葉康伸税務部長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）奈良委員の予算現額と調定額の増減理由についての御質疑にお答えいたします。

税務部が所管する歳入予算の２款地方譲与税から９款環境性能割交付金までの８項目につきましては、地方財政計画で示される伸び率等を用いて積算し予算計上しております。予算現額は、地方消費税交付金を除き、当初予算額と同額となっております。

各歳入項目の令和７年度予算現額に対する調定額の増減理由でありますが、初めに、２款の地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税の合計で、予算現額９億 8347 万 7000 円に対しまして、調定額９億 6861 万 1389 円で、1486 万 5611 円の減となっております。

前年度決算額比較では、1017 万 8612 円の増となりましたものの、地方揮発油譲与税におけるガソリン乗用車登録台数及びガソリン需要の減少などにより、譲与額が見込みよりも伸びなかったものであります。

次に、３款の利子割交付金につきましては、予算現額 2151 万 3000 円に対しまして、調定額 5781 万 6000 円で、3630 万 3000 円の増となっております。金融機関の利子支払い額が増加し、見込みを上回る結果となったものです。

次に、４款の配当割交付金が、予算現額１億 10 万 6000 円に対しまして、調定額１億 2935 万 8000 円で、2925 万 2000 円の増となっております。企業の業績が回復

傾向となったことによりまして、株式配当等が増となった企業が見込みを上回る結果となったものであります。

次に、５款の株式等譲渡所得割交付金が、予算現額１億 5697 万 6000 円に対しまして、調定額２億 305 万 2000 円で、4607 万 6000 円の増となっております。株価の上昇に伴いまして、株式売買が活発に行われ、譲渡益が見込みを上回る結果となったものであります。

次に、６款の法人事業税交付金が、予算現額５億 1706 万 5000 円に対しまして、調定額５億 573 万 6000 円で、1132 万 9000 円の減となっております。見込みよりも一部の法人の事業活動が低調だったこと等によるものと考えております。

次に、７款の地方消費税交付金が、予算現額 78 億 8988 万 4000 円で、調定額 81 億 9395 万 8000 円で、３億 407 万 4000 円の増となっております。物価高による影響、賃金上昇による国内消費が堅調に推移したことなどにより、見込みを上回ったものであります。

次に、８款のゴルフ場利用税交付金が、予算現額 1871 万 5000 円に対しまして、調定額 2327 万 484 円で、455 万 5484 円の増となっております。前年度決算額比較では 58 万 3345 円の増でありまして、ゴルフ場利用者数が増となったものであります。

最後に、９款の環境性能割交付金でありますが、予算現額 9303 万 2000 円に対しまして、調定額 9024 万 4000 円で、278 万 8000 円の減となっております。中古車の販売台数が伸びなかったことにより、見込みを下回ったものと考えております。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）奈良委員からの歳入項目の予算現額と調定額の増減理由に関する御質疑のうち、12 款、16 款から 20 款及び 22 款について順次お答えいたします。

初めに、12 款地方交付税における増減理由についてであります。

12 款地方交付税につきましては、予算現額 323 億 4887 万 9000 円に対し、調定額 346 億 4068 万 9000 円で、22 億 9181 万円の増となっており、地方交付税のうち、特別交付税について、予算現額を 37 億円と見込んでいたところ、決定額が過去最高の 59 億 9181 万円となったことによりまして、予算現額よりも調定額が上回ったものであります。その理由といたしましては、昨冬の豪雪災害に対応するため、過去最大だった令和６年度をも上回る規模の除排雪関連経費を要する見込みとなったことを踏まえ、複数回にわたって国に財政支援を要望してきたところ、特別な財政需要を勘案して交付額を算定していただいたものと考えております。

次に、16 款国庫支出金における増減理由についてであります。

16 款国庫支出金のうち、１項国庫負担金につきましては、予算現額 258 億 1188 万 9000 円に対し、調定額 254 億 8904 万 9690 円で、３億 2283 万 9310 円の減となっており、同項１目民生費国庫負担金におきまして、主に障害児通所給付費負担金に

ついて、負担金の実績が申請額を上回り、次年度精算扱いとなったことによりまして、調定額が予算現額を約１億 6400 万円下回ったこと、また、生活保護費のうち、生活扶助について、生活保護受給者の減等により執行残が生じ、その財源である生活保護費負担金で約 6900 万円の不用額が生じたことなどが要因と考えております。

また、２項国庫補助金につきましては、予算現額 90 億 3499 万 342 円に対し、調定額 66 億 6115 万 7703 円で、23 億 7383 万 2639 円の減となっており、同項１目総務費国庫補助金におきましては、主に国の重点支援交付金を活用したデジタル商品券発行事業について、事業が複数年度にまたがりますことから、その財源として当該歳入予算を繰り越したことなどにより、予算現額よりも調定額が約 17 億 5100 万円下回ったこと、同項２目民生費国庫補助金におきましては、主に国の重点支援交付金を活用した福祉灯油購入費助成事業や、均等割のみ課税世帯支援給付金給付事業などの各種給付金事業について、実際の給付世帯数等が見込み数に届かなかったことなどによって執行残が生じ、その財源である国庫補助金で不用額が生じるなどしたことから、予算現額よりも調定額が５億 500 万円下回ったこと、同項６目土木費国庫補助金におきましては、主に昨冬の豪雪に対する支援といたしまして、臨時市町村道除雪事業費補助金７億 2600 万円の交付を受けたことなどによって、予算現額よりも調定額が約５億 4700 万円上回ったこと、同項７目教育費国庫補助金におきましては、主に国補正に伴う造道小学校校舎等改築事業等に係る財源といたしまして、学校施設環境改善交付金等の国庫補助金を補正予算で追加計上したところでありますが、事業が複数年度にまたがりますことから、その財源として当該歳入予算を繰り越したことなどにより、予算現額よりも調定額が約４億 4900 万円下回ったことなどが要因と考えております。

次に、17 款県支出金における増減理由についてであります。

17 款県支出金のうち、１項県負担金につきましては、予算現額 76 億 9135 万円に対し、調定額 76 億 2165 万 3994 円で、6969 万 6006 円の減となっており、同項１目民生費県負担金におきまして、主に障害者自立支援給付費負担金について、負担金の実績が申請額を下回ったことなどにより、予算現額よりも調定額が約 7000 万円下回ったことなどが要因と考えております。

また、２項県補助金につきましては、予算現額 39 億 7293 万 5000 円に対し、調定額 32 億 6323 万 3113 円で、７億 970 万 1887 円の減となっており、同項２目民生費県補助金において、主に介護基盤緊急整備特別対策事業補助金及び施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金について、資材調達の長期化などによる事業の繰越しに伴い、あわせて当該財源を次年度に繰り越したことによって、予算現額よりも調定額が約５億 5200 万円下回ったことなどが要因と考えております。

最後に、18 款財産収入以降における増減理由についてであります。

18 款財産収入につきましては、予算現額２億 4461 万 2000 円に対し、調定額２億 4559 万 8452 円で、98 万 6452 円の増となっており、各項目で多少の増減はあり

ますものの、おおむね予算の見込みどおりの執行であったものと考えております。

次に、19 款寄附金につきましては、予算現額 20 億 6242 万 9000 円に対し、調定額 20 億 4240 万 3954 円で、2002 万 5046 円の減となっており、これは寄附金の当初予算見込みからの急増に備え、補正により予算を追加計上したものの、寄附実績が見込みを下回ったことにより、予算現額よりも調定額が下回ったことが要因と考えております。

次に、20 款繰入金につきましては、予算現額 67 億 7566 万 5000 円に対し、調定額 43 億 4597 万 9426 円で、24 億 2968 万 5574 円の減となっており、同款３項基金繰入金１目青森市財政調整積立金繰入金において、予算全体の財源調整をするための基金について、決算見込みにより当初予定していた金額を繰り入れる必要がなくなったことから、予算現額よりも調定額が約 18 億 8000 万円下回ったことなどが要因と考えております。

次に、22 款諸収入につきましては、予算現額 31 億 2993 万 3000 円に対し、調定額 36 億 3882 万 2180 円で、５億 888 万 9180 円の増となっており、同款６項雑入５目雑入において、生活保護受給者に係る生活保護法第 63 条返還金について、当初予算では過去３か年の返還実績の平均で予算計上したものの、令和７年度については、調定額が約３億 2800 万円となったことにより、予算現額よりも調定額が上回ったことなどが要因と考えております。

○竹山美虎委員長　奈良委員。

○奈良祥孝委員　御答弁ありがとうございました。

ここの部分では再質疑はありません。調定額との差をいいとか悪いとかと論じるつもりは全くありませんので、そのとおりだと思います。

ただ、やはり決算ですので、その理由とかはしっかり知っておく必要があるなということで、いつも質疑しているところであります。

特に、調定額――要は、直接これには関わらないかもしれませんけれども、調定に計上すると債権が生まれるわけですよね。

だから、一般質問でもやったように、清掃工場の約５億 8000 万円とかが、しかも、同じ項目で同じ金額が２年連続で収入未済になるというのは、非常に私は好ましいとは思いません。ですから、あえて調定額とかを私は毎年毎年聞いているところであります。

しかも、この質疑ははっきり言って、何年も続けています。

特にこの３年間の数字とかを比べてくると、やはりその辺に理由とか増減の理由の違いとかも出てきますし、実際これからの質疑の中でもありますが、数字の違いとかも出てきますので、その辺はきっちりチェックしたいなと思っています。

この項は以上で結構です。ありがとうございました。

続いて、債権の関係で質疑をさせていただきます。

まず、令和７年度における催告強化の実績。

次に、令和７年度における差押えの実績。

次に、令和７年度において行政サービスを制限した実績。

次に、令和７年度における地方税統一ＱＲコードを利用した納付の割合と実績。

さらに、令和７年度の債権回収委託の実績。

次に、令和７年度の債権回収委託実績のうち、弁護士法人の回収実績をそれぞれお示し願いたいと思います。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。税務部長。

○千葉康伸税務部長　奈良委員の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、催告強化の実績についての御質疑にお答えいたします。

収納対策本部では毎年度、収納対策を策定しまして、債権の適正管理を推進しております。催告の強化はその一環として取り組んできております。

収納対策本部で進行管理を行っている 14 の歳入項目の令和７年度における催告の実績でありますが、文書催告が９万 7379 件、電話催告が２万 2556 件、臨戸訪問による催告が2591件、青森市納付お知らせセンターからの納付勧奨が１万8779件、ショートメッセージサービスによる納付勧奨が 1642 件、保証人への納付依頼等が 207 件、合計が 14 万 3154 件となっておりまして、前年度実績に対しまして約３％の増となっております。

次に、差押えの実績についてでありますが、令和７年度における差押えの実績は差押え件数が 1032 件、差押え金額２億 7372 万 4516 円でありまして、差押えした財産を換価し滞納額に充当した実績は充当件数が 932 件、充当金額１億 592 万 5282 円となっております。

差押えの実績は前年度比較で、件数は 61 件の減、金額は３億 1485 万 1391 円の減となりました。また、換価の実績は前年度比較で、充当件数が 135 件の増、充当金額が 2101 万 5474 円の減となりました。

次に、行政サービスの制限の実績についての御質疑にお答えいたします。

行政サービスの利用制限は、行財政運営の根幹をなす市税の滞納を抑止することを目的に、青森市収納対策本部で決定する収納対策の一環として取り組んできております。令和７年度において、市税滞納により、市が提供する各種行政サービスの利用制限をした実績でありますが、青森市漁業活動継続支援事業が６件、猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業が１件、市営住宅駐車場申込資格が１件となっておりまして、合計８件となっております。

次に、地方税統一ＱＲコードを利用した納付の実績についてであります。

令和７年度の納付実績と普通徴収の収入全体に占める割合でありますが、市・県民税が３万 1196 件、13 億 8774 万 6792 円、全体の 37.13％、固定資産税が 10 万 3459 件、77 億 2616 万 7027 円、全体の 47％、軽自動車税の種別割が２万 7755 件、２億 3371 万 5800 円、全体の 28.28％、合計で 16 万 2410 件、93 億 4762 万 9619 円、全体の 44.51％となっております。

次に、債権回収委託の実績についてであります。

令和７年度における債権回収委託の回収実績でありますが、生活保護法第 78 条徴収金及び第 63 条返還金７件、78 万 2700 円、母子父子寡婦福祉資金貸付金１件、16 万 700 円、令和４年度子育て世帯生活支援特別給付金過払い返還金１件、６万円、市営住宅使用料２件、６万円、市民病院医療費 65 件、122 万 692 円、浪岡病院医療費１件、3700 円、奨学資金貸付金３件、15 万 1000 円、水道料金 136 件、79 万 7292 円、下水道使用料 91 件、52 万 3810 円、農業集落排水施設使用料１件、5259 円となっており、合計は 308 件、376 万 5153 円となっております。

最後に、弁護士法人の回収実績についてであります。

令和７年度の債権回収委託の実績のうち、弁護士法人による回収実績でありますが、生活保護法第 78 条徴収金及び第 63 条返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金、令和４年度子育て世帯生活支援特別給付金過払い返還金、市営住宅使用料、市民病院医療費、浪岡病院医療費、奨学資金貸付金の７債権につきましては、今ほど御答弁申し上げました債権回収委託の実績と同様でありまして、そのほか、水道料金 45 件、23 万 4744 円、下水道使用料 29 件、12 万 1967 円となっており、合計は 154 件、279 万 5503 円となっております。

○竹山美虎委員長　奈良委員。

○奈良祥孝委員　答弁ありがとうございます。

この間、いろいろ収納対策では、収納対策本部を中心に頑張ってきているなというふうに思っています。

令和元年度ではインターネットバンキングの納付、令和２年度ではクレジットカードの納付、令和４年度では電子マネーによる納付、そして、令和５年度は地方税統一ＱＲコードを利用したキャッシュレス納付ということで、それぞれ取り組んできたものと思います。

その成果をも確認するために、私はいろいろ質疑しているわけであります。

特に、今回催告強化についても、文書催告は前年度より増えています。電話催告は前年度より減っていますね。臨戸訪問による催告も前年度に比べて減っていますと。納付お知らせセンターからの納付勧奨は前年度よりも増えています。ショートメッセージの関係も増えています。保証人への納付依頼等も増えているということが分かります。

差押えの実績については、先ほど納税部長のほうから答弁あったとおりであります。件数は 61 件の減となって、換価実績の件数は 135 件の増だと。ただ、金額は 2101 万 5474 円の減だよという答弁がありました。

分かりました。オーケーです。

行政サービスの制限については、今年は８件、前年度はたしか 12 件だったんです。４件減ったということです。特に私が今回質疑するのはＱＲコードの関係なんですけれども、これやはり、前年と比べても増えている傾向があります。

例えば、市・県民税は、前年度は 35.27％。固定資産税は 45.82％、軽自動車税は 27.32％ということで、全体的でいくと、前年度は 43.39％。令和７年度は 44.51％ですので、少しずつではありますが、これ伸びていくというふうに感じています。後ほどこの項については再質疑を１点だけしたいなと思っています。

あと、債権回収の実績については分かりました。

それでは、地方税統一ＱＲコードを利用した納付の関係です。

国は地方税統一ＱＲコードを進めています。しかし、これ、国は進めるんですが、実際やるのは市町村でありますので、市はどのように取り組んでいくのか、今後の取組をお示しいただきたいと思います。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。税務部長。

○千葉康伸税務部長　再度の御質疑にお答えいたします。

市はどのように進めていくのかということであります。

地方税統一ＱＲコードでありますが、納付書に印字されているＱＲコードを読み取ることでインターネットやスマートフォンの決済アプリを通じたキャッシュレス納付、あとは、全国の共通納税対応の金融機関の窓口で納付が可能となるものであります。

本市でありますが、令和５年度から固定資産税及び軽自動車税、令和６年度からは市・県民税に導入しておりまして、令和９年１月からは国民健康保険税にも導入予定であります。

今後も、国の通知等を踏まえて適切に対応してまいります。

以上であります。

○竹山美虎委員長　奈良委員。

○奈良祥孝委員　ありがとうございました。

地方税統一ＱＲコードの関係では、これがついてないものは手数料が欲しいなという、これは全国的にそうですから、金融機関も。これは真剣に考えなければならないなと私は思います。

ただ、ここでは質疑はしませんけれども、いずれ議会の場で――例えば、コンビニでの手数料と金融機関への手数料は違いますでしょう。ここしばらく、多分何十年もだと思うけれども、金融機関のほうの手数料は上がっていないんですよ。

これ、確かに市から持ち出しが増えることですけれども、金融機関だって地方の経済を支えている大事な会社ですし、やはり私は手数料を上げるべきだと思っています。

これは予算の関係になりますので、この場では質疑しませんけれども、いずれの議会で、これはしたいなと思っています。よく金融機関はこれで我慢してきたなと私は本当に思います。代表監査委員もそう思うでしょう。

私は本当にそう思っているんですよ。みんなこれだけ物価上がっているのに、金融機関の手数料は何も上がってねえんだ。やっぱりこれは真剣に考えるべきだと私

は思っていますので、ここだけで提起、一応頭出ししておいて、次回以降の議会で取り扱うかどうかを考えていきたいと思います。

結構です。次に移ります。

次は、毎年聞いています不納欠損額の関係です。

前提的に言っておきますけれども、不納欠損が増えたから駄目だとかいいとかという議論でありません。やはり不納欠損は、必要なものはその理由によって早めに欠損処理をして、債権から落とすべきだというのは私の持論であります。

それでは質疑をさせていただきます。

対前年度比で不納欠損額が増加した項目とその理由をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　奈良委員の不納欠損額が増加した項目とその理由についての御質疑にお答えいたします。

総務部が所管いたします歳入項目のうち、令和７年度決算におきまして、不納欠損額が増加した項目は､職員給与返納金及び損害賠償金の２項目となっております。

それぞれの不納欠損額でありますが、職員給与返納金につきましては、４万 3099 円の皆増、損害賠償金につきましては、２億 936 万 9782 円の皆増となっております。

不納欠損額の増加した理由についてでありますが、職員給与返納金につきましては、退職いたしました元職員１名の給与返納額でありまして、不納欠損の理由といたしましては、債務者が自己破産したことから、不納欠損処分としたものであります。

また､損害賠償金につきましては､平成 22 年４月に公正取引委員会から独占禁止法に違反した行為があったと認定されました 29 者に対し請求した損害賠償金につきまして、債権の回収手続が全て終了いたしましたことから、破産手続終結済みの３者分及び共同不法行為があったとして、市元幹部らに対し請求した分について不納欠損処分としたものであります。

以上であります。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。税務部長。

○千葉康伸税務部長　不納欠損額が増加した項目について、税務部が所管する歳入項目についてお答え申し上げます。

令和７年度決算において不納欠損額が増加した項目でありますが、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険第三者行為等納付金、国民健康保険一般被保険者返納金の５項目であります。

不納欠損額は現年課税分及び滞納繰越分の合計で、市民税 4553 万 2790 円、前年度と比較いたしまして 1619 万 8795 円の増、固定資産税 8503 万 9865 円、前年度と比較いたしまして 3015 万 6026 円の増、軽自動車税 408 万 7860 円、前年度と比較いたしまして 56 万 8668 円の増、国民健康保険第三者行為等納付金１万 6226 円、

前年度と比較いたしまして１万 6226 円の増、国民健康保険一般被保険者返納金 193 万 5952 円で前年度と比較いたしまして 170 万 606 円の増となっております。

主な理由でありますが、近年の急激な物価高騰の影響、債務者の無財産、生活困窮などにより、結果として前年度の不納欠損額を上回ったものであります。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長　奈良委員からの不納欠損額が増加した項目とその理由についての御質疑にお答えいたします。

福祉部が所管する歳入項目のうち、令和７年度決算において不納欠損額が増加した項目は、生活保護法第 63 条返還金であり、不納欠損額は 1484 万 5987 円、前年度と比較しますと 192 万 3531 円の増となっております。

不納欠損額が増加した主な理由といたしましては、生活保護廃止者の時効が完成した人数が、令和６年度の 22 人から令和７年度の 49 人に増加したことによるものであります。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長　奈良委員からの不納欠損額が増加した項目とその理由についての御質疑にお答えいたします。

こども未来部が所管いたします歳入項目のうち、令和７年度決算におきまして、不納欠損額が増加した項目は、母子福祉資金貸付金及び貸付金償還違約金の２項目であり、これらの不納欠損額は、母子福祉資金貸付金が 10 万 7700 円、貸付金償還違約金が１万 5500 円、合計 12 万 3200 円で、前年度と比較いたしまして皆増となっております。

不納欠損額が増加した理由につきましては、私債権の消滅時効が完成したため、債権放棄したことによるものであります。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　教育委員会が所管します不納欠損額が増加した項目と理由についての御質疑に御答弁いたします。

教育委員会が所管する歳入項目のうち、令和７年度決算において不納欠損額が増加した項目は給食事業収入であり、不納欠損額は令和６年度のゼロ円に対し、令和７年度が７万 3080 円となり、７万 3080 円の増となったものであります。

当該給食事業収入は、学校給食費の滞納繰越分に係るものであり、不納欠損の理由としては、これまで再三にわたり督促、催告等を行ってきたものの納付されず、消滅時効が完成したことから、青森市の債権の管理に関する条例第 13 条第２号により債権放棄したものであります。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　奈良委員からの不納欠損額が増加した項目と理由についての御質疑にお答えいたします。

浪岡振興部が所管する歳入項目のうち、令和７年度決算において不納欠損額が増

加した項目は霊園管理手数料であり、前年度と比較して 8560 円の皆増となったものであります。

不納欠損額が増加した理由といたしましては、埋葬場所の使用権者が死亡し、承継するべき縁故者がおらず、青森市霊園条例第 13 条第１項の規定により使用権が消滅した墓地区画が発生したことによるものであります。

以上であります。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長　奈良委員からの不納欠損額が増加した項目とその理由について、病院事業の部分についてお答えいたします。

市民病院が所管する歳入項目のうち、令和７年度決算において不納欠損額が増加した項目は、市民病院医療費、浪岡病院医療費の２項目であります。

市民病院医療費の不納欠損額は 298 万 8348 円で､前年度と比較すると 276 万 7496 円の増となっております。

不納欠損額が増加いたしました理由は、死亡、居所不明、消滅時効完成、自己破産の理由によりまして、回収の見込みがなくなったため、債権放棄した件数、金額の増加によるものであります。

浪岡病院医療費の不納欠損は４万 7808 円で、前年度の不納欠損額は発生しておりませんでしたので、皆増となります。

不納欠損額が増加した理由といたしましては、死亡、居所不明、消滅時効完成の理由によりまして、回収の見込みがなくなったため、債権放棄したことによるものであります。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。水道部長。

○舘山公水道部長　不納欠損についての御質疑にお答えいたします。

水道部が所管しております企業会計の歳入項目のうち、令和７年度において不納欠損額が増加した項目は、下水道事業会計の下水道使用料のみとなっております。

下水道使用料の不納欠損額は 500 万 3568 円で、前年度と比較し 17 万 9122 円の増となっております。

不納欠損額が増加した主な理由といたしましては、破産等により回収不能となった額の増加や、居所不明の滞納者で、水道部と債権回収会社による調査においても居所が判明せず、回収困難となったものが増加したためであります。

以上であります。

○竹山美虎委員長　奈良委員。

○奈良祥孝委員　それぞれ答弁ありがとうございました。

特段再質疑とかはありませんので、大丈夫です。

やはり先ほども言ったとおり、私は不納欠損が駄目だと言っているわけではないんです。そこにやっぱりきちんとした理由が必要だなというふうに思っています。例えば、お亡くなりになったり、居所不明とか、消滅時効が完成したとか、あとは

自己破産とか、これはどう見ても無理だなというのは、早めに不納欠損の処理をするべきだと思っています。

ただ、督促とか催告とかをしても納めないという人も中にはいる。実際に生活して生きている。そういうのを安易に落とす必要は私はないと思っています。徹底して、徹底して回収に努めるべきだというふうに思っています。

いつか言ったことがありますけれども、無銭飲食が罪になって、給食費を払わないとかそういうのが堂々とまかり通る社会では絶対にいけないと私は思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今回もまた、昨年同様の質疑をさせていただきました。おととしも同じ質疑をさせていただいています。五、六年前も大体似たような質疑をしてきましたが、皆さんからいただいた答弁を比較することによって、毎年の傾向とか、その傾向が決算議会では読み取ることができます。ぜひ今後もこういうことを続けていきながら、決算審査に臨みたいと思っているんですが、実はこういう質疑するとほかの質疑ができなくて、時間的にこうなってしまうんですよ。これからはぜひその辺を分担しながらやっていきたいなと思っております。

以上で私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○竹山美虎委員長　次に、軽米智雅子委員。

○軽米智雅子委員　公明党の軽米智雅子です。よろしくお願いいたします。

８款土木費２項道路橋梁費２目道路維持費から、除雪オペレーター担い手育成支援事業の概要についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　軽米委員の除雪オペレーター担い手育成支援事業についての御質疑にお答えいたします。

本市では、除雪オペレーターの運転技術の向上及び安定的な確保・育成を目的として、除排雪業務を請け負う事業者に対し、車両系技能講習等の受講料の費用の一部を補助する除雪オペレーター担い手育成支援事業を令和３年度から実施しております。

本事業は、青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町及び蓬田村の青森圏域の５市町村で形成する青森圏域連携中枢都市圏において実施しており、市町村が委託する道路除排雪事業者またはその下請承認を受けた事業者に雇用されている者もしくは雇用される見込みの者などを対象として、除排雪作業への従事に必要な講習の受講料及び教材費の２分の１を、１人当たり２万円、１事業者当たり５人を上限として補助するものであります。

以上であります。

○竹山美虎委員長　軽米委員。

○軽米智雅子委員　それでは、この事業の過去３年間の利用実績をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　再度の御質疑にお答えいたします。

除雪オペレーター担い手育成支援事業の過去３年間の利用実績につきましては、令和５年度は１事業者５名に対し２万 4750 円、令和６年度は 16 事業者 61 名に対し 30 万 4620 円、令和７年度は 13 事業者 50 名に対し 27 万 7794 円の補助金を交付しております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長　軽米委員。

○軽米智雅子委員　令和３年度からスタートしていて、その当初はあまり申込みが多くなかったというふうに聞いていました。令和５年度から青森圏域５市町村で実施して、最初は周知が行き届かなかったので１事業者５名だったのが、次の年から 16 業者 61 名、13 業者 50 名と、もうすごい急に増えているという部分で、１人当たり上限２万円の助成ではありますけれども、大変効果の大きな事業だなというふうに感じています。

それでは、今後の除排雪の担い手確保に向けどのように取り組んでいくのかお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　再度の御質疑にお答えいたします。

除排雪業務を取り巻く状況につきましては、事業者の減少やオペレーターの高齢化などにより担い手の確保が年々厳しさを増しているものと認識をしております。

本市としましては、除雪オペレーター担い手育成支援事業を活用し、除排雪作業に必要な資格取得等を支援することで、将来の担い手となるオペレーターの育成を図るとともに、除排雪事業者へのヒアリングなどを通じて担い手確保に向けた課題やニーズを把握していくこととしております。

今後も本事業を通じて除排雪事業者と連携し、新たな担い手の確保・育成に取り組むことで将来にわたり安定的に除排雪業務を実施できる体制の構築を図り、冬期間における安全・安心な道路交通の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長　軽米委員。

○軽米智雅子委員　ありがとうございます。

本当に今、オペレーターを確保することが大変に、非常に厳しくなっている中で大事な事業だなというふうに思います。今後、今答弁にもありました課題やニーズを把握していく、このことがすごく大事だなと思いますので、そこをしっかりと聞きながら現場の声をよく聞いて対応していただきたいなと思います。これからもこの事業をきっかけにオペレーターが増えていくことを期待いたします。

ありがとうございました。

次の項に移ります。

３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費、災害救助法に係る一般住宅の障害物除去業務について、令和７年度に実施した災害救助法に係る一般住宅の障害物の除去業務委託料の概要についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　軽米委員の令和７年度に実施いたしました災害救助法に係る一般住宅の障害物の除去業務委託料の概要についての御質疑にお答えいたします。

昨冬の記録的豪雪の中、本市におきましては、青森地区におきまして１月 29 日午前８時時点で積雪深が 154 センチメートルに達しましたことから、雪害から市民の生命・財産及び日常生活を守るため、また、市としてより積極的な雪害防止対策を講じる必要があると判断いたしまして、同日豪雪災害対策本部を設置いたしました。

その上で同日、県に対しまして災害救助法の適用を要請いたしますとともに、資力・労力がなく、自ら屋根雪下ろしを行うことができない世帯を対象といたします緊急屋根雪下ろしの実施準備をいたしました。

県におきましては、本市の要請に応じまして、同日付で災害救助法の適用を決定しました。

その後、１月 30 日に実施されました内閣府の説明会におきまして、災害救助法におけます障害物の除去として緊急屋根雪下ろしが国の支援対象となることが示されたこと、また、同日に県の「令和８年１月 21 日からの大雪における障害物の除去実施要領」が示されましたことから、これらを踏まえ、２月１日に青森市豪雪災害救助受付窓口を設置し、対応に当たったところであります。

令和７年度に実施いたしました緊急屋根雪下ろしの状況につきまして、申込件数は 1206 件、実施件数は 437 件となっておりまして、うち民間事業者によるものが 346 件、自衛隊によるものが 16 件、市職員からなります高齢者世帯等除雪支援隊によるものが 75 件となっております。

お尋ねの災害救助法に係る一般住宅の障害物の除去業務委託料であります民間事業者が実施しました緊急屋根雪下ろしに係る費用の実績額につきましては、5869 万 9609 円となっており、これらの費用の負担につきましては、災害救助法に基づき国と県が負担することとなっております。

以上であります。

○竹山美虎委員長　軽米委員。

○軽米智雅子委員　それでは、令和６年度の実施状況についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　令和６年度の実施状況についての再質疑にお答えいたします。

令和６年度の豪雪に伴います緊急屋根雪下ろしにつきましては、令和７年１月４日から１月 31 日まで及び令和７年２月 25 日から３月６日までの２回実施したところであります。緊急屋根雪下ろしの状況について、申込件数は 342 件、実施件数は 72

件となっておりまして、うち民間事業者によるものが 55 件、市職員からなるスノーレスキュー隊によるものが 17 件となっております。

お尋ねの災害救助法に係る一般住宅の障害物の除去業務委託料であります、民間事業者が実施しました緊急屋根雪下ろしに係る費用の実績額につきましては、847 万 4880 円となっております。

以上であります。

○竹山美虎委員長　軽米委員。

○軽米智雅子委員　令和７年度と令和６年度の差が大変大きいなというふうに感じていました。令和６年度は申込件数 342 件中、実施したの 72 件ですか、令和７年度は 1206 件と申込件数が大きくなっていますけれども、申込件数が大きく増加した理由についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　令和６年度より令和７年度の申込件数が増加した理由についての再質疑にお答えいたします。

緊急屋根雪下ろしの申込件数につきまして、令和６年度は 342 件、令和７年度は 1206 件となっております。

青森地方気象台におけます積雪深は、令和６年度の災害救助法が適用となりました１月４日の 131 センチメートルに対しまして、令和７年度の災害救助法が適用となりました１月 29 日時点で 162 センチメートルとなりまして、その後も降雪が続き、１月としては戦後最多となります 167 センチメートルを記録したところであります。

このことから、令和６年度より令和７年度の申込件数が大きく増加した理由といたしましては、令和７年度の積雪深が令和６年度の積雪深を上回ったこと、また、緊急屋根雪下ろしを令和６年度に引き続いて令和７年度に実施したことによるものと考えております。

以上であります。

○竹山美虎委員長　軽米委員。

○軽米智雅子委員　ありがとうございます。

そんな感覚的に令和６年度と令和７年度の雪が――確かに昨冬は豪雪でその前も豪雪だった感じがあって、そこまですごく違わない感じがしたんですけれども、数字で見ると、この金額の大きさもすごく驚きました。令和６年度が 847 万 4880 円なのに、令和７年度は急に 5869 万 9609 円と。こんなにも差が大きく出るほどやっぱり雪の量が関係していたのかなという部分でちょっと確認したくて今回質疑しました。

今の御答弁にもありましたけれども、令和６年度が初めて災害救助法が適用されて、まだそんなに周知されていなかった中で令和７年度に２回目ということもあって、申込者も増えたという理由もあるというふうに今ありました。確かに費用は国

と県が負担するんですけれども、対応するのは市なので、今年も同じような降雪があるとまた申込みが増えるのかなというふうに心配するところであります。

この項は終わります。

３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費、自主防災組織育成強化特別推進事業のうち防災士の取得に要する補助金の概要をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　防災士の資格取得に係る補助金についての御質疑にお答えいたします。

本市では自主防災組織の充実強化によります地域防災力の向上を図るため、自主防災組織等が実施します訓練や防災講話等へ職員を派遣しておりますほか、防災資機材等の購入に要する費用への助成及び地域防災の担い手となる人材の育成といたしまして、防災士の資格取得に要する費用への助成を行っております。

防災士の資格取得に要する費用助成につきましては、その対象者を、本市に住所を有し、防災士の資格取得後に自主防災組織等の資質向上を図るため主体的に活動できるものとして、自主防災組織等の長から推薦を得ている者としております。

また、補助金額につきましては、令和５年度までは１団体当たり５万円を上限としておりましたが、令和６年度からは、資格取得に要する１人当たりの費用が４万円であることを踏まえまして、２人分に当たります８万円まで助成することといたしました。

本市といたしましては、今後におきましても、自主防災組織の活動支援及び地域防災の担い手の育成等を継続して実施することによりまして、地域防災力の向上に努めてまいります。

以上であります。

○竹山美虎委員長　軽米委員。

○軽米智雅子委員　それでは、令和７年度以前の過去５年間において、この補助金を活用して防災士の資格を取得した人数をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　過去５年間におけます補助金を活用して防災士の資格を取得した人数についての再質疑にお答えいたします。

令和３年度から令和７年度までの過去５年間におきまして、防災士の資格取得のために自主防災活動促進事業の補助金を活用した人数は計 46 名でありまして、うち 42 名が防災士の資格を取得しております。

各年度の実績につきましては、令和３年度は１名に助成し１名が取得、令和４年度は８名に助成し７名が取得、令和５年度は８名に助成し８名が取得、令和６年度は 12 名に助成し 11 名が取得、令和７年度は 17 名に助成し 15 名が取得しておりまして増加傾向にあります。

以上であります。

○竹山美虎委員長　軽米委員。

○軽米智雅子委員　ありがとうございます。

増加しているということでした。私が防災士になった 12 年前はこの資格取得費は約７万円かかって、仙台市でしか試験をやっていなかったので、２日間だったので宿泊費もかかったんですけれども､防災士の勉強の中でいろいろなジャンルの人、ポジションの人が防災士になることが防災につながるんだというふうに学びました。

学校の先生、幼稚園の先生、会社員、主婦など、そうした人がたくさん増えることによって防災の意識が高まるというふうにそのとき学んだんですけれども、約７万円もかかるし仙台市まで交通費と宿泊費がかかるなと思って、防災士になる人はなかなかいないんじゃないかなとその当時は思っていました。当然防災士という言葉もあまりなくて、防災士って何ですかと何度も聞かれたんですけれども、だからこそ、公明党では防災士の資格助成を要望し続けてきたんですけれども、今は大学の協力もあって青森市で受けられるようになりましたし、何よりも今、市が助成してくれることによって、こんなに多くの人が防災士になっているというふうに思っています。

我が町会でも町会長と私と役員の方がもう１人、３人も防災士の人がいました。このたび、南部第８区連合町会の防災士会の私もメンバーになって、先日勉強会に参加してきたんですけれども、危機管理課からも講師に来ていただいて勉強会をやっていました。役員 28 名中 15 名が防災士の資格を持っていました。

何より驚いたのは、もうほとんど町会長さんなんですけれども、町会長たちがすごくいきいきと防災について学んで取り組んでいるその姿に、これが本来の自主防災組織の姿だなと思って、ちょっと感動して帰ってきたんです。今月も防災倉庫の確認をしながらＡＥＤとか、また、リアカーによる移動であったり、ポンチョの作り方などというそういう体験をやりますよというのを、それぞれの町会長が町会にチラシをまいて張り切って計画していました。私も大変楽しみにしています。

残念なところ、今、防災士会には女性が私を含めて２人しかいないので、もっと女性の防災士を増やしていきたいと思うんですけれども、本当にまさに今、御答弁にもあった市が目指している自主防災組織の資質向上にはこの事業が大変効果を出していると思っています。

また御答弁にもありました、今２人分に当たる上限８万円を助成してくださっているということで、これからもどんどん防災士が増えていってくれるのかなというふうに思いますし、本市の防災意識向上のため、これからもこの事業の継続を強く要望して、この項を終わります。ありがとうございました。

それでは、最後の質疑をいたします。

３款民生費１項社会福祉費３目老人福祉費に関連して、介護予防から、令和７年８月から高齢者の集いの場へのゲーム機の貸出しを始めているが、その決算状況と利用状況についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長　軽米委員からの高齢者の集いの場におけるゲーム機の決算状況と利用状況についての御質疑にお答えいたします。

本市では、高齢者の集いの場における介護予防活動を支援するため、集いの場の運営者等を対象としたレクリエーション研修会を開催しており、令和５年度からは、この研修会におきまして、ゲーム機を活用したボウリングゲームの体験を行ってまいりました。

参加した運営者等からは、自分たちの活動にも取り入れてみたいとの声が多く寄せられ、また、ゲーム機に期待する効果として最も多かったのは、仲間づくりや生きがいづくりといった社会参加でありました。

このことからゲーム機の活用は、フレイル予防や認知症予防に加え、高齢者が集いの場に足を運ぶきっかけとしても有効であると考え、各団体が自らゲーム機を用意することなく活動に取り入れることができるよう、本市がゲーム機を２台購入し、集いの場の団体へ無料で貸し出すこととして、令和７年８月から貸出しを開始したものであります。

ゲーム機２台の購入に要した経費といたしましては、令和７年度の当初予算に備品購入費として７万 6000 円を計上し、決算額は７万 5917 円となっております。

貸出しに当たりましては、初回は必ず市の担当者が会場に出向き操作方法を説明しており、２回目以降は団体が高齢者支援課の窓口でゲーム機を受け取り、操作マニュアルを見ながら自主的に活用いただいております。

貸出しの開始から令和８年８月までの利用状況は地域の集いの場のほか、認知症カフェや一人暮らしの給食会などの団体に対する貸出しが 16 回、利用者数は延べ 267 人となっております。このほか、市民センターが開催する高齢者を対象とした講座に対する貸出しが３回、利用者数は延べ 37 人となっており、合わせて 19 回、延べ 304 人の利用となっております。

ゲーム機の貸出しは、高齢者が楽しみながら体を動かし、参加者同士の交流を深める機会となっており、集いの場の介護予防活動を支える新たな活動メニューとして有効であると考えております。今後もより多くの団体に利用いただけるよう取り組んでまいります。

○竹山美虎委員長　軽米委員。

○軽米智雅子委員　ありがとうございます。

2023 年の第１回定例会で認知症予防、フレイル予防に大変効果があるということで、このゲーム機を使うｅスポーツを高齢者の集いの場などにぜひ導入していただきたいと要望して、その後すぐに研修会などを実施してくださいました。今現在はもう、ゲーム機２台になって実施しているということで大変によかったなと思っています。

期待する効果に仲間づくりや社会参加といった部分がコメント等ありましたけれ

ども、本当にそこがまさに認知症予防、フレイル予防につながっていくのではないかなと思っています。

参加人数も物すごく増えていて、職員の皆さんの取組が、本当に効果が出ているのではないかなと思っています。

それでは、実際に利用した方々の反応や感想についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長　ゲーム機を利用した方の反応についての再度の御質疑にお答えいたします。

ゲーム機の貸出しを受けた団体には活用の状況を把握するため、利用後に報告書を提出いただいており、その中で参加した方の感想を伺っております。

地域の集いの場の団体からは、ストライクが出るたびに大盛り上がりして、皆大変楽しんだ、こんなににぎやかになることはほかにない、久しぶりに活気があってよかった、大声で笑い合えてよかった、ボウリングをやることで回想し、昔話を楽しむ方がいた、楽しくて病みつきになったといった感想が寄せられております。

また、市民センターが開催する講座に参加した方からは、とても楽しかった、ほかのゲームにも興味が出た、最初は戸惑ったが、だんだん慣れて使いやすく楽しいゲームに参加できてよかった、下肢が不安定だが、思いのほか安心してやれたといった感想が寄せられております。

これらの感想からは、ゲーム機を活用したレクリエーションが体力に自信のない方や、初めて機器に触れる方であっても無理なく参加でき、その場に笑いや活気をもたらしていることがうかがえます。また、ゲームをきっかけに昔話に花が咲くなど参加者同士の交流が広がっている様子も見受けられます。

貸出しを開始するに当たりましては、ゲーム機の活用が高齢者にとって集いの場に足を運ぶきっかけとなることを期待したところであり、こうした声からもその効果が現れているものと受け止めております。

○竹山美虎委員長　軽米委員。

○軽米智雅子委員　本当に皆さんの感想からも楽しさが伝わってくるような感想だと思っています。病みつきになるという言葉がまた、いいなと思いました。

本当にこのゲームは座った状態でもできるので、本当に体力に自信のない方でもできるものだと、とてもいいなと思っています。前も言ったんですけれども青函交流のボウリングもこれにしていただきたいと思うぐらい、私もやっていきたいと思います。

それでは、さらなる利用促進のための取組についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長　さらなる利用促進のための取組についての再度の御質疑にお答えいたします。

ゲーム機の利用に当たりましては、参加する高齢者が安心して楽しめるよう、初

回に市の担当者が操作方法を説明するなど、市が直接支援を行うことが必要であります。このため、当面は地域の集いの場を中心に貸出しを行うこととし、まずはより多くの集いの場で活用いただけるよう取り組んでいるところであります。

集いの場での活用をさらに広げるため、令和８年度当初予算の備品購入費に 30 万 6000 円を計上し、23 万 4300 円で、プロジェクターとスクリーンをそれぞれ２台購入して、令和８年６月からゲーム機と併せて貸し出ししております。

大きな画面で一度に多くの参加者がゲームを楽しむことができ、実際に操作する方だけではなく、周りで見ている方も一緒に盛り上がることができるものと考えております。

また、実際に体験していただくことが利用につながることから、集いの場の運営者等を対象に、ゲームを体験しながら利用方法を学ぶレクリエーション研修会を今年度は２回開催することとしております。

周知につきましては、これまで、集いの場の活動を支援する地域支え合い推進員や地域包括支援センターと連携して案内チラシを配布したほか、地区社会福祉協議会の会議に出向き周知を行ってきたところであり、市ホームページにも掲載しております。今後は広報あおもりにも掲載し、広く周知を図ってまいります。

これらの取組により、まずは地域の集いの場におきまして、ゲーム機を活用した介護予防活動がさらに広がるよう努めてまいります。その上で、集いの場での活用状況を踏まえながら、ほかの場面での活用についても検討してまいります。

○竹山美虎委員長　軽米委員。

○軽米智雅子委員　ありがとうございます。

スクリーンとプロジェクターも購入していただいたというところで、本当に福祉部の本気度が感じられる事業だなというふうに思っています。

以前もカダールでやっているところを見せていただいたんですけれども、やっぱり大きなスクリーンでやると周りの人たちも一緒にそれを見て、盛り上がっていて本当にスポーツバーのようなにぎわいで、すごく楽しそうにしているのを見ていたので､本当にやっぱり小さなテレビだと人数が多いと見るのがなかなか難しい中で､この大きな画面で見られるのも、本当に多くの人たちに楽しんでもらえるのではないかと思っています。

ここからは要望です。2025 年の一般質問のときにも要望したんですけれども、ほかの自治体では老人センターなどの一室に常設して、毎日違うゲームを体験できるようにしていたりとか、また、中学生や大学生との交流の機会をつくっているところもありました。

今後、このような取組もぜひ検討していただきたいと要望して、私の質疑は終わります。

ありがとうございました。

○竹山美虎委員長　次に、赤平勇人委員。

○赤平勇人委員　日本共産党の赤平勇人です。

早速質疑していきたいと思います。

初めに、10 款教育費５項社会教育費１目社会教育総務費、小・中学生文化大会等出場事業補助金について質疑を行います。

令和７年度における補助金の実績についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　赤平委員からの青森市小・中学生文化大会等出場事業補助金についての御質疑にお答えいたします。

青森市小・中学生文化大会等出場事業補助金は、市内の小・中学校の児童・生徒が東北・全国レベルの高い水準を体験し、文化レベルの向上を図るため、音楽活動等の文化大会に出場する学校等に対して予算の範囲内で補助金を交付し、もって本市の文化の振興に資することを目的とするものであります。

当該補助金は、各学校等からの申請に基づき交付しており、交付の対象となる経費は補助対象大会への出場に要する経費のうち交通費とし、最も経済的な通常の経路及び方法により算出した額としております。

令和７年度の交付実績は、合唱が中学校３件で計 55 万 820 円、吹奏楽が中学校３件で計 127 万 7270 円、合計６件で 182 万 8090 円となっております。

○竹山美虎委員長　赤平委員。

○赤平勇人委員　この補助金は小・中学校の吹奏楽や合唱などの文化部やクラブが特定の大会で東北大会などに出場した場合の交通費について補助をするというものでした。

私のもとには、特に吹奏楽部やクラブの保護者から声が寄せられています。

吹奏楽では、子どもだけでなく――人だけでなく、楽器を運搬するためのトラックをレンタルしたりだとか、それを運搬業者に頼んで運んでもらうとか、あるいはほかの大会でも同じだと思いますけれども、大会の日程や直前の練習の関係で前泊をする場合もあるわけです。そちらのほうの経費がかかるといった場合もあるわけです。

そういうところにこそ補助をしてもらいたいという声があるんですけれども、補助対象を交通費に絞っている考え方についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　再度の御質疑にお答えいたします。

青森市小・中学生文化大会等出場事業補助金は、音楽活動等の文化大会に出場する学校等に対して予算の範囲内で補助金を交付し、もって本市の文化の振興に資することを目的としております。

当該補助金につきましては、活動の分野によって大会の出場に必要な経費が異なることから、補助対象経費を各分野に共通する大会出場に伴う交通費としているものであり、また、対象の拡大には、さらなる財政負担を伴うこととなりますので、

交通費としているものであります。

○竹山美虎委員長　赤平委員。

○赤平勇人委員　例えば吹奏楽で言えば、東北大会の開催場所は毎年ローテーションで回っています。今年は岩手県でやったんですけれども、福島県のときもあれば、青森市で開催する場合もあるわけです。

そういうときに、単にこの交通費の補助ということだけに絞ってしまえば、例えば青森市でやる場合は、移動は乗り合わせで行きましょうということも多々あるので、必ずしも効果的ではない場合もあると思うんです。

だから対象項目を増やして、その中からどれに使いたいですかというふうに選択制にするということも必要だと思うんです。

吹奏楽については、年々参加する子どもも減ってきて、今では大会も参加団体自体がかなり減ってきてしまって、そして団体自体ももう少なくなってきてしまっているという実態もあるわけです。その要因の一つはやっぱり親の負担が大きいということもあるわけですので、これから部活動が地域移行に進んでいくという中で、これまで以上に負担が増えることも考えられる中で、この補助の在り方を考えていくことを強く要望して、この項は終わりたいと思います。

次に、３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費及び 10 款教育費５項社会教育費２目市民センター費に関連して、災害時の避難所について質疑します。

令和８年熊本地震によって、災害時の避難所に対する冷房設備の必要性が浮き彫りとなりました。市として避難所への冷房設備の設置についてどのように考えているのかお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　赤平委員の避難所への冷房設備の設置についての御質疑にお答えいたします。

国では、令和５年５月に気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律、いわゆる改正気候変動適応法に基づきます、熱中症対策実行計画が閣議決定されまして、熱中症対策を一層推進することとされました。

また、内閣府、文部科学省等からの令和５年７月 31 日付の「避難所における空調設備の設置等について」の事務連絡におきまして、指定避難所に指定されております施設への空調設備の設置や、災害時に開設しております避難所への空調設備の確保等に努めるよう示されたところであります。

当該事務連絡では、空調設備が設置されていない施設につきましては、空調設備を借り上げる等して空調設備の確保等に努めること、また、停電により空調設備が使用できない場合に備え、非常用電源等による電源の確保に努めることとされております。

本市におきましては、冷房設備が十分に整備されていない施設につきましては、災害時応援協定に基づきまして冷房機器等の提供を受けますほか、停電時には施設

に配備しております非常用発電機等を活用することによりまして、避難所における生活環境の確保を図ることとしております。

本市では、引き続き避難者の健康管理や避難生活においてできる限りの良好な生活環境を確保するため、各施設の冷房設備の状況を踏まえながら必要な対策について検討してまいります。

以上であります。

○竹山美虎委員長　赤平委員。

○赤平勇人委員　考え方は了解なんですけれども、私がここで言いたいのは、小・中学校の体育館については一般質問でもありましたけれども、そのほかにも大事な避難所の拠点としては市民センターがあります。

この市民センターについては、実質今、例えば市民センターの体育館などには、こういう冷房設備が設置されていないと思うんですけれども、もう一つの拠点である避難施設である市民センターについて、やっぱりここにも冷房の設置を今後考えていく必要があると思いますが、そこについての見解をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　市民センターの冷房設備についての再度の御質疑にお答えいたします。

市内に 11 ある市民センターの冷房設備につきましては、いずれも避難者の受入れ場所となっている各居室には設置しておりますが、体育館、多目的ホール、アリーナ等には設置しておりません。このことから、夏季の避難者の受入れに当たりましては、各市民センターともエアコンを設置している教室等を優先的に案内することとしております。

現時点でエアコンが設置されていない体育館等につきましては、避難所での生活環境の改善を図る上で有効であると認識しているものの、多額の費用を要しますことから、関係部局と協議を行いながら、市としての方向性を見極めてまいります。

○竹山美虎委員長　赤平委員。

○赤平勇人委員　まず、受入れに当たってはエアコンが設置されている居室を使うということですけれども、現実的な問題として例えばそういう部屋に、段ボールベッドは幾つどれぐらい置けるのかという収容数の問題などもやっぱり出てくると思うんです。

一方で、学校体育館の場合だと国からの補助がありますけれども、市民センターの体育館のような場所への設置には、国からのメニューというのは今のところない状況です。

だから、費用面が課題だということなんですけれども、違うやり方として、環境省が用意しているものとして、地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業と物すごく長い名前なんですけれども、略称が地域レジ事業というものがあります。

これは直接避難所への冷房設備を設置する場合の支援ではなくて、公共施設に対して例えば、災害時に停電した場合でも自立可能な、活用可能な再エネ、蓄エネ、コージェネレーション設備導入に対する補助です。

冒頭の答弁では、停電時に冷房機器等の提供なども考えられる、ほかから借りてくるとか持ってくるということですけれども、そういうことが考えられるということなのであれば、停電時に、そういう使えるような設備を整えておくと、そのような考え方もあるのではないかなというふうに思いますので、こういう点も併せて防災について考えていただくよう要望してこの項は終わります。

最後に、８款土木費４項都市計画費１目都市計画総務費、青森西部地区デマンド型交通運行業務委託料について質疑をします。

令和７年度の青森西部地区デマンド型交通運行事業の利用実績についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長　赤平委員からの令和７年度の青森西部地区デマンド型交通運行事業の利用実績についての御質疑にお答えいたします。

本市では、令和６年 10 月１日から 11 月 30 日までの２か月間の期間限定で実施した青森市デマンド型交通実証運行事業を踏まえ、令和７年 10 月からは青森西部地区における小規模需要地域、居住地が高台に位置し、最寄りバス停との高低差がある公共交通不便地域において住民の移動ニーズに対応するため、持続可能な公共交通の実現に向け、ＡＩを活用した青森西部地区デマンド型交通を実施しております。

青森西部地区デマンド型交通の令和７年 10 月から令和８年３月末までの６か月間の利用状況につきましては、地区ごとの延べ利用件数として、孫内地区が 179 件、旗の台団地地区が 203 件、新城平岡団地地区が 173 件であり、合計 555 件となっております。

以上であります。

○竹山美虎委員長　赤平委員。

○赤平勇人委員　まず、運行内容についてです。先日の都市建設常任委員会でも触れた話ですけれども、市バス孫内線を廃止してデマンド型交通に移行するとのことですけれども、単に今のままで移行すれば、例えば、市バスでは青森駅西口まで１本で行けていたものが乗換えが必要になるということや、運行する曜日が限られていますよね。火・水・金曜日しか使えないということもあります。

なので、このまま移行すれば、不便さが増してしまうのではないかということですので、やっぱり利便性を維持するためにも利用時間等を拡大するべきではないかと思いますが、見解をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長　運行日時の拡大についての再度の御質疑にお答えいた

します。

青森西部地区デマンド型交通の運行日時につきましては、令和６年度及び令和７年度にそれぞれ行いました実証運行の実績のほか、事業説明会や地域住民の皆様との意見交換会を踏まえて、都度、運行日や運行時間帯を設定してきたものであります。

現在の運行内容につきましては、令和７年 10 月からの実証運行による実績等を踏まえた内容に見直し、本年４月１日に運行を開始いたしました。

乗車需要は、夏季や冬季など、時期によって変動も想定され、現在設定した運行時間帯での冬期間の利用状況は今冬明らかになるものであることから、引き続き通年の運行状況を踏まえるとともに、地域及び利用者の意見等を参考に需要等を見極めながら、今後の運行内容を検討してまいります。

○竹山美虎委員長　赤平委員。

○赤平勇人委員　今般、市バス孫内線が廃止されるということで、私のもとには、例えば岡町の住民から不安の声が寄せられています。

内容としては、次は自分たちのところの市バスも廃止されるのではないかという不安の声です。本来西部地区のデマンド型交通について言えば、例えば、鉄道駅やバス停から極端に遠い住民と、先ほど公共交通不便地域という言葉がありましたけれども、そういうところに対して、公共交通を補う、補完するものとして始まったはずです。

それが例えば、不採算だからとかバス路線を廃止して代替として導入するというものになれば、やっぱりそれは意味が違ってくるのではないかなというふうに思うので、このデマンド型交通の本来の整備方針のはしっかりと維持していただきたいというふうに思います。

今年の春に国土交通省が自治体の交通空白のリストアップ調査を行いました。市としては、富田地区を国土交通省のほうに上げたということなんですけれども、確かに富田地域は遠いところだとバス停まで歩けばかなり時間がかかるということもあります。

公共交通の空白地域となっているということを市自身も認めているのであれば、この富田地域に対する交通空白の解消に向けた取組を行うべきと思いますが、市の考えをお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長　交通空白解消に向けた取組についての御質疑にお答えいたします。

交通空白地である富田地区におきましては、当該地区町会長と令和６年度に意見交換を行い、当該地区におけるバス運行の可能性について検討を進めるため、令和７年度には民間バス事業者と情報交換を行いました。その中で、当該地域の地域特性上、道路幅が狭く大型バスの運行は困難であるとのことであったものです。

本市では、人口密集地である富田地区につきまして、デマンド型交通や定時・定路線バスなどの様々な選択肢につきまして、今後も引き続き検討をしてまいります。

○竹山美虎委員長　赤平委員。

○赤平勇人委員　早く解消できるような何らかの手だてを求めるわけですけれども、昨年３月に策定した青森市地域公共交通計画では、将来的に路線バスを運行するだけの需要を満たさなくなるおそれがある郊外部の人口が少ない地域については、地区住民の意見を踏まえつつ、既存バス路線以上に効果的で利便性の高い公共交通体系の導入を優先的に検討するとあります。あるいは、市街地であっても道路が狭隘でバスが運行できず徒歩圏内に医療施設や商業施設が存在しない地域については、住民からの要望も踏まえつつ効果的で利便性の高い公共交通体系の導入を検討するというふうにちゃんと計画の中に位置づけているんです。

これがしっかりと履行されるように、今後手だてをしっかりと講じていくことを求めて、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○竹山美虎委員長　次に、藤田誠委員。

○藤田誠委員　よろしくお願いします。藤田であります。

早速、時間がないので。キンコンカンと鳴るまでだと思いますので。

８款土木費４項都市計画費１目都市計画総務費、旧国際ホテル跡地地区の市街地再開発事業における補助金の支出内訳をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長　市街地再開発事業における補助金の支出内訳についての藤田委員からの御質疑にお答えいたします。

旧青森国際ホテル跡地地区第一種市街地再開発事業につきましては、令和６年３月の都市計画決定後、準備組合におきまして、事業計画の認可に向け精査をしていたところ、資材高騰や地権者との協議等により、事業計画内容を変更せざるを得ない状況となりました。このことから、令和６年度に予定しておりました事業計画作成に係る準備組合への補助金につきまして、令和７年度に繰越しをしたものであります。

その予算内訳としましては、用地測量・土地鑑定・建物調査に対し 3569 万 6000 円、基本設計・資金計画作成に対し 3640 万 2000 円、合計 7209 万 8000 円となっております。

支出内訳としては、用地測量・土地鑑定・建物調査のうち、業務が完了いたしました一部に対して、補助金として、合計 2144 万 8000 円を準備組合へ支出いたしました。

以上です。

○竹山美虎委員長　藤田委員。

○藤田誠委員　ありがとうございました。

私、高校時代から青森駅前をうろついておりまして、青森駅前再開発の状況、ずっと見てきました。就職してちょっと空きましたけれども、帰ってきてからも駅前にお友達がいて、見てきた１人としては、再開発って、開発計画や組合ができても、すんなり進むことは極めて少ないと。ここで途中経過や終わる見通しを聞いても、私は意味がないと思っているので。動き始めるまでは大変で、動き始めればぱたぱたっと進む傾向がありますので、ぜひともそれを、再開発を成功させてほしいと思っています。

その中でこの前、鈴蘭通りを――また行ってきました。最後に寄ったお店がまだありまして、新しい町並みの中に昭和の時代を一画としてぜひ残してほしいな、青森の戦後を知る、遺品として、歴史の産物として、ぜひとも残してほしいなと思います。大変でしょうけれども、頑張ってほしいと思います。難しい課題、いろいろあると思いますが、横山副市長。市長を支える副市長として、調整役として、私が生きてるうちに、ぜひとも成功させていただきたいなと思います。

これについては以上です。

先ほど、木村都市整備部長と、金谷企画部長を財政部長と、いまだに職種が変わったところ、ちょっと頭に入ってなくて大変すみませんでした。ありがとうございました。

次に、12 款地方交付税１項地方交付税１目地方交付税に関して、今、円安やアメリカ由来の攻撃においてナフサが不足して物価が高騰しています。自治体も購入費用が上がっていると思いました。地方財政にとっては、一般税が少なくなるっていうのはちょっと心配しております。

今回、普通交付税のうち包括算定経費における令和７年度の単位費用の見直し内容をお示しください。すみません、急いで。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長　藤田委員からの包括算定経費の単位費用の見直しについての御質疑にお答えいたします。

普通交付税の算定費目のうち、人口を測定単位といたします包括算定経費につきましては、企画費、環境費、総務費などの経常経費と、道路橋梁費及び港湾費以外の建設事業費を算定している費目であります。

また、会計年度任用職員の給与費のうち、他の個別算定経費で算定されないものにつきましては、包括算定経費で算定することとされております。

令和７年度の包括算定経費の単位費用は２万 900 円で、令和６年度の１万 9400 円と比較いたしまして 1500 円、7.7％の増となっております。

その理由といたしましては、令和７年度の単位費用の算定の中に、会計年度任用職員に係る令和６年人事院勧告に伴う給与改定に要する経費及び令和７年度の給与改定に備えた給与改善費が、それぞれ反映されたことによるものであります。

○竹山美虎委員長　藤田委員。

○藤田誠委員　ありがとうございました。

わざわざ会計年度の給与改定、人勧の改正の中身を入れていただいてありがとうございます。

個別算定経費を聞くと日が暮れるので、ざっくりした今の包括算定経費について聞きましたが、それぞれ上がっている。きちっと支出する項目に合わせて単位費用を見直してくれればありがたいんですが。人勧分が答弁されていましたけれども、実は新潟県のある公立病院で、人勧の先送りが提案されて、今交渉して何とか４月に遡ってというところまで今交渉していると聞きました。

これまでの人事院勧告、2022 年から今年の 3.51％まで、足すと 11.08％だそうです。私、辞める前にたしか９％ぐらいカットされたんです。元に戻ってプラスになりました。私にも戻してほしいなと、退職まで遡ってほしいなと思います。

これはこれでありがとうございました。

次に、令和７年度決算における市税及び一般財源の令和７年度決算額と前年度の比較をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長　市税及び一般財源の令和７年度決算額についての御質疑にお答えいたします。

令和７年度における市民税、固定資産税などの市税の決算額は 357 億 1566 万 5000 円で、令和６年度決算額 339 億 282 万 7000 円と比較いたしますと 18 億 1283 万 8000 円、5.3％の増となったものであります。

また、令和７年度における一般財源であります１款市税から９款環境性能割交付金、11 款地方特例交付金及び 12 款地方交付税の決算額は 807 億 9145 万円で、令和６年度決算額 771 億 3375 万 3000 円と比較いたしますと 36 億 5769 万 7000 円、4.7％の増となったものであります。

○竹山美虎委員長　藤田委員。

○藤田誠委員　ありがとうございました。

消費税を含めて市税収入も全部増えていますが、先ほど言ったように政府の積極財政のおかげか、果たしてどうなるか分かりませんが、市税収入が増えて喜ばしいところですけれども、さっきの人事院勧告、人件費を含めて、その他の経費の支出もかなり増えてるだろうと思います。

そういう意味では、バブルのときを思い出しますが、バブルのとき、東京でお札をばらまいているとき、公務員の給与が上がらないなと言ってましたけれども、それも終わる頃には少しずつ上がって、役所もちょっと景気がよくなってきたかなと思ったら、小泉構造改革が出てきて、けちょんとなったという――ありますので、ここはこの積極財政が今後どうなるか見極めていかないと、大変厳しくなると思います。――先ほど、木村都市整備部長と私、金谷企画部長と間違って、木村都市整備部長に一生懸命この包括の話、財源の話をしていて、ごめんなさいね――そうい

う意味では、私は人件費を抑えていくことが大事だと思っています。ただ、給与カットをすればむしろ旗が上がるけれども、やるより行政職俸給表の二表適用職員の採用枠を増やして、人件費を抑えることも必要だと思います。

最近は特に災害が増えていて、坂出市で災害担当者が会計年度任用職員は災害時に使えないという話をしておりました。ちょっとそこは多分、非常招集、非常参集ができないんだろうと思いますけれども、そういう意味でぜひとも、予断なく、それぞれファシリティーマネジメントも必要ですし、もうこの先を見据えていかないと、多分、二十数年前のことが見えてくれば駄目ですので。せっかく上がった約11%。皆さん上がっているかどうか分かんないけれども、僕らはがたっと下げられて泣いておりましたので。ありがとうございました。この項目は終わりです。

次、議案別冊「令和７年度青森市病院事業会計決算書」４・５ページに関して、令和７年度に行った共同経営・統合新病院事業に要した経費の内訳についてお示しください。すみません、お願いします。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。市民病院事務局長。

○今国弘市民病院事務局長　藤田委員からの共同経営・統合新病院整備事業についての御質疑にお答えいたします。

令和７年度の共同経営・統合新病院整備事業に要した経費は１億 484 万 6624 円となっておりまして、その主な内訳といたしましては、統合新病院の基本設計業務に係る市負担分として 6890 万 3560 円、発注者側の補助者として設計の助言等を行うコンストラクション・マネジメント業務委託、いわゆるＣＭ業務ですが、この市負担分といたしまして 1404 万 6400 円、統合新病院の運営手順の検討など開院に向けた必要な業務を行う開院支援業務委託に係る市負担分といたしまして 2035 万 4400 円などとなっております。

○竹山美虎委員長　藤田委員。

○藤田誠委員　ありがとうございます。

県と市の負担割合、市が４割なのでそれに合わせてだろうと思います。順調に進んでいるかと思います。

先ほど新潟の話をしました。二十数年前から病院の統合というか、人口減少が先に見えていて。新潟の県と市の統合があったときだと思う、私行きまして、当時は県医労連と自治労の労働組合２つが仲よく一緒になれたという例でちょっと行ってきまして、何もないところに病院がどんと建って、周りに個人病院もぽつぽつ建っていた時期ですので、今思い出して、どこの病院だかちょっと分からないんだけれども、統合に向けて事前にいろんな話をしながら、労働組合もきちっと話をしているようです。そういう意味ではいろんな部門に向けて、ぜひとも話合いを進めていっていただければと思います。

私は、いわゆる雇用の問題、統合したときの雇用の問題がやっぱり気になりますので質疑させていただきます。統合新病院において、職員は引き続き雇用されるの

か、市の現時点での考えをお示しください。
○竹山美虎委員長　答弁を求めます。市民病院事務局長。
○今国弘市民病院事務局長　統合新病院における職員の雇用についての御質疑にお答えいたします。
昨年３月に策定した共同経営・統合新病院に係る基本計画では、統合新病院の施設整備方針の一つに、働きやすく魅力ある職場環境の整備を掲げておりまして、全ての病院職員がそれぞれの専門性を最大限に発揮できる働きやすい職場環境を整備し、医療従事者の安定的な確保と、人が育つ環境を整備した施設を計画することとしております。
統合新病院における職員の人員規模は、今後、統合新病院の機能や施設規模等によって整理されることとなりますが、職員の雇用については、必要に応じて職員団体等と調整するなど、適切に対応してまいります。
○竹山美虎委員長　藤田委員。
○藤田誠委員　本当にやる交渉は長くかかりますので、きちっと定員管理計画ができましたら、その前にでも話合いをしていただきたいなと思います。
運営形態が事業団方式というのがありましたので、一応それで収まってからプロパーの作業も進めるんだろうと思います。ぜひとも働いている方の雇い止めをしないようにお願いしたいと思います。あまり理不尽であれば、むしろ旗を持って――どこに囲めばいいか分かりませんけれども、新しい病院、誰もいないところにむしろ旗を持って囲むのはあれですから、県病か市民病院がどっちかにやることのないようにお願いしておきたいと思います。
これからも先ほどこのやりとりで部長から、いろんな話をお聞きしました。部長から話を聞いて、それが実現するかしないかは別としても、病院の働いている人たちのために、ぜひとも力を貸していただきたいと思います。そうしゃべっていると人事異動でいなくなるかも分かんないしね。そういう心配はありますけれども、ぜひとも次の方に異動したら、市としての地域医療を守る、その気持ちで頑張っていただきたいと思います。ありがとうございました。
これについてはこれで終わります。
最後に、市税における未還付額についてお伺いをします。
最近聞いたこと、以前に聞いたことを忘れる傾向がありまして、何かこれについて聞いた記憶があるんですが、改めてお伺いしたいと思います。
「令和７年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算書」12 ページから 18 ページに関連して、市税の未還付がどのような理由で発生するのか、また、発生した未還付額はどのように処理されているかお示しください。
○竹山美虎委員長　答弁を求めます。税務部長。
○千葉康伸税務部長　藤田委員の市税の未還付額についての御質疑にお答えいたします。

未還付額とは主に、所得の更正などにより税額が減となった場合、納税通知書の納付書と督促状等により二重に納めた場合などで発生した過誤納金のうち、納税者に還付されていないものを言います。

市税の未還付額が発生する理由といたしましては、過年度分につきましては、３月末まで、現年度分については出納閉鎖となる５月末までに、還付対象者の口座登録がなされていないことなどにより、過誤納金を還付する事務処理が完了しないケースがあるためであります。

発生した未還付額の処理につきましては、還付額が発生した方に対して、過誤納金還付通知書を送付し、口座登録を依頼いたします。同通知書を送付しても、一定期間経過してもなお口座登録がなされていない方に対しては再度、通知書を送付いたします。

これらの処理を経て、対象者の口座登録など条件が整い次第、速やかに還付を行っているところです。

○竹山美虎委員長　藤田委員。

○藤田誠委員　ありがとうございます。

これ、今思い出した。前に国保のときに聞いた記憶をちょっと思い出しました。いわゆるマイナポータルの公金受取口座登録制度、この口座を何でって市に言ったら、連携されてないということで、これがうちの娘に昨年来まして、本人が行って口座登録したんでしょうか、多分したんでしょう。

これで言うと、本来で言えばいわゆる国が指定した公金受取口座、これをそのまま使えれば問題ないんですが、国保のときに聞いたときに、ここで口座登録しないと駄目だ、この多分市税に関しても、ここでも登録しねば駄目だ。多分各部・各課で口座を登録、もし還付があれば登録しなきゃならないだろうと思います。

ぜひとも青森市として、各個人、子どもも含めて、児童手当はプッシュ型でやっているから登録しているんでしょうけれども――まだ時間いい、あと 30 分。あと 33 分に見えましたが――ぜひとも、私、藤田誠を口座登録したら、全部署で使えるように推進をしていただきたいと思います。

それで、これは口座振込が基本だということで、理由があって、私みたいに口座を開設できない人及び口座登録したくない人は、この現金受け取りは可能かお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。税務部長。

○千葉康伸税務部長　再度の御質疑にお答えいたします。

口座を開設できない人、口座登録したくない人、可能かということでありますが、還付金につきましては、公金でありますので、その安全性の観点、また、納税者の利便性等もありますので、原則口座登録していただいて口座に振り込むこととしております。

しかしながら、口座登録できない方等もいらっしゃいますので、所要の手続によ

り、希望する方には現金による受け取りも可能であります。
以上です。
○竹山美虎委員長　藤田委員。
○藤田誠委員　どうしても口座開設ができない、つくれない人も中にはいるでしょうから、そういう方に還付があるかどうかは別としても、これ、多分澁谷委員が質疑した内容、未還付額については、話を聞いていて、時効が５年だそうですので、５年までにお墓の未納もそうだけれども、５年過ぎたらまた看板立ててやるっていう、５年たったら、ちゃっちゃと片づけてくださいね。時効を待たずに片づけていただきたいと思います。
そのほかに、いろいろ事務処理で新聞をにぎわさないようにお願いして、私の質疑を終わります。ピンポンと鳴るまでやろうと思ったけれども、終わります。
○竹山美虎委員長　この際、暫時休憩いたします。
再開は午後１時からといたします。

午前 11 時 59 分休憩

―――――――――――――――――――――

午後１時再開

○竹山美虎委員長　休憩前に引き続き委員会を開きます。
質疑を続行いたします。
柿崎孝治委員。
○柿崎孝治委員　質疑の前に一言所感を申し述べます。
去る９月３日未明、本市を襲った記録的な大雨により、二級河川である瀬戸子川上流で氾濫が発生いたしました。今回の洪水については、河川整備の状況も一因であったという可能性があります。
バイパス上流では草刈りが十分でなく、河川の流れに影響を及ぼしたことも指摘されています。そこで大雨が重なり、水が田んぼ側の用水路にも流れ込み、氾濫につながったものと受け止めております。午前１時 50 分という深夜に、最高警戒レベルである警戒レベル５の緊急安全確保が発令される事態となりました。
しかし、今回の氾濫によって極めて重大な課題も明らかになりました。
現在、本市が市民に配布している青森市洪水ハザードマップには、瀬戸子川の浸水想定区域が掲載されておりませんでした。そのため、住民の皆さんは自らの地域にどの程度の浸水リスクがあるのかを事前に視覚的に把握できないまま、深夜に突然命の危険に直面することとなりました。
青森県は、瀬戸子川の洪水浸水想定区域図を令和８年３月 27 日に公表しております。この情報が速やかにハザードマップへ反映され、市民に十分周知されていれ

ば、避難行動や日頃の備えも違ったものになっていた可能性があります。県と市の情報連携、市民が必要な情報を得る機会と安全確保に関わる大きな課題であると考えます。

近年、局地的な豪雨が各地で相次いでおります。こうした中、情報の空白を放置することはできません。市民の命と財産を守ることは、市政に携わる者に課せられた最も重い責務であります。

それでは質疑に入ります。２款総務費１項総務管理費１目一般管理費、職員の残業時間についてお尋ねいたします。

職員の時間外勤務について、今年２月頃に見たＮＨＫのニュースで、豪雪対応のため月 150 時間を超える時間外勤務をしている職員がいると知り、大変驚きました。

実際に私も土曜日や日曜日に会派控室へ立ち寄った際、職員が勤務している様子を確認していました。行政課題が多様化・複雑化する中で業務量が増加しており、近年は自然災害への対応も増えています。加えて昨年度には、全庁を挙げた豪雪対応もあり、時間外勤務による対応を余儀なくされた実情については、やむを得ない面もあったと受け止めています。

そこで、令和７年度の時間外勤務の実績について伺います。あわせて、部署別の状況と時間外勤務が多い部署はどこかお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　柿崎委員の時間外勤務についての御質疑にお答えいたします。

令和７年度の時間外勤務の実績につきましては、年間時間数が 31 万 8560 時間、１人当たりの年間平均時間数が 152.1 時間、１人当たりの月平均時間数が 12.7 時間となっております。

また、令和７年度、時間外勤務が多い主な部署につきましては、総務部総務課、企画部財政課、都市整備部道路維持課、経済部地域スポーツ課、選挙管理委員会事務局などとなっております。

時間外勤務が多い主な要因といたしまして、業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難であります他律的業務の比重が高いこと、また、災害により一時的に業務量が著しく増大したことなどによるものであります。

以上です。

○竹山美虎委員長　柿崎委員。

○柿崎孝治委員　答弁ありがとうございます。

職員の業務量が増える中で、悩みや負担を１人で抱え込むことがないよう、心身の健康保持に向けた丁寧なケアが重要であると考えます。

そこで、時間外勤務の縮減を含め、職員が心身の健康を保ちながら働くことができる職場環境づくりについて、現在どのように取り組んでいるかお伺いいたします。

時間外勤務の縮減に対する市の取組をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長　時間外勤務の縮減の取組についての再質疑にお答えいたします。

本市では、急激に進みます人口減少や少子・高齢化に加えまして、新型感染症の影響など社会環境が大きく変化し、市職員の業務量も増加する中、職員の心身の健康保持やワーク・ライフ・バランスの推進の観点から、これまでも時間外勤務の縮減に取り組んできております。

具体的には、１つに、各課におけますノー残業デーの実施、２つに、年次有給休暇の取得目標の設定――市長部局では 14 日――及びその取得の推進、３つに、所属長に対し労務管理の徹底を通知し、職場環境の改善を促すこと、４つに、メンタルヘルスチェック等によります職員の健康状態の把握や産業医面談の実施、５つに、時間外勤務の上限時間等の設定など、職員の時間外勤務の縮減に取り組んでおります。

本市といたしましては､今後におきましても､時間外勤務の縮減の取組を継続し、職員の心身の健康保持やワーク・ライフ・バランスの推進に努めてまいります。

以上です。

○竹山美虎委員長　柿崎委員。

○柿崎孝治委員　御答弁ありがとうございます。

要望があります。職員が多忙な中にあっても、前向きに業務へ取り組めるようにするためには、組織としての配慮が重要であります。日々努力をしている職員へのねぎらいを持ちつつ、業務や負担が特定の職員に集中しないよう、時間外勤務の縮減にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

もう１つあります。これは今後起こり得ることもあるということで要望です。今後、道路維持課は、職員が除雪に関わるいろいろ新たな取組が出ています。対応も多数見込まれ、最終的にはマンパワーに頼らざるを得ない場面も想定されます。そのため、昨年度の豪雪対応時のような月 150 時間を超える時間外の勤務が再び生じることのないよう、業務分担や人員体制の見直しを含め、実効性のある対策を講じていただきたいと思います。この項は終わります。ありがとうございます。

続いて、８款土木費６項緑花費１目緑花費に関連して、街路樹の対策についてお尋ねいたします。

街路樹は季節感を生み出し、通りの印象を柔らかくするなど、まちの景観形成に大きな役割を果たしています。青森河川国道事務所でも、街路樹はまちを美しく、人の目や心を和ませる存在であると案内しています。夏場には木陰をつくって強い日差しを遮り、歩行者の負担を軽減するなど、歩道環境の向上にもつながります。また、自動車の排気ガスや騒音の軽減にも役立つとされています。さらに、青森市造道地区の例では、車道と歩道の間に植えられた街路樹が歩行者を守る空間づくり

に寄与し、交通安全の面でも一定の役割を果たしているとされています。

一方で、近年の青森市では、街路樹の景観や環境面での価値を認められているものの、落ち葉への対応、維持管理への負担、倒木・落枝の危険性に対する不安が高まっており、安全確保を優先して伐採や整理を進めている動きも見られます。

市は公園樹木や街路樹について、高木化や老木化が進み、実際に倒木事故も発生していることから、事故を未然に防ぐため剪定や伐採などの適正管理を進めているとしています。国土交通省も倒木や落枝による事故防止のため、樹木の適切な点検と管理の重要性を示しています。また、市では市道の維持管理等を行っており、通行に支障がある場合には現地調査の上、対応しているとしています。

質疑いたします。令和７年度に青森地区において実施した街路樹の剪定と伐採の実績についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長　柿崎委員からの街路樹の剪定・伐採の実績についての御質疑にお答えいたします。

本市における樹木の維持管理につきましては､国土交通省が発出しております｢都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案)」を基に実施しております。

同指針案には、樹木の健全な育成を図りつつ、樹木を起因とした事故等を未然に防止し、安全・安心を確保するための基本的な考え方をはじめ、樹木点検・診断の種類や作業、点検時期や点検項目のほか、樹木の健全度の判定基準などが示されております。

樹木管理における主な作業としては、腐朽や老齢化した樹木の倒木事故を未然に防ぐための伐採作業、枝葉の張り出しや枯れ枝・かかり枝の除去、樹形を整えるための剪定作業を行っており、特に老齢化した樹木が密集した１号遊歩道緑地では、令和６年度から計画的に伐採・剪定作業を実施しております。

また、市内全域における電力線や電信線に近接する枝葉の剪定作業につきましては、電線が高圧線である場合や剪定作業により断線する可能性があるなど、作業に特段の配慮が必要となる場合が多いことから、電線管理者と協議をした上で、本市または電線管理者で実施することとしております。

令和７年度に実施した青森地区における街路樹の剪定本数につきましては、業務委託による実施が 194 本、直営作業による実施が 358 本の計 552 本となっており、伐採本数につきましては、業務委託による実施が 27 本、直営作業による実施が 58 本、計 85 本となっております。

以上です。

○竹山美虎委員長　柿崎委員。

○柿崎孝治委員　伐採も毎年大変だということが分かりました。

それでは質疑に入ります。令和７年度の豪雪による街路樹の枝折れや倒木に伴う事故の発生件数をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長　街路樹の枝折れや倒木に伴う事故についての再度の御質疑にお答えいたします。

昨冬の豪雪では、街路樹に降り積もった雪の重さによる枝折れや幹割れが多数発生しており、パトロールにより発見した際や市民から通報が寄せられた場合に、その都度業務委託または直営作業により対応をしております。

昨冬の豪雪では、街路樹の枝折れに伴う事故につきまして、車両破損事故が２件発生しており、いずれも相手方と協議を行い、示談が成立しております。

以上です。

○竹山美虎委員長　柿崎委員。

○柿崎孝治委員　答弁ありがとうございます。

樹木も本当に伸びてしまって、雪が積もると危ないなっていうのがかなり見受けられます。特にぬれ雪が降ったときはそういうふうに感じることもあります。なので、今後も気をつけていただきたいと思います。

それでは、次の質疑です。青森市内の街路樹を見ますと、昭和、平成、そして令和と､時代によって植栽される樹種に変化が見られるように感じています｡そこで、青森市における近年の街路樹の樹種の選定について、どのような考え方や基準に基づいて行っているかお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長　街路樹の樹種の選定についての再度の御質疑にお答えいたします。

街路樹の樹種の選定につきましては、路線の位置づけや緑化空間の連続性、周辺路線との関連性を踏まえた上で樹種を選定しております。

さらに、近年におきましては、連続性や関連性など道路環境や地域の景観に配慮することに加えて、高木化や枝葉が強く繁茂する樹種を避けるなど、維持管理コストの低減も踏まえて樹種を選定することとしております。

以上です。

○竹山美虎委員長　柿崎委員。

○柿崎孝治委員　御答弁ありがとうございます。

本当に昔の昭和の時代に植えた樹木、それから最近の樹木といえば、何か違ってきたような感じがします。昔やっぱり各地においてもはやりとかがあって、そういうふうな形で植えてきたと思いますが、昔植えていた樹木っていうのを最近見られなくなってきて､やっぱり支障がないような形の樹木を植えているように感じます。

これから秋に向かって、落ち葉の季節になると思います。また、いろいろ市民の方がお困りになると思いますが、落ち葉に関しても市のほうでいろいろお問合せ等が来たら助けてあげていただければと思って、次の質疑に入ります。ありがとうございます。

最後の質疑に入ります。８款土木費４項都市計画費１目都市計画総務費、青森駅自由通路の利活用に向けた社会実験についてお尋ねいたします。

青森駅自由通路は、線路によって分断されていた駅東口と西口を結び、市民や来訪者の安全で円滑な移動を確保するとともに、冬期間においても安心して往来できる環境を整えることと併せて、駅周辺のにぎわいと交流を生み出すことを目的として整備されています。

青森駅自由通路は、青森市の市道として管理され、幅約６メートル、延長約 170 メートルで 24 時間通行可能となっております。また、エレベーターやエスカレーター、手すりなども配置され、東口と西口をバリアフリーで安全に移動できるよう配慮されております。

さらに、市ではこの自由通路を単なる通行空間にとどめることなく、人が滞在し、くつろぎ、にぎわいが生まれる空間として活用できるかを検証するため、利活用に向けた社会実験を実施したと伺っていました。

一方、過去の一部イベントでは通行区間の確保への配慮が十分でなかったために、催事スペースが広がり過ぎ、歩行者の通行に支障を来していたのではないかと受け止められる場面もありました。自由通路は第一義的には誰もが安全に通行できる公共空間であることから、にぎわいの創出と通行機能の両立をどのように図っていくのかが重要であると考えます。

そこでお伺いいたします。令和７年度に実施した青森駅自由通路利活用に向けた社会実験の概要をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。都市整備部長。

○木村颯希都市整備部長　社会実験の概要についての柿崎委員からの御質疑にお答えいたします。

本市では、全国的に地域活性化やにぎわい創出を目的とした道路空間の利活用が進んでいることなどを踏まえ、青森駅自由通路の利活用に向けた社会実験を令和６年 10 月に初めて実施いたしました。

その結果、自由通路利用者から利活用の継続を求める意見が多かったことから、令和７年度からは、年間を通じて多様な取組を実施することで、通年での利活用の可能性を探ることとし、令和７年４月から社会実験を実施しました。

この取組では、市道である自由通路を利用する歩行者へ配慮しながら、自由通路１階部分におきまして、駅ビル内の商業施設等による商品の販売会場、季節に応じた体験型ワークショップの会場、青森警察署による各種ＰＲ活動の会場として活用し、自由通路２階部分では、リンゴ箱を活用した休憩用椅子・テーブルを常設するとともに、週末などを中心に自由通路でアートと食を楽しむことができる「はしゴマめし」、自由通路に全長約 70 メートルの鉄道ジオラマを設置し、プラレール車両を走行させるイベント「プラレール鉄道あおもり線」などといったイベントの開催会場として活用し、多くの参加者によるにぎわい創出を実現できました。

また、青森ねぶた祭開催に合わせ、８月１日から７日まで、本市を訪れる観光客の利便性向上等を目的に、観光客の手荷物預かりや当日のホテル配送などを行う手荷物預かりサービスの臨時カウンターの設置場所として活用し、青森駅に到着した観光客が改札を出てすぐ手荷物を預けることが可能となったことによる利便性の向上、青森駅周辺を手ぶらで移動することによる回遊性の向上といった効果があったものと考えております。

今後におきましても、歩行者の通行確保を前提として、通年での利活用に向けて検討を進めてまいります。

○竹山美虎委員長　柿崎委員。

○柿崎孝治委員　答弁ありがとうございます。

１階の商品販売はすごく好評で売り切れとかがありました。２階で行われていた「プラレール鉄道あおもり線」はＪＲの方が張りついていて、いろいろ人が集まったんですけれども、通路等を塞ぐとかそういうことはなく、ルールを守ってやられたことはすごくよかったと思います。

そこで要望です。今年度に入り実施されている青森駅自由通路の利活用に向けた社会実験については、ルールが守られ、通路が確保されているとともに、手すりも利用できる状態で活用されていることが確認できました。これはとてもよかったと感じています。

また、６月に開催された、多分若者に人気があるミッフィーちゃんのひょっこりパネルによる青森駅自由通路でのイベントでは、安全管理者を配置していただき大変ありがたく思っています。

現在、青の煌めきあおもり国スポ・障スポを多くの方々に知っていただくための競技体験ブースが設置されていますが、こちらについてもルールが守られ、通路の確保や手すりの利用に支障のない状態が保たれています。

今後も青森駅自由通路に利活用する場合は、利用者がルールを守って、歩行者に十分配慮した運営を行うよう要望いたします。

再質疑に入ります。青森駅自由通路と併設している駅前アートギャラリーについてお尋ねいたします。

駅前アートギャラリーは、青森駅自由通路の壁面展示空間として設けられております。展示できる作品は、青森市や青森駅周辺の魅力発信につながるもの、また、文化芸術活動の一環として展示するものとされております。私の所属する団体でも、野木和公園の八重桜の魅力を発信することにつなげる目的で、野木和公園水辺散策園八重桜フォトコンテストの展示作品で、開設当初から利用させていただいており、市民の皆様からも好評をいただいてまいりました。

また、自由通路を利用される市民や観光客の中には足を止めて気軽に鑑賞される方もいれば、時間をかけてじっくり見学される方もおり、駅前アートギャラリーが有効に活用されているものと感じております。

それではお尋ねいたします。駅前アートギャラリーの令和７年度の利用実績をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　駅前アートギャラリーの利用実績についての御質疑にお答えいたします。

駅前アートギャラリーは、青森駅自由通路の壁面を展示スペースとして活用しているものであり、青森市や青森駅周辺の魅力発信につながる取組及び市民等の文化芸術活動の場として様々な作品等の展示に利用されております。

展示スペースは、一般の貸出しを目的とした民間スペースが５区画、行政利用を目的とした行政スペースが２区画の計７区画となっております。

使用料はいずれも無料としており、利用者は壁面内のガラスケース及び壁面上部のピクチャーレールを活用し作品等を展示しております。

令和７年度の民間スペースの利用実績は５区画合計で、利用件数は延べ 38 件、利用日数は 1132 日、利用率は 62.0％となっております。

○竹山美虎委員長　柿崎委員。

○柿崎孝治委員　答弁ありがとうございます。

市民が利用可能な区画について承知いたしました。人気の高い展示区画があると思いますが、お示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　駅前アートギャラリーの展示区画についての再度の御質疑にお答えいたします。

駅前アートギャラリーの展示区画のうち、民間スペースでは青森駅改札に近い東口側の利用が多い傾向にあり、令和７年度においても５つの区画のうち最も青森駅改札に近い区画の利用が１番多く、利用率は 79.5％となっております。

○竹山美虎委員長　柿崎委員。

○柿崎孝治委員　答弁ありがとうございます。

やはり改札口とかアンドラビナの入り口とかも近いこともあって、いろいろエスカレーターで上ってくると、いろんな方が鑑賞されるので、あの場所はいい場所だと思われます。

あと私が思うには、西口のほうも――自分は西口方面なので西口の場所が好きなんですけれども、あそこは行政でもうずっと固まってしまっているので、そこが活用できればちょっと人気が出るのかなというふうには思ってます。私たちが桜のコンテストをやったときは、あちらのほうずっと使っていったんですけれども、そこは行政に決まってしまったので、とても残念ではありますが、行政で活用していただければと思います。

そして要望を申します。行政が利用しておらず空いているとき、東と西、民間にも貸し出してほしいと思います。こちらは要望としてお願いいたします。

それからもう１つ要望があります。青森駅自由通路アートギャラリー西口では、現在、青森開港400年に関するパネル展が長期間開催されていますが、関連イベントも間もなく終了いたします。そこで、今後の活用について提案をしたいと思います。青森市の油川埠頭、通称木材港は、長年にわたり雪捨場として活用されてきました。

利用期間中は搬入車両や利用時間に大きな制限がなく、24時間利用できる海の雪捨場として市民に広く利用されています。ここのところなんですけれども、ここはいつまで使えるとかというのを、いまだに市民の方がよく分かっておらず、昨日も私のところに、もう使えないんだよなとかっていうお問合せもありました。なので、説明はするんですけれども、別のほうからもうそこを使えないから新田地区でないと駄目だとかというふうな話とかも出ているっていうふうなこともあります。

告知というのが、広報あおもりとか雪の便りでしか伝わっていない部分もあるので、そこのところ、この雪捨場としての利用は令和８年度末、すなわち2027年３月末まで可能とされています。

一方、令和９年度からは、基地港湾建設に向けた埋立工事が本格化する予定です。しかしながら、基地港湾がどのような施設であり、地域にどのような影響や役割を持つのかについては、市民に十分理解されているとは言えない状態です。というのは、国交省ではフェリー埠頭のほうでそちらのパネル展をやっているんですけれども、市ではそういうことを一切やっていないので、市民の方はあそこに風力発電ができるとかというふうな勘違いをされている部分もあるということで、そのため2026年11月以降に青森駅自由通路アートギャラリー西側のスペースが空くのであれば、その場所を活用して、今後本格化する基地港湾整備について市民の理解を深めるためのパネル展を開催していただきたいと考えます。

開催に当たっては、青森市都市整備部及び経済部をはじめ、青森県、国――国土交通省など関係機関が連携し、分かりやすく丁寧な内容で展示を構成することが望ましいと考えます。市民が日常的に利用する青森駅の空間を活用することで、基地港湾整備に対する理解促進と関心の醸成につながるものと期待し、要望を申し上げます。

これで私の質疑を終わります。

どうもありがとうございます。

○竹山美虎委員長　次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員　日本共産党の天内慎也です。

私の時間は10分ですので、４項目をまず答弁をもらいたいと思います。

最初に、10款教育費２項小学校費１目学校管理費に関連し、浪岡北小学校の屋根の工事についてですが、令和７年度と令和８年度に工事をすると聞いていましたが、今年はやられていませんので、何があったのか示してください。

２番目、４款衛生費４項霊園費１目霊園費に関連して、浪岡墓園について、平成30

年にも質疑していましたが、五本松の次の羽黒平のところの空港へ行く道路の左の上、山を登っていけば墓園がありまして、50 メートルぐらい行ったところに 80 台ぐらい停める駐車場があるんですけれども、そこから 200 メートル歩いて行かないと駄目で、特に高齢者の方が上のほうに駐車場を造ってほしいということで、どう考えるか示してください。

３つ目は、２款総務費１項総務管理費３目財産管理費に関連して、浪岡地区の廃校の管理について、地域の方から１年もたっていないのに旧本郷小学校に廃墟感があると。何かといえば草がやはりぼうぼうだということで、施設内の管理と敷地内の環境保全の内容をお示しください。

最後、４つ目は、８款土木費１項土木管理費１目土木総務費に関連して、浪岡の治水対策です。城跡のほうがやっているんですけれども、今回の雨もありましたので、早く中世の館から町なかのほうも雑木を伐採して流水機能の回復、障害になっているので早くしてほしいと思っていますが、状況をお示しください。

以上です。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　天内委員の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、浪岡北小学校の屋根改修工事についての御質疑にお答えいたします。

浪岡北小学校の校舎及び屋内運動場の屋根改修工事につきましては、老朽化により生じたさびが広範囲に及んできたことから、新たな金属製の屋根を重ねて張るカバー工法を採用することとし、施設の規模が大きいことから、校舎棟と屋内運動場棟と２工区に分割し、令和７年度は１工区である校舎棟の屋根改修工事を実施しております。

２工区の屋内運動場棟の改修工事につきましては、校舎棟に続けて工事を実施する予定としておりましたが、令和７年７月に実施された法定点検により、校舎建設当時から設置されている昭和 54 年製のボイラー２台のうち１台から蒸気漏れが判明し、交換が必要と指摘されたものであります。このことから、冬期間の児童の教育活動に多大な影響を及ぼすことのないよう、ボイラーの修繕工事を優先して実施することとしたものであります。

屋内運動場棟の改修工事につきましては、学校施設全体の中で、今後も緊急度や優先度及び予算の状況を見極めながら対応していくこととしております。

次に、旧大栄小学校、旧本郷小学校の施設管理に関する御質疑にお答えいたします。

旧大栄小学校、旧本郷小学校につきましては、現在、普通財産として管理しているところでありますが、両校とも市の指定避難所となっていることなどから、教育委員会では定期的に訪問し、施設の設備点検及び維持管理等を行っているところであります。

教育委員会では、訪問の際、避難所として使用する部分にほこりが目立つ場合は、

掃き掃除やモップがけ等を行うとともに、近隣住民等への迷惑にならないよう、必要に応じて敷地内の草刈りなども行っております。

今年度の施設内の清掃は、旧大栄小学校では９月１日に、旧本郷小学校では９月２日に実施しております。

また、敷地内の草刈りは、旧大栄小学校では７月３日までに３回、旧本郷小学校では７月 29 日までに２回実施しております。

今後も教育委員会では、学校施設の維持管理に努めるとともに、敷地内の環境保全を図ってまいります。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　天内委員からの御質疑に順次お答えいたします。

初めに、浪岡墓園の駐車場についての御質疑にお答えいたします。

青森市浪岡墓園は、青森市浪岡墓地公園内に位置しており、現在、墓地区画数 589 区画のうち 564 区画に使用を許可しております。

浪岡墓園の駐車場につきましては、墓園内に６台分のスペースを確保しているほか、委員からも御紹介ありましたとおり、墓地から約 250 メートルの場所に 80 台が駐車可能な墓地公園駐車場を整備しており、墓参りされる方にも利用可能としております。

浪岡墓園の駐車場の利用状況につきましては、これまで墓参りに訪れる方が最も多いと思われます８月 13 日に駐車状況を調査しており、令和６年度の調査における利用状況は午前 10 時の時点で墓園内の駐車場が６台、公園駐車場がゼロ台、墓園内の路肩への駐車が 20 台、午後３時の時点で墓園内の駐車場が４台、公園駐車場がゼロ台、墓園内の路肩への駐車が 13 台と駐車場には空きがある状況となっております。

市といたしましては、墓園内の駐車場が混雑している場合には公園駐車場の利用を案内しておりますことから、墓園内への駐車場の増設は考えておりませんが、利用者の利便性向上のため、８月 13 日など特定の日における墓地周辺への臨時駐車スペースの確保について検討してまいります。

次に、浪岡川の治水対策についての御質疑にお答えいたします。

浪岡川は、浪岡地区の中心部を流れる一級河川岩木川水系の河川であり、雑木の伐採等の河川に係る管理につきましては青森県が行っております。

近年の気象変動により、全国的に局地的な集中豪雨が多発する中、浪岡川におきましても大雨による急激な水位の上昇が発生しておりますことから、本市では浪岡川の流水機能を確保するため、毎年度、県に対し要望を実施しております。

県では、本市からの要望や河川状況を踏まえ適宜対応してきたところであり、今年度は、浪岡城跡案内所付近の揚子橋から下流部の延長約 700 メートルの河床掘削及び雑木の伐採を行ったところであります。

本市では、県の令和９年度予算要求に向け、大釈迦川合流点から正平津川合流点

付近までの延長約2.3キロメートルの河床掘削及び雑木の伐採について、県に要望を行うこととしており、浪岡川の流水機能が確保されるよう、引き続き県に働きかけてまいります。

以上であります。

○竹山美虎委員長　天内委員。

○天内慎也委員　１点だけ再質疑しますが、廃校の利活用について、旧大栄小学校と旧本郷小学校。本郷小学校は廃校前からスポーツ団体が６つの団体で使っているので、今でも廃校になっても使っていて人の動きがあるけれども、旧大栄小学校は人口も少ないし誰も使っていないんだけれども、ただ毎月使うのはちょっと無理だけれども、１年に１回とか地域の活性化のために、例えばコンサートとかそういうのをやるのは大丈夫なんでしょうか、障害があるんでしょうか。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長　再度の御質疑にお答えいたします。

旧大栄小学校に限らず、廃校については地域の行事などに貸し付けております。ただ、コンサートにつきましては、使用目的が不特定多数の方が集まるということになりますので､法令等の確認や施設の整備等が必要になるものと考えております。

○竹山美虎委員長　天内委員。

○天内慎也委員　ありがとうございました。

あと１件だけしゃべって。屋根の工事の答弁は五、六年前の答弁に戻ったような感じですよね。これだって何回もやってここまで来て、したはんで見極めるということだけれども、半分やったのでやっぱり二、三年か来年でもいいので、あと半分やってすっきりさせてほしいなと思っておりました。

あと、霊園のほうは検討してもらうと、臨時の駐車場、それでオーケーです。だから、高齢者の墓参りのためにもやっぱり駐車場を増やしていただければと思います。

ありがとうございました。

○竹山美虎委員長　次に、澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員　自民クラブ、澁谷です。よろしくお願いいたします。

１点目に、バサラコーンについてお伺いいたします。６款農林水産業費１項農業費３目農業振興費に関連して、質疑をさせていただきます。

今年度のバサラコーンの生産状況についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長　バサラコーンの生産状況についての御質疑にお答えいたします。

バサラコーンにつきましては、浪岡地区におけるリンゴ生産者の所得向上を目的に生産が始められ、今年はバサラコーン誕生20周年の節目を迎えております。

バサラコーンの特徴につきましては、一株一株に十分な日光が行き渡るよう、一

般的なトウモロコシ栽培における植栽本数の約６割に制限することで、粒が大きく甘くなることにあります。

青森農業協同組合におきましては、この品質を維持・確立するため生産部会を組織し、播種及び収穫時期の指定や栽培マニュアルの厳格な運用のほか、専用肥料の使用など、栽培から出荷に至る一連の工程において、統一的な規範の下、管理を行っております。

また、他品種のトウモロコシが収穫・出荷される前のおおむね７月下旬から先行して出荷されることも相まって、年々バサラコーンの知名度が向上するとともに、価格の向上にもつながっているものと考えております。

今年度におけるバサラコーンの生産状況につきましては、生産者数は昨年度と同数の 11 経営体、８月 31 日時点の出荷面積は 3.3 ヘクタール、出荷数量は 15 トンとなっており、昨年度と比較して、出荷面積は約 1.2 ヘクタールの減、出荷数量は約１トンの減となっております。なお、販売金額につきましては、１トン当たり、令和５年度は 27 万 7000 円であったものが、令和７年度は 36 万 1000 円となっております。

○竹山美虎委員長　澁谷委員。

○澁谷洋子委員　御答弁ありがとうございました。

もうバサラコーンが 20 年もたつんだなということがよく分かりました。今年のバサラコーンも全体的に販売する側としての印象は、実が小ぶりだったかなというふうに思いますが、味はどこのトウモロコシよりも一番バサラコーンがおいしいということで、需要も多くあったように感じております。

次の再質疑ですが、バサラコーンの出荷数量が減少している要因をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長　バサラコーンの出荷数量についての再度の御質疑にお答えいたします。

近年のバサラコーンの出荷数量等につきましては、令和５年度は生産者数 14 人、出荷数量 35 トン、出荷面積 4.7 ヘクタール、令和６年度は生産者数 12 人、出荷数量 18 トン、出荷面積 4.5 ヘクタール、令和７年度は生産者数 11 人、出荷数量 16 トン、出荷面積 4.5 ヘクタール、令和８年度におきましては、８月 31 日時点で生産者数 11 人、出荷数量 15 トン、出荷面積 3.3 ヘクタールとなっており、令和６年度以降減少傾向が続いております。

出荷数量が減少している要因につきましては、生産者の高齢化や担い手の減少、これに伴います出荷面積の減少のほか、近年は夏季における記録的な猛暑、アライグマ等による食害の増加、収穫直前の重要な時期における病害虫の発生などが挙げられます。

○竹山美虎委員長　澁谷委員。

○澁谷洋子委員　ありがとうございます。

御答弁の中にもありましたが、今年はアライグマ等による食害というので相談を受ける件数が少し多かったかなというふうに私自身感じております。収穫直前の重要な時期の食害に関しては、さほどいつもの年よりも、病害虫による原因で製品として出荷ができないような作物は取れていなかったのじゃないかなというふうに感じております。

この面積の減少・生産者の減少に至っては、トウモロコシは夜中に収穫をして朝に出荷をする野菜なので、やはりその時間帯の作業の部分では、生産者の皆さん、なかなかに苦労されているのではないかなというふうに感じております。これを今後も、この面積・生産者の数を維持していくために、青森市として農林水産部としての取組が重要になってくるものだというふうに考えております。

次に、質疑させていただきます。バサラコーンの生産基盤を強化するための市の支援策をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長　バサラコーンの生産基盤強化のための支援策についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、バサラコーンの生産基盤を強化し、生産の拡大を図るため、令和６年度から、転作営農効率化支援事業を実施しております。青森農業協同組合のバサラコーン部会に対し、経費の一部を支援しているものであります。

同部会では当該事業を活用し、生産出荷作業の効率化を図るため選別機を導入したほか、土壌診断や栽培技術の向上を図るための現地講習会等を実施しているところであります。

また、近年のアライグマなどによる食害への対策といたしまして、今年度におきましては、１園地におきまして、青森市農作物鳥獣被害対策資材等導入支援補助金を活用し、電気柵を整備しております。なお、電気柵を整備した園地におきましては、食害の被害がなかったとのことであります。

○竹山美虎委員長　澁谷委員。

○澁谷洋子委員　ありがとうございました。

今の御答弁にありましたように、部会の活用実績として選別機の導入による出荷作業等の効率化、箱に定数詰めで出荷をする際に、大きさをいろいろ判断したりという手間暇もかかっているのがトウモロコシだと思います。

栽培の技術の向上に至っては、生産者の方一人一人がおいしいトウモロコシを作付したい、消費者の方に食べていただきたいというような思いが込められたような味に仕上がっているなというふうに感じております。

今後の方向性として、青果仲卸業者、種苗店などと青森市が連携をしていただいて、暑さになかなかに負けないような品種をまず作っていただきたいっていうのと、なかなかに収量が落ちないようなところで、病害虫対策をきちんとしていただける

ような取組を関係機関と話をしながら、バサラコーンの生産力・収益力の向上を維持していただきたいというふうにお願いをして、この質疑は終わります。ありがとうございました。

次に、青森公立大学について質疑をさせていただきます。

10 款教育費４項公立大学費１目公立大学費に関連して、お伺いをさせていただきます。

初めに、市から青森公立大学に支出している令和５年度から令和７年度の運営費交付金の実績をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長　澁谷委員からの運営費交付金の実績についての御質疑にお答えいたします。

市では、青森公立大学の運営に係る経費といたしまして、毎年度、人件費や大規模修繕に係る経費等を運営費交付金として支出しており、お尋ねの令和５年度から令和７年度の実績につきましては、令和５年度５億 4262 万円、令和６年度５億 8319 万円、令和７年度８億 2044 万円となっております。

なお、令和７年度につきましては、国際芸術センター青森の展示棟などの大規模修繕１億 2341 万円を含んだものとなっておりますため、例年より金額が大きくなっているものであります。

○竹山美虎委員長　澁谷委員。

○澁谷洋子委員　御答弁ありがとうございました。

令和６年度が約５億 8000 万円、令和７年度では約８億 2000 万円というような御答弁でした。

大規模修繕約１億 2000 万円を差し引いたとしても約２億円ぐらいはこれまでの運営費交付金よりも多くなっているのだなということが分かりました。これは人件費高騰、経費等が上がっている部分に該当しているんだろうなということは、予想はできます。

次に、現行の第３期中期目標と現在議案として提出している第４期中期目標との主な変更点をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長　第４期中期目標の主な変更点についての再度の御質疑にお答えいたします。

公立大学法人青森公立大学が達成すべき業務運営に関する目標、中期目標につきましては、地方独立行政法人法第 25 条に基づき、設立団体である市が定め、議会の議決を経て、大学に対して指示するものであります。

御質疑いただいた第４期中期目標につきましては、本定例会において御審議いただいているものであります。

第３期と第４期中期目標の主な変更点につきましては、まず、中期目標の趣旨・目

的を記述しております前文におきまして、大学を取り巻く状況の変化や急速な少子化の進展により、今後、志願者数の減少や大学間競争がより一層激しくなることが予想される中で、選ばれる大学として存続していくため、大学が持つ特色や強みを生かしつつ、社会が求めるニーズや社会情勢の変化にも適切に対応していく必要性がある旨を追加していることが挙げられるものであります。

各目標における主な変更点につきましては、大学の教育研究等の質の向上に関する目標において、教育環境及び学修環境の整備といたしまして、大学におけるＤＸ化の推進を見据え、ＩＣＴを積極的に活用しながらＤＸを推進する旨を追加、地域貢献に関する目標において、社会人の学び直しのニーズに対応したリカレント教育の取組を推進するとともに、フィールドワークの積極的実施等を通じ、課題解決能力等を養う実践型学習の充実を図る旨を追加していることなどが挙げられるものであります。

○竹山美虎委員長　澁谷委員。

○澁谷洋子委員　ありがとうございます。

御答弁の中にありました、大学を取り巻く状況の変化や急速な少子化の進展により、志願者数の減少や大学間の競争がより一層激しくなることが予想されるというふうな御答弁でしたが、青森公立大学の入学者数についてお伺いしたところ、令和７年度から令和８年度はさほど変化がなく、やはり入学志願者数というのはこれまでも多いと思います。減っているわけではないなというふうに思います。大学が持つ特色や強みを生かしつつ、社会が求めるニーズ、社会情勢の変化にも適切に対応していく必要があるということは、ＩＣＴを積極的に活用しながらＤＸを推進するというふうな目的・目標を持って変更をしたのだなということが分かりました。

次に、お伺いいたします。第４期中期目標において、設立者である市として今後青森公立大学にどのような役割や取組を求めていくのか、市の考えをお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長　青森公立大学に求める役割や取組についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森公立大学は、専門性を持った教養人として、経営学と経済学についての学際的、総合的な思考力を備えた人材の養成を図るとともに、広く地域に開かれた大学として、教育研究の還元による地域貢献活動を一層推進し、もって産業経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として設立した大学であります。

そのため、市では第４期中期目標におきまして、大学が市のシンクタンクとしての役割を果たすことはもとより、市をはじめ地域が抱える諸課題を見据えた教育研究に取り組み、市が目指す将来都市像「みんなで未来を育てるまちに」の実現にも貢献するという使命を果たすため、１つに、大学の教育研究等の質の向上に関すること、２つに、地域貢献に関することをはじめ、６つの項目において目標を定め、

それらの実施を大学に求めていくこととしております。

具体的に申し上げますと、大学の教育研究等の質の向上に関しましては、高度で広範な教養と経営学・経済学についての学際的・総合的な思考力を備えた人材を育成し、教育プログラムの継続的な検証・再編や、多様な学修機会の確保を図るとともに、地域課題や国際的な課題について基礎・応用研究を推進し、その成果を地域社会に還元すること、また、地域貢献に関しましては、地域の産学官金との連携強化や、教育研究成果等の地域還元、リカレント教育を推進するとともに、地域のニーズを踏まえた実践的な人材や、起業・創業、地元企業の新たな事業展開を担う人材育成の推進、さらには、市のシンクタンクとして市の施策に積極的に関与することなどを求めていくこととしております。

○竹山美虎委員長　澁谷委員。

○澁谷洋子委員　ありがとうございました。

ただいま御答弁の中にありました地域貢献に関しては、地域のニーズを踏まえた実践的な人材や、起業・創業、地元企業の新たな事業展開を担う人材育成の推進をというふうに御答弁にありました。

若者が定着をしていただくためのこの公立大学の役割、それと地元企業にそのまま就職をしていただきたい、それは青森市役所の公務員になっていただきたいというような取組と同じことだと思います。

この地域貢献に関するところには、ぜひ大学として地元の企業とのマッチングをしたりとか、充実を図りながら、１人でも多くの学生さんがここ青森市に残っていただいて、ここから出ていかないようにするための取組、また、大学自体も魅力ある学部の編成も必要になってくると思います。それが先ほどの答弁にありましたとおり、ＩＣＴを積極的に活用しながらＤＸを推進できるような、そういった学びをできる学部も、青森公立大学にはこれから求められてくるのではないかなというふうに考えます。

ぜひ、企画部長にお願いがあるんですが、この青森公立大学、学生さんが青森市に残ってここで働きたい、学びたい、青森公立大学に行って学びたいというふうに思ってくれる魅力を、青森公立大学の方々、関係する方々と協議しながら、魅力づくりに貢献をしていただくようにお願いをして、この質疑は終わります。ありがとうございました。

最後に、私道等整備事業補助金についてお伺いいたします。８款土木費１項土木管理費１目土木総務費に関連して、質疑をさせていただきます。

初めに、この事業の当初予算額と決算額、執行率についてお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　私道等整備事業補助金についての御質疑にお答えをいたします。

令和７年度の私道等整備事業補助金につきましては、予算額 100 万 1000 円、決算

額 98 万 5600 円となっており、執行率につきましては約 98.5％となっております。
以上であります。
○竹山美虎委員長　澁谷委員。
○澁谷洋子委員　ありがとうございます。
これ 98.何％、約 100 万円の決算額を計上しておりました。これについて質疑をさせていただきます。
私道整備に対する市民からの申請や要望が少ないということなのか、それとも要望はあるものの制度上の要件や予算等の理由により執行に至らなかったものもあるのか、お示しください。
○竹山美虎委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。
○土岐政温都市整備部理事　再度の御質疑にお答えをいたします。
私道の整備に関しましての御相談は年間数件いただいております。ただ予算環境が近年 100 万 1000 円という限られた予算でありますので、その中で実施できるという御相談について優先して実施しているところであります。
以上であります。
○竹山美虎委員長　澁谷委員。
○澁谷洋子委員　年間数件の要望等、相談件数だということなんですけれども、私のところに寄せられる私道の件数――相談の中で何が一番多いかなって自分自身考えたときに、私道の整備に関しての要望・相談が一番多いなということで、今回質疑をさせていただきました。
令和６年度・令和７年度における申請件数、採択件数、採択されなかった件数をそれぞれお示しください。
○竹山美虎委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。
○土岐政温都市整備部理事　再度の御質疑に関しまして、令和６年度、令和５年度の申請件数、対応件数等につきましては、手元に資料がありませんのでお答えすることができません。
以上であります。
○竹山美虎委員長　澁谷委員。
○澁谷洋子委員　そうですよね。あるわけがないなあと私も思います。では資料がなければ後ほど報告には来ていただきたいんですが――
○竹山美虎委員長　都市整備部理事。
○土岐政温都市整備部理事　大変失礼いたしました。再度の御質疑にお答えをいたします。
令和５年度につきましては、申請件数１件、予算額 100 万 1000 円、申請事業費 68 万 2000 円、補助金が 47 万 7400 円。そして令和６年度、申請件数２件、予算額 100 万 1000 円、申請事業費 133 万 1000 円、そして補助金が 93 万 1700 円となっております。

以上であります。

○竹山美虎委員長　澁谷委員。

○澁谷洋子委員　令和５年度・令和６年度――私は令和６年度・令和７年度における申請件数・採択件数等を聞いたと思ったんですが、令和５年度・令和６年度でお答えされましたので、令和７年度は後ほど報告をしていただきたいと思います。

その中で、採択とならなかったものについて、その理由をお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　再度の御質疑にお答えをいたします。

その前に、令和７年度の実績でありますけれども、申請件数１件、予算額 100 万 1000 円、申請事業費 181 万 5000 円、補助金 98 万 5600 円であります。

それで､採択にならなかった件数につきましては､手元に資料がありませんので、後ほど報告にまいります。

以上であります。

○竹山美虎委員長　澁谷委員。

○澁谷洋子委員　分かりました。よろしくお願いいたします。

私道であっても、時間をかけていろいろと協議を重ねながら対応していることはこれまでも承知しておりました。ですが、２か年の実績、令和５年度からいただきましたので、３か年の実績を見て、現在の私道等整備事業については、本当に市民のニーズに十分対応できていると認識しているのか、まず市の考えをお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　再度の御質疑にお答えをいたします。

現在の私道等整備事業補助金については、市民のニーズに十分対応できているのかというところでありますけれども、私どもは、私道等整備事業につきましては、原則、大原則でありますけれども、これは私道の所有管理者が維持管理をすべきというもので考えております。ただ、事故を誘発するような穴ぼこなどにつきましては、緊急性があると判断して、そこは対応しているところであります。

実際、私道の整備につきましては、砂利道を付近の方々が所有者の同意を得て舗装をかけたり、あるいはロードミラーを設置したりということでの、いわゆる道路交通をスムーズに行う、あるいは安全を確保するということでの、いわゆる公益性があるということで我々は補助制度を設けてそれに対応しているところであります。

当然要請に対しましては、十分応えたいという気持ちはありますものの、予算環境がありますので、そこの中で、例えばですけれども件数を実施して――受け付けして実施して、残余が出た場合には、次の申請の方にこの予算がありますけれどもというような形で、そこは、我々は真摯に対応して、この補助事業を進めているところであります。

以上であります。

○竹山美虎委員長　澁谷委員。

○澁谷洋子委員　ありがとうございます。今のは土岐都市整備部理事の思いだったなというふうに感じております。

確かに私道については、その道路を管理する方は個人であったり、様々な状況があると思います。相続上の問題であったり、地域で確かに７割の補助をいただきながら、この私道の整備をしていただくというふうなやり方も取ってもらっているのが現状だと思いますが、これればかりで全てが私道、片づくわけはなく、やっぱり相談の中に一番あるのは、もう誰の道路なのか、私道と言われても、自分たちはここに家を建てているので、建てた後に分かった状態で、その穴ぼこだらけのところを直すためにはどうしたらいいんですかという相談件数が、一番私には多いです。

もともと先人の方が住み続けていらっしゃって、代々そこのおうちを守ってきたのであれば、道路状況も理解はされると思いますが、そうではないという状況も近年ありますので、そういったところには、今、土岐都市整備部理事がおっしゃったように､担当課のほうでもって､相談に来た方に丁寧に説明をしていただきながら、ただ、できないではなくて、きちんと、できるようにどうしたらいいのかというふうに考えていただきたいというふうに要望をしたいと思います。

最後に、私道の整備については、国の法制上、市が対応できない部分があるということは、理解はしております。しかし、市民から見れば、道路が公道であるか私道であるかにかかわらず、日々の生活に必要な道路というふうに位置づけされているところが、たくさん青森市内にはあると思います。

そういったところを、この制度上ではできませんが、青森市の判断によって対応できることをどのように整理をしていらっしゃいますか。市の考えをお示しください。

○竹山美虎委員長　答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事　再度の御質疑にお答えをいたします。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、私道とはいえ連続する道路でありますとか、公共性・公益性の高いものにつきましては、これは市民の方から見れば同じ道路であるということは存じております。

ですが、大原則としまして、やはりその所有管理者が維持管理をしなければいけないというところは、これは権利が絡むものでありますから、ここは大原則のとおり、我々も進めなきゃいけないと。ただ、やはり私道とはいえ、市に寄附をすることで、そこは一定の条件を満たすものにつきましては、市は寄附採納を受けているということであります。それに当たりましては、広報あおもりあるいは市のホームページで、私道の寄附と整備補助につきまして、ここは周知を図っているというところであります。また、引き続き周知につきましては、これまで同様進めていきたいと考えているところであります。

以上であります。

○竹山美虎委員長　澁谷委員。

○澁谷洋子委員　ありがとうございました。

今、御答弁の中にもありました、私道路がこの状態のままでいいとは限らない、さすが土岐都市整備部理事だなと思います。私よりもきっと、私道についてはいろいろ御相談があるんだと思いますけれども、私道路が通学路になっていて、側溝がなかなかに直せない、もう20年以上だそうです。そういったところの整備をやってくれなかったので、自腹を切って町会でもってやってきたんだよというお話を聞く機会がありました。

20年以上前ですから、そのときは若かった、お金があった、体力があったなど、皆さん今になって笑って教えてくれましたけれども、そのときのことを考えると、やはり歩み寄った形をもって、どうしたらそういったところも整備ができるのかなというふうに、まずは話を聞いていただいて、それを一緒に考えていただく。私道路であるから、それはできません、あれはできませんっていうふうな話し方をするのではなくて、やっぱり聞いていただけるような、職員の対応をもう一度改めて考えていただきたいなというふうに要望して、私の質疑は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○竹山美虎委員長　以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、まず、議案第129号「決算の認定について」、議案第130号「決算の認定について」及び議案第132号「決算の認定について」の計３件について一括してお諮りし、次に、議案第131号「剰余金の処分及び決算の認定について」、議案第133号「剰余金の処分及び決算の認定について」及び議案第134号「剰余金の処分及び決算の認定について」の計３件について一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹山美虎委員長　御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は、以上のとおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、まず、本委員会に付託されました議案第129号「決算の認定について」、議案第130号「決算の認定について」及び議案第132号「決算の認定について」の計３件についてお諮りいたします。

議案第129号、議案第130号及び議案第132号の計３件については、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹山美虎委員長　赤平勇人委員、何号に御異議がありますか。

○赤平勇人委員　議案第129号に異議があります。

○竹山美虎委員長　議案番号を確認いたします。議案第 129 号でよろしいですね。

○赤平勇人委員　はい。

○竹山美虎委員長　ほかに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹山美虎委員長　それでは、議案第129号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第129号については、認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹山美虎委員長　起立多数であります。

よって、議案第129号については、認定すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第129号を除く各案件については、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹山美虎委員長　御異議なしと認めます。

よって、議案第129号を除く各案件については、認定すべきものと決しました。

次に、議案第131号「剰余金の処分及び決算の認定について」、議案第133号「剰余金の処分及び決算の認定について」及び議案第134号「剰余金の処分及び決算の認定について」の計３件についてお諮りいたします。

各案件については、剰余金の処分及び決算の認定が１つの議案として提出されていることから、原案のとおり可決及び認定すべきかについてお諮りいたします。

議案第131号、議案第133号及び議案第134号の計３件については、原案のとおり可決及び認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹山美虎委員長　御異議なしと認めます。

よって、議案第131号、議案第133号及び議案第134号の計３件については、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、２日間にわたり、終始熱心に審査をしていただき、誠にありがとうございました。

また、理事者の皆様には、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

午後２時23分閉会